



Hiroshima Peace Institute



# 広島平和研究

Hiroshima Peace Research Journal

2026年 3月

March 2026

第13号 Vol.13



広島市立大学広島平和研究所

Hiroshima Peace Institute

Hiroshima City University



# 広島平和研究

Hiroshima Peace Research Journal

第13号 Vol.13



# 広島平和研究

第13号

大芝亮 広島平和研究所長・特任教授 退職記念号

## 目次

### 平和研究の窓

- 「アメリカの平和（1917-2017年）」の一世紀とその終焉  
.....（佐々木卓也）… 7

### 特別寄稿

- 大芝亮広島平和研究所長・特任教授への献辞.....（永井均）… 21  
広島での7年間.....（大芝亮）… 25  
大芝亮 広島平和研究所長・特任教授  
略歴および研究・教育・大学運営・社会貢献等..... 31

### 特集論文——戦後80年を超えて

- 戦後日本における「平和と教育」をめぐる言説空間の変遷  
——テキストマイニングを用いた構造的把握の試み.....（梅原季哉）… 47  
東京裁判における国際検察局（IPS）尋問調書の役割に関する研究  
.....（佐々木幸恵）… 69

### 独立論文

- 気候変動問題をめぐるレジーム間の調整.....（沖村理史）… 91

### 書評

- Cynthia E. Smith  
*Designing Peace: Building a Better Future Now*  
New York: Cooper Hewitt, Smithsonian Design Museum, c2022  
.....（真木利江）… 105

第14号の投稿の募集について.....	110
投稿規程.....	112
審査規程.....	116
編集後記	

# Hiroshima Peace Research Journal

Volume 13

Special Tribute Volume for Director of HPI and Specially Appointed  
Prof. Ryo Oshiba

## Table of Contents

### A Window into Peace Studies

The End of 100 Years of Pax Americana (1917–2017) ..... (Takuya Sasaki) ... 7

### Special Contribution

Dedication to Professor Ryo Oshiba ..... (Hitoshi Nagai) ... 21

My Seven Years in Hiroshima ..... (Ryo Oshiba) ... 25

Curriculum Vitae of Prof. Ryo Oshiba ..... 31

### Special Feature: Eighty Years since the End of World War II and Beyond

Evolving Discourses on Peace and Education in Post-WWII Japan:

A Structural Analysis Using Text Mining ..... (Toshiya Umehara) ... 47

A Study on the Interrogation Records of the International Prosecution Section  
(IPS) and Its Historical Role at the Tokyo Trial ..... (Yukie Sasaki) ... 69

### Research Article

Coordination between Regimes for Climate Change Issue  
..... (Tadashi Okimura) ... 91

### Book Review

Cynthia E. Smith

*Designing Peace: Building a Better Future Now*

New York: Cooper Hewitt, Smithsonian Design Museum, c2022

..... (Rie Maki) ... 105

<b>Call for Papers: Hiroshima Peace Research Journal, Vol.14</b> .....	110
<b>Submission Guidelines</b> .....	112
<b>Regulations for the Evaluation of Manuscripts</b> .....	116
<b>Editorial Note</b>	



## 平和研究の窓

# 「アメリカの平和（1917-2017年）」の一世紀とその終焉

佐々木 卓也

立教大学法学部特別専任教授

## はじめに

世界の歴史において、おそらく20世紀のほとんどを、とりわけ第二次世界大戦後の半世紀余りを、かつての「ローマの平和」、あるいは「イギリスの平和」になぞらえて、「アメリカの平和」——アメリカが主導した平和——の時代と呼ぶことができるであろう。

ウィルソン大統領（民主党）が1917年1月、上院にて「勝利なき平和」演説を行い、いわゆるリベラルな国際秩序構想を提唱して以来、国際社会はウィルソンの外交理念に大きな影響を受け、とくに第二次世界大戦後はアメリカ主導の国際秩序の建設が進んだ。アメリカの軍事力と経済力・金融力、さらには理念に裏打ちされたリベラルな国際主義が「アメリカの平和」の基底にあった。

しかしウィルソンの演説からちょうど百年後の2017年1月に「アメリカ第一」を掲げるトランプ（共和党）が大統領に就任し、さらに彼が2025年1月に権力の座に復帰したことで、アメリカ外交は確実に新しい段階に入った。「アメリカ第一」はリベラルな国際主義とはほとんど排他的な関係にあり、その外交路線は「アメリカの平和」を放り出すものだからである。

本小論は、20世紀初頭以来「アメリカの平和」の実現をめざしたアメリカ外交の展開を概観するとともに、それに決別するトランプ外交の基調を考察するものである。

## 二つの大戦と「アメリカの平和」

建国以来の外交的伝統である孤立主義に代わり、アメリカ的な国際主義の理念を打ち出したのが、ウィルソン大統領である。彼は1914年夏にヨーロッパで戦争が勃発すると、この未曾有の大戦をヨーロッパ的勢力均衡外交の破綻を示す事態であると把握し、「勝利なき平和」「十四か条の原則」などを通じて、アメリカ主導のリベラルな国際秩序構想を明らかにした。「アメリカの平和」への道程の始まりである。彼は1917年4月、アメリカの対独宣戦布告を求めた議会演説で、「世界を民主主義にとって安全なものにする」ために参戦すると述べ、さらに「正義

は平和よりも尊い。われわれは……小国の権利と自由、すべての国に平和と安全をもたらし、世界をついに自由にするために、自由な人々からなる協調による正義の普遍的支配のために戦う」と宣言し、極めて理想主義的な言辞で参戦の大義を訴えたのである。

ウィルソンの構想は、国際機構の設立による集団安全保障、公海の自由、秘密条約の廃止、関税障壁の撤廃、軍縮、民族自決の原則を骨格とするもので、その中核にある国際連盟案は、旧来の同盟や勢力均衡に代わる集団安全保障の原則によって、加盟国が協力して相互の安全を守ることをめざすものであった。ウィルソンはアメリカが協商国の一員ではなく、「提携国」として戦争に参加する立場をとり、さらに英仏などに一切諮ることなく戦後構想を発表し、協商国に一定の距離を置く方針を貫いた。

ウィルソンの国際連盟加盟案は、アメリカの伝統的な単独行動を重視する共和党の反対で葬り去られたが、1920年代の共和党政権はヨーロッパのロカルノ体制とアジア太平洋のワシントン体制をドルで支える外交を進めた。アメリカの経済と金融がヨーロッパと東アジアの資本主義的国際秩序を支える構図である。アメリカの経済力は世界のほぼ半分を占め、海軍力ではイギリスに肩を並べていた。しかし経済史家のキンドルバーガーが指摘するように、戦間期のアメリカは世界経済システム——ひいては世界システム——の維持に責任を負う意思を持たず、大恐慌後の世界経済の破綻を座視、傍観した。「アメリカの平和」を担う決意を固めるには、第一次世界大戦に匹敵する重大な国際事象の発生が必要であった。

リベラルな国際秩序構想は、ウィルソン政権で海軍次官を務めたローズヴェルト大統領（民主党）が継承し、彼の指導の下で「アメリカの平和」への歩みが進んだ。ローズヴェルトは1939年9月にヨーロッパで二度目の大戦が起き、翌年春までにドイツの軍事的優位が明らかになると、参戦前ながらイギリスのチャーチル首相と「十四か条の原則」に倣う大西洋憲章を共同発表し、参戦するやすぐに他の連合国と共に戦争目的を発表した（連合国共同宣言）。アメリカは第二次世界大戦では外交、軍事において連合国の一員としての立場をとり、イギリスと合同参謀本部を設置してヨーロッパとアジア太平洋の軍事戦略を策定し、さらにイギリス、カナダと協力して原子爆弾製造計画（マンハッタン計画）を進めた。連合国の勝利にあたり、「民主主義の兵器廠」としてのアメリカの軍事的・経済的役割は決定的であった。

アメリカはまた、戦後構想の実現に向け優れた指導力を発揮し、一連の連合国会議を主催して国際連合、国際通貨基金、世界銀行の設立を協議した。国際通貨基金と世銀は「自由・無差別・多角的」を理念に、金とドルの兌換を保証する戦後通貨金融体制（ブレトンウッズ体制）の創設につながり、貿易については戦後、同様の理念にもとづく GATT（関税及び貿易に関する一般協定）が締結された。

ローズヴェルトはウィルソンの失敗を教訓として、戦後構想をめぐり国内の世論、野党・共和党の支持を巧みにとり付けた。国連憲章案とブレトンウッズ協定案は、大戦の終結までに超党派の支持を得て議会で大差で承認されたのである。

このころメディア界で絶大な影響力を振ったのが、ルースであった。彼は数百万部の発行部数を誇る週刊誌『タイム』、写真週刊誌『ライフ』、さらにはビジネス月刊誌『フォーチュン』を刊行するメディア界の雄であり、これらの雑誌が展開する国際主義的論調は世論に大きな影響を与えた。とくにルースは1941年2月『ライフ』に寄せた「アメリカの世紀」と題する論説で、アメリカは1919年に「世界の指導を担う……黄金の機会」を逃したのであり、今度こそ「孤立主義」から脱却してその国際的責務を果たし、20世紀を「アメリカの世紀」にしなければならないと主張した。ルースによれば、ジャズ、ハリウッドの映画、アメリカの俗語、アメリカ製機械・特許製品が体現する「巨大なアメリカ的国際主義」ゆえに、アメリカはすでに「世界の知性と科学と芸術の首都」であった。彼は「アメリカの世紀のビジョン」を実現するために、自由な経済活動、世界貿易、「善きサマリア人」として世界への食糧の供給、そして「自由と正義の理想」の四分野でアメリカが果たすべき役割を説いたのである。

大戦を通じて形成過程にあった「アメリカの平和」を支えたのが、アメリカの抜きでた経済力・金融力と軍事力であった。第二次世界大戦中のアメリカの軍需生産は英ソ日独の主要四か国の合計に匹敵する規模に達し、国民総生産は1941年の1245億ドルから1945年に2119億ドルへと飛躍的に伸びるなど、大戦終結期の経済力は他の国々を圧倒した。金の保有高は1947年には世界の7割に達するところであった。アメリカは核兵器を含む強力な軍備を保持し、さらに豊かな「アメリカ的生活様式」が多大な対外影響力を発揮した。とくに、国際政治学者ナイが後に「ソフト・パワー」と名づけるアメリカの社会、文化、価値などの魅力はリベラルな国際主義の構成資源であり、「アメリカの平和」を支える不可欠な要因であった。

## 冷戦と「アメリカの平和」

第二次世界大戦が終わると、「アメリカの平和」に挑戦する国として現れたのが、ソ連である。米ソは戦後国際秩序のあり方をめぐり対立を深め、冷たい戦争（冷戦）が始まった。アメリカはソ連の脅威に対抗するために封じ込め政策を実施し、西ヨーロッパと東アジア太平洋の反共諸国の経済再建・復興に莫大な資源を投ずるとともに、これらの国々と軍事同盟を結び、西ヨーロッパと東アジア太平洋の安全に責任を負った。

冷戦期のアメリカは海外での軍事介入と諜報活動、外国政府の転覆工作を積極

的に行い、共産主義の脅威に対抗した。大規模な海外派兵は1950年春に勃発した朝鮮戦争が最初であった。朝鮮では中国が北朝鮮を支援するために人民義勇軍を派遣すると、米中軍事衝突へと発展した。トルーマン政権（民主党）は中国に対する厳しい軍事的封じ込めに着手し、以降約20年間米中関係は険悪な状況が続いた。

冷戦期アメリカの最大の失敗はベトナム戦争であった。ベトナムの共産主義勢力による宗主国フランスに対する軍事闘争は本来は植民地主義の清算、民族自決の問題であったが、アメリカはこれを国際共産主義の膨張、冷戦と結び付けて解釈し、「アメリカの平和」に対する重大な脅威と過大評価した。アメリカは1960年代半ば以降、北ベトナムと南ベトナム解放民族戦線の軍事浸透に直面する反共の南ベトナム政府を支えるために、本格的な軍事介入を始め、やがて50万人を超える兵士を派遣したが、戦争は混迷の一途をたどった。ベトナム戦争は莫大な戦費に加え、ドルの海外流出、国際収支の悪化と大幅な財政赤字の派生、インフレの昂進を招来したばかりか、国内では戦争に反対する運動が高揚し社会に分断が生じた。さらにアメリカがベトナム戦争に苦しんでいる間に、日本と西ヨーロッパの同盟諸国が経済的に台頭し、主要な対立国であるソ連がアメリカの核戦力にほぼ追いつくなど、アメリカをとりまく内外の環境は悪化した。1969年のアメリカの貿易収支は赤字に転落し、金保有高は100億ドルを割り込む勢いであった。

1969年に発足したニクソン政権（共和党）は「アメリカの平和」を守るために、ベトナムからの米軍撤退を進めるとともに、経済と外交の分野で思い切った措置に出た。それは、対ソ冷戦を前提に、同盟国に負担増を強いる、あるいは同盟国を犠牲にする一連の政策——ニクソン・ドクトリン、「新経済政策」、対中接近、対ソ・デタント外交——であった。

まずニクソン大統領はニクソン・ドクトリンを通じて、アメリカの同盟国に対する核の傘の約束とともに、海外関与の整理・縮小と同盟国の軍事的貢献増を打ち出した。

次に、ニクソンは「新経済政策」（1971年8月15日）で、外国製品の「不公平な優位」に対抗して全輸入品に10%の輸入課徴金の賦課、ドルと金の兌換の一時停止を表明し、固定相場制を支えてきた基軸通貨国としての国際責務の放棄を宣言した。ブレトンウッズ体制の根幹である、金ドル本位制を一方的に瓦解させる声明であった。大統領が厚く信頼するコナリー財務長官は、西側同盟諸国が戦後復興のためにアメリカの莫大な援助を得ながら依然としてアメリカの軍事的庇護にあり、今や巨額の対米貿易黒字を計上していることに憤りを隠さなかった。彼の国際経済哲学は「われわれがやられる前に外国人をやり込める」というものであり、彼はドル切り下げに関するスミソニアン協定に至る過程で、「ドルはわれわれの通貨であるが、あなた方の問題だ」と言い放ち、「途方もない特権」（ジス

カールデスタン仏蔵相）とも評される基軸通貨ドルの圧倒的優位を見せつけたのである。

第三に、アメリカは1960年代末に国境をめぐり軍事紛争に陥るまでにソ連との関係が悪化した中国に働きかけ、中国をアメリカ主導の国際秩序に引き寄せることに成功した。ニクソンの訪中（1972年2月）は米中関係の劇的な改善につながり、東アジアの国際緊張の緩和に貢献したが、アメリカがこの地域で安全保障条約を結ぶ日本や台湾との事前の協議は一切なかった。アメリカは東アジア外交の大転換を行う上で、同盟国の外交的立場を大きく損なうことに躊躇はなかった。

最後に、ニクソンとキッシンジャーが推進した対ソ・デタントは米ソ両国の戦略関係の安定と核軍拡競争の管理をはかるもので、アメリカの軍事的負担を軽減する狙いがあったが、西ヨーロッパ諸国はアメリカがNATO（北大西洋条約機構）を軽視してソ連との関係改善を優先すること、さらにはアメリカが貿易と防衛を関連付け、貿易問題で譲歩を要求する事態を懸念した。それは決して杞憂ではなく、ニクソン政権は西ヨーロッパ諸国が貿易問題で譲歩しなければ、アメリカの防衛関与の再検討を考慮していたのである。

対ソ・デタントは1979年末にソ連がアフガニスタンを侵攻したことで最終的に崩壊し、新冷戦が始まった。レーガン政権（共和党）は大規模な軍備増強を始め、ソ連に対抗した。これに対して中国との関係は着実に進展した。アメリカは1979年に中国との外交関係を正常化し、鄧小平が進める改革・開放路線に協力した。レーガンはアメリカ政界きっての親台湾派の政治家であったが、大統領に就くと、対ソ戦略の文脈で対中関係を実施し、1984年に初の訪中を果たした。この時期の米中関係は防衛協力も進み、両国関係は「黄金時代」を迎えたのである。

冷戦末期に天安門事件が起き（1989年6月）、中国の民主化を求める学生や市民の要求は中国当局の武力行使によって徹底的に弾圧されたが、ブッシュ（父）政権（共和党）は厳しい対中制裁を求める議会と世論に抗し、中国との関係の維持、そして強化——大統領はまもなくしてそれを「関与」と説明した——が中国の民主化につながると主張した。国際環境の変容に伴い中国の戦略的重要性が変化するなか、1972年以来の中国政策の踏襲を正当化する新たな論理であった。

レーガン政権は当初、アメリカの強さの象徴として高金利・ドル高政策をとり、また自由貿易を標榜し国内市場を開放することで、海外、特にアジア太平洋諸国の対米輸出を促進し、これらの国々の経済成長を牽引したものの、貿易赤字額の急増を招いた。その額は1984年に1000億ドルを、1985年には1200億ドルを超え、アメリカは1914年以来続いていた債権国から債務国に転落するところであった。最大の貿易赤字国は日本であり、対日赤字額は1985年に全体のほぼ半分の500億ドルに達し、赤字の主要部分は自動車・自動車部品の対米輸出によるものであった。日本は1985年に世界最大の債権国となり、1987年には一人当たりの国内総生

産（GDP）でアメリカを抜いた。冷戦の終結期に「アメリカの平和」に対する経済的な挑戦国として、日本が出現したようであった。

レーガン政権はニクソン政権と同様、GATTを迂回して、一方的な制裁措置を盛り込むなどの通商外交を打ち出した。アメリカが債務国に転じる年であり、しかもゴルバチョフがソ連の指導者となり国際緊張が緩和し始める1985年が分岐点となった。レーガン政権のベーカー財務長官はこの年9月、ドルの切り上げで先進国蔵相・中央銀総裁会議（G5）の合意をとり付け（プラザ合意）、次いでレーガン大統領は新たな通商方針として、不公正貿易に従事する国に対する対抗措置をとる権限を大統領に与える1984年通商関税法の301条を活用し、外国市場の開放を求めることを発表した。さらに1988年には、この301条を強化するスーパー301条を盛り込んだ1988年包括通商・競争力法案が成立した。これによってアメリカは一国で、いわば刑事・検事・裁判官を務める法的基盤を整え、経済制裁の脅しを振りかざして通商交渉に臨む姿勢をとったのである。主な標的は日本であった。

当然のことながらアメリカの対日感情は悪化した。1989年7月の世論調査では、アメリカ人の68%が日本の経済的脅威が最も深刻であると答え、ソ連の軍事的脅威と答えたのは22%に過ぎなかった。いわゆる「日本叩き」が猖獗を極め、冷戦期のソ連に対するように、日本に対する「封じ込め」を主張する識者も現れた。ある政治家は「良いニュースは冷戦が終わったことだ。悪いニュースはドイツと日本が勝ったことだ」と語り、冷戦終結にあたって屈折した思いを披露したのである。

だが安全保障をアメリカに依存し、対米関係を基軸とする日本は「アメリカの平和」に挑戦する意図を持たず、通商交渉では国内市場の開放に向けて譲歩、あるいは対米輸出自主規制を選び、さらに米国債を大量に購入し、「アメリカの平和」を支えた。またアメリカも戦後通商体制の維持のために不公正な貿易慣行に従事する外国に断固たる対抗措置を講ずるという立場をとり、自由貿易の原則をおろすことはなかった。まもなくして日本経済は失速し、長く低迷期に入ったことで、日本脅威論は急速に退潮した。

## 冷戦の終結と「アメリカの平和」

ヨーロッパ冷戦は基本的にアメリカの条件で終結し、自由主義的民主主義と市場経済の優位が確立したようであった。しかも湾岸戦争を勝利に導いたアメリカの国際的指導力と軍事力は極めて印象的であった。政治学者のフクヤマは著作『歴史の終わり』でアメリカ的政治理念の勝利を謳い、外交評論家のクラウトハマーは湾岸戦争直後に、アメリカは「その意思と力で……単極の世界を指導し、何

ら恥じることなく世界秩序の規範を制定する」ように主張した。クリントン政権（民主党）は市場経済と民主主義の拡大を軸とする安保戦略を打ち出し、とくに経済に比重を置いたグローバル化を積極的に推進した。「アメリカの平和」の形成と維持は順風満帆のようであった。

しかしそれを支える国内基盤は決して強固ではなかった。冷戦終結後のアメリカは急速に内向きの様相を深めたからである。1992年の大統領選挙では、「外交大統領」のブッシュは、「ナショナリスト」を自称し、「アメリカ第一」、リベラル派との「文化戦争」を主張するブキャナンに共和党予備選挙で苦戦し、本選挙では「変化」と「国民第一」をスローガンとするクリントン民主党候補に敗北した。しかもこの選挙では、自由貿易への反対、国内優先を唱える実業家ペローが第三政党（改革党）から出馬し、19%の得票率を得た。勝利を収めたクリントンは43%の得票率であり、ブッシュは37.5%であった。経済政策で躓いたとはいえ、外交で画期的な業績を残したブッシュを拒否する得票が全体の60%を超えたことは、冷戦後の有権者の関心のありどころを示すものであった。

さらに1994年の中間選挙で共和党が圧勝し、40年ぶりに上下両院で多数を制した。とくに下院では内政中心の極めて保守的な選挙公約「アメリカとの契約」を掲げて大勝した。共和党下院議員の指導者であるギングリッチは1995年1月に下院議長に就任すると、クリントン政権と徹底的に対立、対決する方針をとり、党派対立が激化したのである。

外交経験と知見に乏しく、内政優先を求める民意に敏感なクリントンは、外交政策を進める上で国内経済に貢献するか否かを主要な判断基準とした。彼はNAFTA（北米自由貿易協定）、APEC（アジア太平洋経済協力会議）、GATTウルグアイラウンドの最終合意とWTO（世界貿易機関）の発足を支持し、自由貿易の発展を推進した。クリントンはWTOについて、「自由、自由に選ばれた政府、自由市場、思想の自由な流れ、そして人々の自由な移動が最も多くの人々にとって最大の繁栄に至る最も確かな道程である」と言明し、貿易のさらなる自由化によってもたらされる成果を楽観的に語った。WTO発足当初の高揚感を物語る発言であった。クリントンは中国に対しては、当初人権問題で厳しい態度をとったが、すぐにそれを修正し、人権状況の改善を条件とすることなく恒久的最恵国待遇の供与を決め、さらに中国のWTO加盟が中国の政治的自由につながると説き、中国の民主化の促進を理由に、改めて対中関与を正当化したのである。

金融と情報技術（IT）関連産業が牽引するアメリカ経済は1990年代を通じて順調に伸び、世界経済に占める割合は1991年の25%から2000年には30%にまで増大した。アメリカの影響力はグローバル化し、軍事、経済、文化など多くの分野で圧倒的な立場を築き上げた感があった。著名なコラムニストのフリードマンが「民主主義による平和」ならぬ「マクドナルドの平和」——ファストフードのマクド

ナルドが出店している国同士は戦争をしない——を唱え、卑近な言葉でアメリカ主導の経済グローバル化を称賛したのは、1996年のことであった。

幸い1990年代のアメリカに軍事的・経済的脅威を与える国は不在であった。冷戦の終結後、ヨーロッパとアジア太平洋の同盟国のなかでアメリカとの安全保障条約を解消した国はなく、むしろ NATO の東方拡大が示すように、アメリカとの関係の強化を望む国が多かった。ただしクリントン政権は防衛資源に多くを費やすことはなく、アメリカの軍事費は GDP 比で1993年の4.6%から2000年には3.1%に減少した。この数字は大恐慌以来最も低いものであった。

ところが、9・11テロ事件（2001年9月）が転機となった。ブッシュ（子）政権（共和党）はアルカイダによるテロ攻撃を「アメリカの平和」に対する重大な挑戦と見なし、激しい対抗措置に出たからである。ブッシュ政権はアルカイダを匿うアフガニスタンのタリバン政権に対する攻撃に、さらに2003年3月イラク侵攻に踏み切った。大統領はサダム・フセイン政権を打倒すると、4月上旬に「イラクにおける主要な戦闘は終わった。……自由へのコミットメントはアメリカの伝統である。……われわれは人類の自由を支持する」と意気揚々と語った。ウィルソンの理念の復唱であり、「アメリカの平和」のおそらく頂点を誇示する演説であった。

しかしまもなくして中東への軍事介入は長期化、泥沼化し、戦費は7000億ドルを超えた。しかも2008年の「リーマン・ショック」を契機に発生した金融・経済危機に対し、ブッシュ政権、オバマ政権（民主党）は約7000億ドルの大型財政支出によって巨大な金融機関・企業を救済しながら、一般の労働者は大量に解雇され、失業率は一時10%を超えた。レーガン政権期から顕著となった経済格差は冷戦後さらに広がり、1990年代のアメリカ史上最長の景気拡大にもかかわらず、中間層の所得シェアは伸び悩み、富裕層はさらに豊かになった。オバマ政権下でも経済格差の是正は進むことなく、金融危機後も所得上位層の優位は圧倒的で、上位1%が全体の富の30%余りを掌握していた。アメリカが牽引したグローバル化は「アメリカの平和」を実現するはずであったが、その過程で生じた中東戦争の失態と国内の貧富の格差の途方もない拡大は、既成の政治と外交に対する重大な不信と不満を生んだ。

この間中国の経済的・軍事的台頭には著しいものがあつた。中国は2006年に世界最大の外貨保有国に、2008年以降はアメリカに次ぐ軍事費支出国に、そして2010年には日本を抜いて世界第2位の経済国に成長した。中国の経済的・軍事的躍進を助けたのが、日米を含む西側諸国の協力であり、クリントン政権が積極的に推した中国の WTO 加盟であった。オバマ政権は中国の「平和的台頭」を歓迎し、中国をアメリカが深く関与するアジア太平洋秩序に組み込む、あるいは引き寄せることをはかかったが、中国が2010年以降、南シナ海、東シナ海、尖閣諸島周辺で

近隣諸国と領土問題をめぐって対立し、紛争を引き起こすと、武力による現状変革に反対する姿勢を明確に表明した。

オバマ大統領は中国の台頭に対してさらに、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定をアメリカのアジア太平洋における「再均衡の中心的な柱」と位置づけ、中国に「グローバルな経済の規則を書かせるわけにはいかない」と言明した。オバマ政権はTPPを通じてこの地域の自由貿易を推進し、同盟国、友好国と政治・経済連携を強化する政策をとった。しかしTPP協定は自由貿易協定の焼き直しであると、国内ではすっかり不人気であり、2016年の大統領選挙で指名を得たヒラリー・クリントン民主党候補もトランプ共和党候補も反対であった。自由貿易を支持する国内基盤は溶解寸前であった。

## トランプの登場と「アメリカの平和」

2016年の大統領選挙で勝利を収め、2020年の選挙ではバイデン民主党候補に敗北しながら、2024年の選挙で返り咲いたトランプは「アメリカ第一」、「アメリカを再び偉大に」を掲げ、自国の利益を最優先に追求する政策を打ち出した。第一次世界大戦がウィルソンの国際主義を生み出し、「アメリカの平和」の創出のきっかけとなったように、21世紀初頭の中東に対する軍事介入は、リベラルな国際主義に背を向ける「アメリカ第一」の政治的・社会的土壌を醸成した。

アメリカは依然として世界最大の軍事力と経済力を有する最も豊かな国であるが、トランプの目に映るアメリカは、同盟諸国をはじめ海外の国々に搾取されるアメリカであり、同盟国を守るために膨大な費用を支出しながら不法移民の入国を阻止できないアメリカであり、海外の国々との経済競争に敗れ国内のインフラが荒廃するアメリカであった。彼はとくに、冷戦の終結後もアメリカが同盟国を守るために海外で重い軍事負担を背負いながら、進展する一方の貿易の自由化が巨額の貿易赤字と製造業への破壊的な打撃をもたらしていることに憤慨していた。WTOが発足した1995年に1700億ドルであったアメリカの貿易赤字は、2024年までに7倍の1.2兆ドルに膨れ上がっていた。トランプの主要な支持基盤は、海外の戦争に巨費を投ずることに反発し、経済・金融のグローバル化の恩恵を受けることが少なく、広がる一方の経済格差に怒る中間層と白人労働者階級である。

第二期トランプ政権の特徴は第一期以上に、リベラルな国際秩序とそれが支える「アメリカの平和」の維持に一切関心がないことである。国務長官に指名されたルビオは上院外交委員会の人事承認公聴会で、戦後世界秩序は「時代遅れだけでなく、今やアメリカに対する武器として使われている」、アメリカは「核心的国益」よりも世界秩序を「優先」してきたと断じ、「国務省の最優先課題はアメリカでなければならない」と明言した。ルビオはアメリカが80年前に自らつく

り上げた戦後秩序から離脱することを事実上宣言したのである。

さらに、トランプは国民に「黄金時代」の到来を約束した第二期大統領就任演説（2025年1月20日）の最終部分で、アメリカは「自由で主権を有し、独立した国家」になるとわざわざ言明した。これは当然のことを言ったようであるが、アメリカが国際的・対外的な制約や拘束を拒否し、自由に、そして主権を十全に行使して、国際規範・取り決めから独立した行動をとるという方針の表明であり、まさに単独主義の全開宣言である。それが先鋭的に現れたのが、4月2日に発表した「経済的な独立宣言」であろう。トランプはここで、第一期に結んだ貿易協定、あるいはWTOなどを無視して、すべての国々の輸入品に一律10%の、国別では最大46%の関税を課すという挙に出たのである。トランプはこの日を「解放の日」と呼び、アメリカは「何十年にもわたり、距離や敵味方に関係なく、あらゆる国に略奪、凌辱されてきた。わが国の納税者たちは50年以上にもわたりぼったくられてきた。……『やられたらやり返す』ということだ」と独特の認識を改めて語り、二国間の貿易収支の是正を要求した。その後の交渉は、高関税で脅した上で力任せに有利な取引（ディール）をまとめるというトランプ政権の通商政策の流儀と本質を良く示している。そこでは、自由貿易の原則や戦後国際通商体制の規範は一顧だにされていない。

トランプは「アメリカ第一」政策が、バイデン政権下で中国の経済的・軍事的強化に対抗して修復が進んだ同盟国・友好国との関係を損ねることを意に介さない。第一期トランプ政権は国家安全保障戦略文書（2017年）で中国がロシア、北朝鮮、イランと並ぶ「修正主義勢力」であり、「自由で開かれたインド太平洋」におけるアメリカの利益を脅かしていると非難し、やがて対中関与政策を放棄して強い態度で中国に対峙する姿勢を打ち出した。しかし、第二期政権は包括的な中国政策をいまだ明らかにすることなく、むしろ大統領は習近平主席との個人的関係を誇る一方で、同盟国と友好国には対立的、敵対的であり、恫喝を辞さない。

トランプは2025年1月の大統領就任直前の記者会見で、デンマーク領グリーンランドの購入、カナダの併合、パナマ運河の奪還を堂々と主張し、武力行使の可能性を否定しなかった。一連の関税措置も日本、韓国、フィリピン、豪州、インド、EU（ヨーロッパ連合）等をも標的にするもので、同盟国であるか否かは関係ない。とくにクアッド（日米豪印戦略対話）を構成するインドに対しては総計50%の関税をかけることで（ブラジルと共に最高の関税率である）、インドをむしろ中露側に追いやる事態を招いている。さらにEUについてトランプは2025年2月、それはアメリカを「やり込めるために」設立されたと根拠なく述べ、かつてのコナリー財務長官と全く同じ品位のない言葉を使い、EUを罵倒した。第二期政権では、第一期政権期にマクロン仏大統領が「脳死」状態にあると慨嘆したNATOや、やはり第一期政権後半に機能不全に陥った先進国首脳会議（G7）は

早晚、再び空洞化するであろう。いずれも「アメリカの平和」を支える重要な国際的枠組みであった。

第二期政権で顕著となったヨーロッパの国際問題に距離を置く姿勢は、ウクライナ戦争をめぐる対応にも投影されている。第二期トランプ政権は一貫してウクライナ支援に後ろ向きであり、しかもこの戦争を侵略国ロシアに有利に終結させることに頓着していない。むしろトランプはウクライナに対し「これは始めるべきではなかった戦争だ。こんなことはすべきではない。自国の10倍の規模の国に挑んではならない」と批判し、戦争開始の責任を帰す発言を行っているのである。

さらにトランプ政権は国際協力に極めて冷淡である。第二期では第一期に続き、WHO（世界保健機関）、ユネスコ（国連教育科学文化機関）、パリ協定から離脱し（いずれもバイデン政権下で復帰していた）、国連への拠出金を削減、滞納している。とくにケネディ政権（民主党）が創設したUSAID（米国際開発庁）の廃止ほど人道支援に冷然たる姿勢を示すものはない。アメリカは世界最大の対外援助国であり、USAIDの事実上の解体によって、世界の難民や貧困層、国際的な医療や公衆衛生は甚大な影響を受けるであろう。第二期トランプ政権は徹底的に「アメリカ第一」の政策を実行しており、そこではアメリカの国際的責務や国際公共財の負担は視野にない。トランプは、かつてアイゼンハワー大統領（共和党）が好んで語った「啓発された自己利益」などという考えとは無縁である。

ただし、国際社会に背を向けるトランプ外交は単なる孤立主義への回帰ではない。伝統的な孤立主義の基盤には、アメリカを「丘の上の町」、「全世界の最後で最善の希望」（リンカーン大統領）とみなす独特の国民意識があり、建国以来の共和国の諸価値に対する深い信念があった。しかしトランプには自由、人権、民主主義などアメリカの伝統的理念に対する思い入れはなく、むしろ権威主義への共鳴、共感が著しい。彼は2025年8月末の閣議で、「私はやりたいことを何でもできるあらゆる権利を有している。私は合衆国大統領である」と述べ、大統領権限の専横的拡大を主張したのである。

トランプ政権はリベラルな国際秩序に対する関与の削減に対応して、国内では法の支配、多様な価値と開放的な社会、報道・言論の自由、大学・学問の自由——トランプ政権で副大統領に就いたバンスはかつて、「大学は敵である」と題する演説で「教授は敵である」と公言した——、芸術の自由、移民・難民の受入れ、科学に対する激しい攻撃、批判を展開している。軍幹部の相次ぐ解任、司法省と連邦捜査局の政治利用、連邦準備制度理事会への露骨な介入など、政治的な独立性・中立性が求められる機関・組織に対する圧力、締め付けは強烈で前例のない水準に達している。

建国以来の共和国の原則は大統領の専横を防ぐ三権分立と「抑制と均衡」にあったが、連邦議会は大統領の一連の政策を事実上放任、黙認している。上下両院で

多数を占める共和党はトランプの党と化しており、党内で大統領に公然と異を唱える共和党議員はほぼ皆無である。立法府には憲法の規定により対外通商規制権が付与されているものの、特定の法律や大統領令に依拠して関税賦課を強行するトランプの政策を不問に付す状況が続いている。野党・民主党の存在感のなさも際立っており、世論調査では民主党に対する支持率は過去最低の水準にある。今や大統領の行動に抑制を課す最後の砦が司法となっているのが、アメリカ政治の現状である。

おそらく「アメリカの平和」を支える核心には、アメリカの民主主義と社会に対する世界の敬意と親しみ、さらには信認があった。だがトランプの政権復帰は、「アメリカ第一」が一過性の現象ではなく、アメリカの政治や社会のあり方が根源的に変わる可能性を示している。しかもトランプ政権はアメリカの国益を極めて狭く、殆ど物質的に理解しており、そこではソフト・パワーの凋落は不可避である。理念の魅力の減退とともに、「アメリカの平和」は最終的に幕を閉じた感がある。

## おわりに

「アメリカの平和」の時代は戦争や軍事紛争と決して無関係ではなかった。アメリカは第三世界を中心に軍事介入を頻繁に行い、この地域では米ソの代理戦争、内戦、あるいは民族紛争が絶えなかった。また米ソは熾烈な核軍拡競争を展開し、キューバ危機では人類が核戦争の瀬戸際に追い込まれたことは良く知られている。したがって「アメリカの平和」の実態を過度に理想化することに慎重でなければならないが、先進諸国間の政策協調、世界経済と貿易の発展・拡大、経済相互依存の進展、ヒトや情報の往来の飛躍的増大、さらには天然痘の根絶など感染症対策の前進、飢餓の減少、そして何より主要国間の戦争の不在は「アメリカの平和」の大事な成果であろう。しかしトランプの登場により、われわれが目当たりしているのは、「アメリカの平和」の終焉だけではなく、リベラルな国際秩序の弱体化であり、大国が国際法や国際規範を蔑ろにして、力をテコに国益を追求するという弱肉強食的な国際社会の到来の危険である。

日本は「アメリカの平和」の大きな受益国の一つであった。ただし「アメリカの平和」とリベラルな国際秩序は同一ではない。アメリカが後者に対する関与を大きく弱めているなか、日本の課題は戦後国際秩序の基本原則——政治的民主主義、自由で開放的な通商体制、国際協調、法の支配——を擁護するだけではなく、グローバル化の進展に伴う様々な弊害——その中で最も重大なものは深刻な経済格差である——に向き合い、同様の志を持つ国々と協力して、平和で安定した国際環境の維持と発展に努めることであろう。「核戦争のない世界」、「核兵器のな

い世界」がその課題の重要な部分を占めることは、言うまでもない。



## 特別寄稿

## 大芝亮広島平和研究所長・特任教授への献辞

永井 均

広島市立大学広島平和研究所副所長・教授

大芝亮先生は1976年3月に一橋大学法学部を卒業され、1978年3月に同大学大学院法学研究科修士課程を修了されました。1978年4月に同大学大学院法学研究科博士課程に進まれ、1980年9月から83年8月まで米国イェール大学大学院政治学研究科に留学されました。

米国留学からの帰国後、1983年10月に上智大学法学部専任講師に就任、同大学法学部助教授を経て、1987年4月に一橋大学法学部助教授に着任されました。その後、1991年4月から93年3月まで英国のオックスフォード大学と米国のプリンストン大学で在外研究に従事されています。帰国後の1994年4月に一橋大学法学部・大学院法学研究科の教授に昇任し、2015年3月までその職を務められました。この間、2006年4月から08年3月まで同大学国際・公共政策大学院の院長、2008年4月から10年3月まで法学部長・法学研究科長、2010年12月から14年11月まで副学長などの要職を歴任されました（2017年に一橋大学から名誉教授の称号を授与）。一橋大学を退官された2015年の4月に青山学院大学の国際政治経済学部教授に就任。2019年3月に退職されますが、この間、2016年4月から19年3月まで同大学の国際（交流）センター長を務められています。

大芝先生は国際政治学者です。政治学と国際関係論を専門領域とされ、“The World Bank under McNamara, Clausen, and Conable: Resource Allocation in the World Bank”の博士学位論文でイェール大学からPh. D.（政治学）を授与されました。日本語の単著に『国際組織の政治経済学——冷戦後の国際関係の枠組み』（有斐閣、1994年）と『国際政治理論——パズル・概念・解釈』（ミネルヴァ書房、2016年）があり、また『日本の外交 5 対外政策 課題編』（単編書、岩波書店、2013年）や『記憶としてのパールハーバー』（共編書、ミネルヴァ書房、2004年）、『平和政策』（共編書、有斐閣、2006年）など、編著書も多数に上ります。さらに、日本の国際政治学の特徴について論じた“Contemporary Japanese International Studies”（with Kazuo Ishikawa, in *Japan Forum* [The British Association for the Japanese Studies], vol. 3, no. 1, April 1991）をはじめ、1983年度の日本国際政治学会・北米国際関係学会の交換論文に選定された「UNDP 技術援助費の決定ルール分析」（『国際政治』第67号、1981年）、「開発に関わる国際機関と平和」（『平和研究』第33号、2008年）など日英両言語による多くの学術論文を發表されています。先生

の著作には、学生・院生時代の指導教授の細谷千博先生（国際政治学者、一橋大学と国際大学の名誉教授）に関するオマージュ的色彩の漂う研究レビュー「国際関係における理論研究と歴史研究の対話——歴史家・細谷千博の国際関係理論」（『法学新報』第123巻第7号、2017年）もあります。先生はその深い学識から、高等学校の教科書（清水書院『高等学校 新政治・経済』ほか）の編集・執筆にも携わってこられました。

先生は社会貢献でも顕著な足跡を残されました。日本国際政治学会の理事長や日本平和学会の企画委員長、日本国際連合学会の理事など学会での役職はもとより、内閣府や文部科学省、国土交通省、人事院の各種委員、参議院の参考人や独立行政法人大学評価・学位授与機構・学位審査会の審査委員長、日本学術会議の連携委員なども歴任されました。

大芝先生は2019年4月に広島市立大学に特任教授として赴任され、広島平和研究所長、および大学院平和学研究科長として2026年3月までの7年間、本学と広島平和研究所、そして平和学研究科のために尽力されました。

先生が着任してまず取り組まれたのは、新設されたばかりの平和学研究科の運営でありました。2019年4月、日本の国公立大学院で初めて設置された平和学修士課程をいかに作り上げていくか、先生は広島平和研究所のニューズレターで次のように述べられています。「本研究科が提供するのは広島発の平和学であり、広島の被爆体験等に関わる複数の講義を『広島と核』科目群として位置づけて開講している。本研究科ならではの講義科目である」（「大学院・平和学研究科の目指すこと」『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第22巻第1号、2019年10月）。先生はこの文章の中で、優れた専門力と他分野理解力の双方が必要と説かれ、また書物や先行研究、他者との対話を通して問題発見・解決能力を身に付けて欲しい、と学生への期待を語られました。そして次のように文章を結ばれています。

本研究科では「伝える」能力の向上にもさまざまな場・方法で取り組む。大学院生が優れた論文を完成させるのは、もちろん本人の努力によるところが大きいと思うが、大学院で勉強・研究に専念できるのは、多くの人の支えがあるからである。大学院で学んだことを自分自身のためだけに用いず、社会にも還元してほしい。人に「伝える」力は、平和を創り、守る上で不可欠な資質である。

2021年4月には平和学研究科に博士後期課程が設置されました（修士課程は博士前期課程に名称が変更）。新しく作られた大学院ゆえに、制度設計や運営方法にさまざまな課題があり、模索・改革が重ねられましたが、大芝先生は平和学研究科のあり方について、常に平和研究所の教員・職員と言葉や意見を交わし、対

話を通じて、課題の克服に努力を傾注されました。発足から7年間（2019～25年度）で、平和学研究科の修了生は博士前期課程が15名、後期課程が2名、在學生は2026年1月現在で前期課程が14名、後期課程が6名を数えています。この間、2名の博士号取得者を輩出しました。

大芝先生は着任以来、広島平和研究所が目指すべきビジョンを示されてこられました。それが所長就任時に語られた「広島発の平和学」であり、広島の被爆体験に立脚した平和学の構築を目指していく、というものでした。もとより「広島発の平和学」なるものがすでに体系化されているわけではないけれども、広島の自己像と他者像とその背景を意識し、非暴力的方法による平和の維持・達成の仕方を考え、さらに核の問題をグローバル・イシューズとして捉えて考察する視点を持つ、という三つの課題について、ここ広島の地で模索・考究し、内外に発信したい、というものでした（大芝亮『「広島発の平和学」を目指して』『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第24巻第1号、2021年9月）。こうした問題意識は広島平和研究所の教員間でも共有され、それが研究所初の全教員執筆による研究書『広島発の平和学——戦争と平和を考える13講』（広島市立大学広島平和研究所編、法律文化社、2021年）に結実しました。新型コロナウイルス感染症が世界を覆う中、平和研究所主催の国際シンポジウムや連続市民講座が中止を余儀なくされた時期に、大芝先生のイニシアティブのもとで組織をあげた共同研究が実践されたのです。幸いなことに『広島発の平和学』は学会やメディアで注目を集め、日本平和学会の学会誌『平和研究』をはじめ、『週刊読書人』や『図書新聞』、『中国新聞』などに書評や紹介記事が掲載されました。

ところで、広島平和研究所は近い将来、広島市中区の東千田町にある広島大学旧理学部1号館（被爆建物）に移転する予定になっています。移転を見すえて2024年1月に「ヒロシマ平和研究教育機構」が設立され、広島大学平和センターとともに平和に関する共同研究や共同教育、情報発信を推進する計画が進行中であり、移転前ながら、すでにこれら事業に着手しています。大芝先生はこの構想の具体的な設計に取り組み、同機構の共同機構長（業務執行理事）として陣頭指揮をとられました。先生はまた、海外の若手研究者が広島で研究活動を行う短期滞在プログラムの創設にも意を注がれました。海外の若い世代の研究者に広島を訪れてもらい、広島の地で生活し、広島の研究者や（被爆者を含む）地元の人たちと直に交流しながら研究を深め、その成果や経験を本国に持ち帰って今後の研究に活かして欲しい、との願いからでした。そうした思いは2023年度に広島平和研究所がスタートさせた「HPI Fellowship」プログラムの形で実現し、2025年度からはヒロシマ平和研究教育機構の「HPP Fellowship」に引き継がれています。このほか、先生は広島平和研究所として被爆関連情報を整理し、広島の被爆研究の研究基盤の一助にする必要性を感じて、平和研究所によるデータベース作成の

準備を進められ、前田香織先生（現学長）と芸術資料館長の伊東敏光先生（現名誉教授）、そして情報科学研究科の田村慶一先生（当時、副学長）のご助言を得ながら、「広島の平和文化資産に関する学術研究資料（広島市立大学）のデジタル化と公開」プロジェクト（公益財団法人図書館振興財団の助成事業）を推進されました。

さて、大芝先生が広島平和研究所長を務めた7年間、副所長として先生のそばで仕事をご一緒させていただき中で、多くの出来事を共有し、さまざまなことを学ばせていただきました。先生は、指導者として「独断」とは無縁・対極にあり、何よりも合意形成と手続きを重んじられました。この姿勢は常に一貫したもので、私を含む同僚に対して、自ら進んでいわゆる<sup>ほうれんそう</sup>「報連相（報告、連絡、相談）」を実践することを旨とされていました。先生のいつも変わらぬ細やかな配慮と丁寧な仕事ぶり、物事への真摯な向き合い方は、組織における相互信頼の礎になったと思います。先生は穏やかな人柄で、ジョークを交えて場をなごませる類まれな才能を身に付けておられ、先生の周りにはしばしば「笑いの花」が咲きました。困難な時であっても、先生の関西弁（兵庫県芦屋市のご出身）で繰り出されるウィットに富むジョークに何度も救われ、一緒に難しい局面を乗り越えてきました。同僚のロバート・ジェイコブズ先生（本学名誉教授）はよくこう語ったものです。「大芝先生がいま何をおっしゃって、なぜ皆が笑いに包まれているのか……。自分が日本語が分からないことを、この時ほど残念に思い、うらめしく思うことはないんだ」。

大芝先生は2026年3月末日をもって広島平和研究所特任教授を退職され、本学名誉教授の称号を授与されることになりました。先生の7年間にわたる広島平和研究所と広島市立大学における多大なご貢献については上述の通りですが、先生が誰に対しても常に敬意をもって、温かく接してこられたことを思い出す教職員や学生は多いのではないのでしょうか。この献辞を締めくくるにあたり、先生に改めて心からの感謝の気持ちを述べさせていただくとともに、先生とご家族の皆様のお健康とご多幸をお祈り申し上げます。

## 特別寄稿

# 広島での7年間

大芝 亮  
広島市立大学広島平和研究所長・特任教授

## 1. 大学院平和学研究科の設置

1980年代の終わり頃に広島大学において集中講義を行い、その後、広島修道大学、そして鳥根県立大学においても集中講義を行うようになった。また、広島県と総合研究開発機構（NIRA）による平和政策関連事業にも参加した。

2019年4月、吉川元先生を中心に準備が進められていた広島市立大学大学院平和学研究科がいよいよ設置されることになった。私は広島になじみがあったことと国際政治を専攻する者として一度は広島で戦争と平和について学びたいという思いから、広島市立大学広島平和研究所に赴任することにした。同年8月、読売新聞が平和学研究科のカリキュラムや授業実態を取材し、記事が掲載されると、かつて日本外交の研究などでお世話になった佐藤嘉恭氏（元駐中国大使）やその他の知人たちから、平和のための活動に従事しようとする学生を被爆地・広島で育てることは大変意義のあることだと力強い激励をいただいた。

平和学研究科では復興支援や平和構築に関する授業も提供されていることから、私は国際協力機構（JICA）を訪問し、JICAの開発大学院連携プログラム（開発途上国から日本の大学院に留学する学生に奨学金を供与するもの）のなかに、平和学研究科も加えてもらいたいとお願いをした。JICAでも極めて好意的に対応していただいた。

## 2. 日韓国際ワークショップ

2019年11月、本研究所主催、駐広島大韓民国総領事館後援、孫賢鎮先生の企画による日韓国際ワークショップ2019「東アジアの危機と日韓関係の行方」が開催され、「総評」を担当した。当時の日韓関係はぎくしゃくとしており、いかにすれば日韓関係を改善できるのかが議論された。

韓国から参加されていたソウル大学の先生は、日韓両国は相手の出方を待ってばかりいるのではなく、自国の問題として自身の論理に基づき、可能な範囲で関係改善のための「はじめの一步」を踏み出すことが必要であるという趣旨の話がされた。冷戦時代に、心理学者のチャールズ・オズグッドが主張した GRIT

(Graduated and Reciprocated Initiatives in Tension-reduction) の考え方を思い出した。これは、対立する国の片方が、まず自国の安全を損なわない範囲において、一方的なイニシアチブで関係改善の第一歩を踏み出すならば、相手は相互主義に基づきこれに応じることが期待され、こうして対立を少しずつ緩和させていこうというものである。

### 3. 『広島発の平和学』と「広島からの発信と受信」

2020年春からコロナ禍が急速に広まり、JICAの連携事業を活用して留学生の積極的受入を図る見通しは立たなくなってしまった。それでも4月から大学でオンライン授業をすることができた。情報科学部の先生や情報処理センター(現・情報統括センター)の方々のご努力のおかげである。コロナ禍はすぐには終わらず、2期生(2020年度入学)のなかには、結局、2年間一度も会わなかった学生も少なくなかった。また、入学後、せっかく埼玉から広島のアパートに引っ越したにもかかわらず、大学での対面授業はなく、しかたなく広島のアパートを引き払い、埼玉に戻った学生もいた。なお、この学生は、その後コロナ禍が収束に向かうと再び広島に引っ越し、無事、修士課程を終えている。

永井均先生、事務局の秋嶋優佑主査との間で、コロナ禍で外出が制約されている間に広島平和研究所の教員全員で本を出版しようという話になり、「広島発の平和学」をテーマとさせてもらった。というのも、私は、国際関係における理論の偏狭(Parochial)性に関心を持っていたからである<sup>1</sup>。

たしかに国際関係の理論は、グローバルな問題意識に基づき提示されることが多いが、研究者の国民としての歴史的体験や個人としての価値観から問いが設定されることも少なくない。実際に、アメリカで発展した理論のなかには、アメリカの経験や価値観に多分に影響されていると見受けられるものもある。日本は、アメリカとは異なる歴史的経験も有することを考えると、「日本の国際関係理論」があってもよいのではないか。実際に、このような問題関心に基づき、各国の国際関係理論の特徴を洗い出すことを目的とする、各国国際政治学会の世界大会で報告をしたことがある<sup>2</sup>。もっとも、このような世界大会を企画したのはアメリカを中心とする国際関係学会(International Studies Association)であったという点に、アメリカの国際関係研究の懐の深さを感じる。

広島において、原爆は人間の尊厳を徹底して破壊したが、それでも原爆被害者のなかから自己を回復し、被爆の苦しみを二度と世界の誰にも味わわせたくないという思いを抱くものが現れ、原爆の悲惨さを訴え、核兵器廃絶を目指す活動に取り組んできた歴史的経験がある。このことを考えると、「広島発の平和学」を打ち立てることは、広島にある平和研究所の責任ではないかと思ったのである。

『広島発の平和学——戦争と平和を考える13講』は、本学の出版助成を得て、2021年に法律文化社から出版され、書評が日本平和学会機関誌に掲載された<sup>3</sup>。評者の中村長史先生からは、本書は発信ばかりに力が入れているのではないかと心配したが、受信についてもきちんと配慮され、適切に論じられていると評価していただいた。第I部「広島とヒロシマを考える視座」において、外国人教員による論文を含む複数の論文が「外からのまなざし」を論じてくれたおかげである。たしかに往々にして「発信」に力が入り勝ちだが、「発信と受信」の双方に目を配りつつ、広島における問いに基づく平和学を模索していきたいと思った。

#### 4. 広島市立大学デジタルアーカイブ

大学の研究所にはさまざまなタイプのものがある。私にとっては、たまたま身近にあった一橋大学経済研究所が教員個人の研究に加え、日本経済に関する歴史統計のデータセンターを附置して活動していたことから、広島平和研究所も、個々の教員の研究に加え、研究所として広島の被爆関連資料やデータ等を収集・整理し、研究基盤を整備していきたいと考えていた。また、広島平和研究所のみならず、複数の研究所や資料館が所蔵する資料・データを、内外のどこにいても横断検索できるようなシステムを構築することは、被爆に関連する研究を、被爆80年以後も維持し、さらに発展させていく上で必要な取り組みではないかと思っていた。

ちょうどそのような時に、前田香織先生（現学長）と伊東敏光芸術資料館長（現名誉教授）から、芸術資料館の作品と広島平和研究所の資料をそれぞれデジタル化して、広島市立大学デジタルアーカイブを構築する事業への呼びかけがなされた。前田先生のおかげで公益財団法人図書館振興財団の助成金も得ることができ、事業を実際に進められることになった。

広島平和研究所の資料のデジタル化を進めるといっても、実際にはデジタル化を進めるべき資料を持ち合わせていないというのが現実であった。それでも後に横断検索システムの構築を他の機関に呼びかけるためには、まず広島市立大学にデジタルアーカイブを整備することが必要なステップでもあった。そこで、被爆体験および記憶継承を専門とする四條知恵および竹本真希子両先生がアイデアを提供し、研究所一丸となって資料を収集・作成する作業が進められた。デジタルアーカイブの構築を目標としつつも、その過程で収集した資料等に若干の解説文を添えた『ヒロシマ調査・研究入門』（2025年）を出版した。この研究ガイドブックが、大学生や大学院生などが卒業論文や修士論文で、資料館にある一次資料などを用いた調査・研究を始めるきっかけになることを期待している。

複数の資料館をつなぐ横断検索システムについては、データベースを専門とさ

れる田村慶一先生（当時副学長）のアドバイスを得ながら、広島大学、広島市立大学、広島平和文化センター、広島市で組織するヒロシマ平和研究教育機構（2024年1月設立）で検討がなされている。

## 5. 芸術と平和

広島市立大学デジタルアーカイブ事業を進めるなかで、芸術資料館が所蔵する平和に関する作品をオンラインで見る機会を得た。「光の肖像」(被爆者の肖像画)、「原爆の子の像(素描)」、平和ポスターなどであり、実に見事である。また、吉田幸弘芸術学部長からは、ご退任記念展の際に、広島の街にある先生の作品についてお話を聞くことができた。被爆60年の2005年にフランス政府が広島市に寄贈した「平和の門」を設置するにあたり、広島の平和の軸線などを念頭にレイアウトを行ったという。また、JR広島駅前の猿猴橋復元については、街のご老人のお話などを参考に、事実を確認しながら、橋の欄干なども復元していったと伺った<sup>4</sup>。アートを通じて広島の街を地域の人々とともに復元し、創りあげていくお話であり、実に何十年ぶりかで感動した。広島市はこれを被爆70年記念事業に位置づけた。

## 6. コミュニティとしての広島

かつての私の同僚に『フィールドワーク 書を持って街へ出よう』という書物を記した者がいる<sup>5</sup>。広島はまさにこのような街だと思う。大学においてだけでなく、行政、メディア、市民団体、企業などによるセミナーや活動が多々あり、これらに参加してさまざまなことを学ぶことができる。私の場合、広島市のいくつかの会合で、松井一實市長から「平和文化」についてのお話を伺うことができた。それを参考に、2022年11月、広島平和研究所主催の連続市民講座のなかで「平和研究と平和文化」と題する話をさせていただいた。また、広島市のピースツーリズム推進懇談会では、原田浩・広島平和記念資料館元館長から、被爆50年の時、被爆建造物をどう残すのかという議論を行い、民間の建物の保存について当時は国や県はあまり注目していなかったが、広島市は独自事業として民間の建物について補助金を提供することにしたと伺った。阪神淡路大震災や東日本大震災などの自然災害被災地では被災遺構の保存や民間建物の保存をめぐる議論になっている。広島における被爆建物保存をめぐる議論や営みについて、被災地の人々にもっと伝えたいと思っている。また、世界にはウクライナやガザをはじめ、紛争や空爆などにより、街が破壊され、復興を課題としている国や地域が存在している。広島における復興をめぐるさまざまな議論は、世界的に重要なものである。

中国新聞社、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）と本研究所で、毎年、国際シンポジウムを開催している。準備段階から協議しながら企画しており、本研究所にとって、大変有益な交流の場となっている。

中国新聞社には私の教え子があり、広島に赴任早々、市民団体の人たちに自己紹介代わりに話をするように言われた。私は国際政治のなかでも国際協力・開発援助問題を専門としており、それまでは開発や環境に関わる NGO に関心を持つ学生や若い世代と接することが多かったが、広島では核兵器に反対する団体に若い人が多く参加しているのを見ることができた。2023年5月のG7広島サミットの時には、サミット開催に合わせて、内外の市民団体によるC7（シビル7）サミットが開催され、広島の反核兵器 NGO が環境・開発 NGO を含む内外の市民団体と連携を強めていく状況も観察することができた。イシューを越えた発信と受信が強まることを期待している。

2024年12月には日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。原爆被害者の方々の証言を聞くことは、自分自身の考え方を見つめ直す良い機会だと思う。

## 7. Knowing, Doing, Being

米国のビジネススクールでは、knowing（知識）、doing（実践）に加え、being（自身を知ること（竹内弘高先生の説明））を軸として、カリキュラムのバランスを見直す動きがしばらく前から始まっている。もちろん平和学の大学院は、ビジネススクールと同じではないが、単なる知識と実践のスキルなどの組み合わせだけでなく、自己のあり方を見つめ直すカリキュラムが必要というのである。

私は、広島での7年間、大学のうち・そとで、戦争・暴力と平和について学ぶとともに、原爆被害者の方々の生き方やこれを伝えるための人々の営みを知る機会をいただいた。そして大学院生との議論やさまざまな人との交流を通じて自身の価値観をも修正していった。それはまさに広島の人たちが提供してくれる knowing、doing、being のバランスのとれたカリキュラムともいえるものであった。感謝するとともに、やはり恩返しをしなければならない。これからは大学のそとから広島市立大学大学院平和学研究科を、そして次世代の人たちを応援していきたい。

## 付記

広島平和研究所のスタッフの方々（秋嶋優佑、平本章江、山下慶枝、八木恵里沙、木村由衣、常松みなみ、八百村朋子、すでに退職された野村美樹、吉原由紀

子の各氏)には大変お世話になった。記して感謝したい。

## 注

- <sup>1</sup> K. J. Holsti, "Theories of International Relations: Parochial or International?" 『国際政治』 85号、1987年5月、17-33頁。
- <sup>2</sup> Ryo Oshiba, "Contemporary Japanese International Studies," (with Ishikawa Kazuo) *Japan Forum* (The British Association for the Japanese Studies), vol. 3, no. 1, April 1991, pp. 145-157.
- <sup>3</sup> 中村長史「平和をめぐる広島からの発信と受信」『平和研究』第60号、2023年10月、195-200頁。
- <sup>4</sup> 猿猴橋復元の会広報部『山を動かす 猿猴橋復元物語』南々社、2017年。
- <sup>5</sup> 佐藤郁哉『フィールドワーク 書を持って街へ出よう (増訂版)』新曜社、2006年。

## 大芝亮 広島平和研究所長・特任教授 略歴および研究・教育・大学運営・社会貢献等

### I. 略歴（学歴・職歴・学位等）

1954年3月 兵庫県生まれ

#### 〈学歴〉

1972年4月-1976年3月 一橋大学法学部（卒業）  
1976年4月-1978年3月 一橋大学大学院法学研究科修士課程（修了）  
1978年4月-1983年9月 一橋大学大学院法学研究科博士課程（中退）  
1980年9月-1983年8月 イエール大学大学院政治学研究科（留学）

#### 〈職歴〉

1983年10月-1985年9月 上智大学法学部専任講師  
1985年10月-1987年3月 上智大学法学部助教授  
1987年4月-1994年3月 一橋大学法学部助教授  
1991年4月-1993年3月 在外研究 オックスフォード大学（St. Antony's College）、プリンストン大学（Center for International Studies）  
1994年4月-2015年3月 一橋大学法学部・法学研究科教授  
1997年8月-2002年3月 国立民族学博物館客員教授（地域研究企画交流センター）  
2006年4月-2008年3月 一橋大学国際・公共政策大学院院長  
2008年4月-2010年3月 一橋大学法学部長・法学研究科長  
2010年12月-2014年11月 一橋大学理事・副学長  
2015年4月-2019年3月 青山学院大学国際政治経済学部教授  
2016年4月-2019年3月 青山学院大学国際センター長  
2019年4月-現在 広島市立大学広島平和研究所所長・特任教授

#### 〈学位等〉

法学士（一橋大学、1976年）  
法学修士（一橋大学、1978年）  
Ph.D.（政治学）（イエール大学、1989年）  
一橋大学名誉教授

## II. 研究

専門領域：政治学／国際関係論

### A. 研究業績

#### (1) 単著

- ・『国際組織の政治経済学——冷戦後の国際関係の枠組み』有斐閣、1994年2月。
- ・『国際政治理論——パズル・概念・解釈』ミネルヴァ書房、2016年6月。

#### (2) 編著・共編著

- ・大津留智恵子、大芝亮編『アメリカが語る民主主義——その普遍性、特異性、相互浸透性』ミネルヴァ書房、2000年12月（第11章「民主主義の普遍性と政権分離原則——アメリカの世界銀行政策に焦点をあてて」295-313頁、執筆）。
- ・Ryo Oshiba, Edward Rhodes and Chieko Kitagawa Otsuru eds., “*We the People,*” in *the Global Age: Re-examination of Nationalism and Citizenship* (JCAS Symposium Series 18), Japan Center for Area Studies, National Museum of Ethnology, September 2002 (Chapter 5 “National Symbols, History Textbooks and Neo-Nationalism in Japan,” pp. 125-135).
- ・細谷千博監修、滝田賢治、大芝亮編『国際政治経済資料集』有信堂、初版1999年10月、第2版2003年3月（第II部総論「グローバリゼーションと国家・市場・市民社会」59-63頁、執筆）。
- ・大津留智恵子、大芝亮編『アメリカのナショナリズムと市民像——グローバル時代の視点から』ミネルヴァ書房、2003年9月（第3章「ナショナル・アイデンティティと歴史的記憶——多元化・グローバル化・記憶の共有」85-103頁、執筆）。
- ・細谷千博、入江昭、大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書房、2004年5月（第14章「ナショナル・ヒストリーからトランスナショナル・ヒストリーへ——日本における歴史教科書問題を事例として」400-420頁、執筆）。
- ・総合研究開発機構（NIRA）、横田洋三、久保文明、大芝亮編『グローバル・ガバナンス——「新たな脅威」と国連・アメリカ』日本経済評論社、2006年2月（第II部第1章「問題提起」130-138頁、執筆）。
- ・大芝亮、藤原帰一、山田哲也編『平和政策』有斐閣、2006年10月（第5章「紛争と国際経済組織」91-105頁、執筆）。
- ・Susumu Yamauchi, Ryo Oshiba, and Kazuyasu Ochiai eds., *Conflict and Settlement in Europe: Proceedings of the Symposium*, Centre for New European Research, Hitotsubashi University, 2006 (Preface, “The Challenges of Euro-Globalism: the European

Ethos in Fulfilling Transborder Responsibility,” pp. 6-20).

- ・大芝亮、山内進編『衝突と和解のヨーロッパ——ユーロ・グローバリズムの挑戦』ミネルヴァ書房、2007年3月（序章「ユーロ・グローバリズムとはなにか」1-18頁、執筆）。
- ・野林健、大芝亮、納家政嗣、山田敦、長尾悟編『国際政治経済学・入門』有斐閣、初版1996年7月、新版2003年3月、第3版2007年10月（第1章「国際政治経済の見方」24-60頁、第9章「経済発展と人権、民主化」200-221頁、第10章「地球環境をめぐる政治経済」222-238頁、執筆）。
- ・明石康、高須幸雄、野村彰男、大芝亮、秋山信将編『オーラルヒストリー 日本と国連の50年』ミネルヴァ書房、2008年3月（「冷戦後の日本と国連——証言のハイライト」347-356頁、執筆）。
- ・細谷千博監修、滝田賢治、大芝亮編『国際政治経済——「グローバル・イシュー」の解説と資料』有信堂、2008年4月（第10章「国連（国際連合）」68-73頁、第26章「グローバル企業の国際的責任」174-179頁、第31章「ドラマの見方」206-213頁、執筆）。
- ・大芝亮編『国際政治学入門』ミネルヴァ書房、2008年11月（序章「国際政治学とは何か」1-11頁、第1章第2節「国際政治の理論」15-23頁、執筆）。
- ・日本国際政治学会編、大芝亮、古城佳子、石田淳責任編集『日本の国際政治学②——国境なき国際政治』有斐閣、2009年1月（序章「国境なき国際政治」1-16頁、執筆）。
- ・藤原帰一、大芝亮、山田哲也編『平和構築入門』有斐閣、2011年12月（第8章「紛争と経済発展」173-189頁、執筆）。
- ・松本悟、大芝亮編『NGOから見た世界銀行』ミネルヴァ書房、2013年5月（終章「国際関係の中の世界銀行——理論から見えること」297-321頁、執筆）。
- ・大芝亮編『日本の外交（第5巻） 対外政策 課題編』岩波書店、2013年7月（「総説」1-15頁、第12章「多国間外交と多国間主義——国連、G8・G20・ブレトンウッズ機関」291-319頁、付録「文献解題」（山田敦と共著）、執筆）。
- ・井上寿一、波多野澄雄、酒井哲哉、国分良成、大芝亮編『日本の外交（第6巻） 日本外交の再構築』岩波書店、2013年10月（「総合討論 日本外交再構築のために」（井上寿一、波多野澄雄、酒井哲哉、国分良成、大芝亮）299-316頁）。
- ・大芝亮編『ヨーロッパがつくる国際秩序』ミネルヴァ書房、2014年6月（序章「ヨーロッパと国際秩序形成」1-18頁、執筆）。
- ・滝田賢治、大芝亮、都留康子編『国際関係学』有信堂、初版2015年3月、第2版2017年4月、第3版2021年3月、第3版補訂版2023年4月（第II部第1章「リアリズム（1）」29-33頁、第3章「リベラリズム（1）」41-49頁、第4章「リベラリズム（2）」第1節「グローバル化とグローバル・ガバナンス」50-53頁、

執筆)。

- ・大芝亮、秋山信将、大林一広、山田敦編『パワーから読み解くグローバル・ガバナンス論』有斐閣、2018年4月(第I部第1章「パワー・シフトとグローバル・ガバナンス」13-31頁、執筆)。

### (3) 単行本所収論文

- ・「国連の財政問題——国連通常予算と UNDP 財政を中心に」財団法人佐藤栄作記念国連大学協賛財団編『国連を改造する——国連機能の強化についての考察と提言』世界の動き社、1986年8月、217-248頁。
- ・「国際組織と日本の新たな対応」(垣花秀武、緒方貞子、西川潤、横田洋三、山本草二、大芝亮、納家正嗣、船尾章子共著)総合研究開発機構(NIRA)編『事典 1990年代日本の課題』三省堂、1987年12月、135-170頁。
- ・「国際組織の政策決定」有賀貞、宇野重昭、木戸蓊、山本吉宣、渡辺昭夫編『講座国際政治 2巻 外交政策』東京大学出版会、1989年9月、119-144頁。
- ・「国際組織」細谷千博、臼井久和編『新版 国際政治の世界——21世紀国際システムの展望』有信堂、1993年4月、96-104頁。
- ・「新世界秩序と国際組織」細谷千博、丸山直起編『ポスト冷戦期の国際政治』有信堂、1993年6月、217-232頁。
- ・「開発問題の複合化と『ガバナンス』」日本国際問題研究所編『国際援助体制と日本の援助のあり方』1996年3月、39-52頁。
- ・「国際組織と地方自治体——グローバリズムとローカリズムの連携の模索」財団法人かながわ学術研究交流財団編『地球化時代における地域の役割』1996年3月、66-81頁。
- ・「紛争の予防と平和の維持」細谷千博監修、横山宏章、野林健編『国際政治の21世紀像——世界を揺るがすドラマ20幕』有信堂、1996年4月、82-92頁。
- ・「グローバル・ガバナンス論——開発援助問題を事例として」今井隆吉、細谷龍平編『新しい世界像——グローバリゼーションへの理論的アプローチ』世界平和研究所、1998年7月、81-95頁。
- ・「国際政治経済——資本主義、民主主義とガバナンス」星野昭吉、臼井久和編『世界政治学』三嶺書房、1999年3月、185-207頁。
- ・“Governance, Political Conditionality, and Japan’s Aid Policy,” in Han Sung-Joo ed., *Changing Values in Asia: Their Impact on Governance and Development*, Tokyo: Japan Center for International Exchange, November 1999, pp. 64-75.
- ・「紛争の再発防止と復興・開発戦略」総合研究開発機構(NIRA)、横田洋三共編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院、2001年、119-145頁。
- ・「グローバリゼーションとグローバル・ガバナンス」『変動期における法と国際

- 関係』（一橋大学法学部創立五十周年記念論文集）、有斐閣、2001年、479-499頁。
- ・「人間の安全保障と人道的介入」勝俣誠編著『グローバル化と人間の安全保障——行動する市民社会』（NIRA チャレンジ・ブックス17）、日本経済評論社、2001年8月、102-108頁。
  - ・「世界銀行の開発——環境政策と日本のNGO」白井久和、高瀬幹雄編『環境問題と地球社会』有信堂、2002年、103-116頁。
  - ・“The Reform of the U.N. Security Council and Japan,” in Soo-Gil Park, Sung-Hack Kang eds., *UN, PKO and East Asian Security: Currents, Trends and Prospects*, Seoul: Korean Academic Council on the United Nations System, 2002, pp. 93-113.
  - ・「国際開発金融機関の環境社会配慮のあり方——国際連合と国家人権委員会の経験から」財団法人地球・人間環境フォーラム『環境社会配慮研究会報告書（平成14年度）——「開発金融機関等の環境社会配慮実現のための組織・制度のあり方」について』（平成14年度財務省委嘱事業）2003年2月、33-43頁。
  - ・「経済開発と国際機構」白井久和、馬橋憲男編『新しい国連——冷戦から21世紀へ』有信堂、2004年4月、53-65頁。
  - ・「国際機構と人間の安全保障」高柳彰夫、ロニー・アレキサンダー編『私たちの平和をつくる——環境・開発・人権・ジェンダー』（グローバル化時代の平和学4）、法律文化社、2004年7月、280-305頁。
  - ・“Globalization and Education in Japan: The Case of Junior High School History Textbooks,” in Jima Dator, Dick Prat and Yongseok Seo eds., *Fairness, Globalization, and Public Institutions: East Asia and Beyond*, Honolulu: University of Hawai'i Press, 2006, pp. 286-299.
  - ・“Japan and the United Nations,” in Takako Ueta and Eric Remacle eds., *Tokyo-Brussels Partnership: Security, Development and Knowledge-based Society*, Bruxelles: P.I.E. Peter Lang, 2008, pp. 125-136.
  - ・「ヨーロッパにおける歴史の記憶——ユーロ・セントリズムか、ユーロ・グローバリズムか」ジョナサン・ルイス、中満泉、ロナルド・スターデ編著『紛争解決の国際政治学——ユーロ・グローバリズムからの示唆』ミネルヴァ書房、2010年2月、257-271頁。
  - ・“Multilateral Diplomacy and Multilateralism: The United Nations, the G8, the G20, and the Bretton Woods Institutions,” in the Japan Institute of International Affairs, Japan's Digital Library Japan's Diplomacy Series, March 2016, pp. 107-126.  
([https://www2.jiia.or.jp/en/pdf/digital\\_library/japan\\_s\\_diplomacy/160415\\_Ryo\\_Oshiba.pdf](https://www2.jiia.or.jp/en/pdf/digital_library/japan_s_diplomacy/160415_Ryo_Oshiba.pdf))
  - ・「サミット体制の中の経済大国・日本 事例：サミット外交と国際貢献」大矢根聡編著『戦後日本外交からみる国際関係——歴史と理論をつなぐ視座』ミネ

ルヴァ書房、2021年4月、134-141頁。

- ・「広島発の平和学を目指して」広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学——戦争と平和を考える13講』法律文化社、2021年8月、1-22頁。
- ・“Multilateralism and Global Governance: Japan in the World Bank, the G7 and G20 Summits,” in Eiji Ogawa, Kolja Raube, Dimitri Vanoverbeke, Jan Wouters with Camille Van der Vorst eds., *Japan, the European Union and Global Governance*, Cheltenham: Edward Elgar, 2021, pp. 44-63.
- ・「リアリズム」山田敦、和田洋典、倉科一希編『新版国際関係学』有信堂、2025年3月、46-54頁。

#### (4) 学術雑誌掲載論文

- ・「UNDP 技術援助費の決定ルールの分析」(相互浸透システムと国際理論)『国際政治』67号、1981年5月、82-101頁。
- ・“Three Models of Resource Allocation in the World Bank,”『上智法学論集』27巻3号、1984年3月、301-318頁。
- ・“Budgetmaking in the United Nations Development Program: An Analysis of the Expenditures for Technical Assistance,” *International Studies Quarterly*, vol. 29, no. 3, September 1985, pp. 313-326.
- ・“The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (1): The World Bank in the International Financial System,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, vol.17, February 1989, pp. 1-24.
- ・“The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (2): The Bank’s Lending Policy and Lending Process,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, vol.17, February 1989, pp. 25-48.
- ・“The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (3): Geographical Allocation of Bank Resources,” *Hitotsubashi Journal of Arts and Sciences*, vol.30, no.1, December 1989, pp. 9-50.
- ・“The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (4): Sectoral Allocation in the World Bank,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, vol.18, February 1990, pp. 15-63.
- ・“The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (5): World Bank’s Lending Behavior and the International Financial System,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, vol.18, February 1990, pp. 65-74.
- ・“Prospects for Restructuring World Trade and Perspectives for Multilateral Development Organization,” in *Publications of the Japanese-German Center Berlin*, vol. 4 (Symposium “The Role of the United Nations in the 1990s,” 27-31.08.1990), pp. 106-

114.

- ・「国際連合と地域紛争」 *Outlook* (『日米関係研究所報』)、11/12号、1991年、29-35頁。
- ・「対ソ連・東欧金融支援問題から見た冷戦後の世界秩序」『一橋論叢』105巻1号、1991年1月、18-30頁。
- ・「世界銀行の政策決定と国際政治の構造変化」『法学研究』(一橋大学研究年報)22巻、1991年6月、95-154頁。
- ・“Contemporary Japanese International Studies,” (with Ishikawa Kazuo) *Japan Forum* (The British Association for the Japanese Studies), Oxford University Press, vol. 3, no. 1, April 1991, pp. 145-157.
- ・「1980年代の日本における国際関係研究」(石川一雄と共著)『国際政治』100号、1992年8月、270-285頁。
- ・「冷戦後の国際金融組織と日本外交」 *Outlook* (『日米関係研究所報』)20号、1993年7月、3-18頁。
- ・「日本外交と国際金融組織」(焦点：国際情勢と日本・1993)『国際問題』408号、1994年3月、53-65頁。
- ・「国際政治学を学ぶ人へ」『一橋論叢』111巻4号、1994年4月、706-716頁。
- ・「冷戦後の国際関係と民主主義——『民主化支援』についての考察」(システム変動期の国際協調)『国際政治』106号、1994年5月、136-148頁。
- ・「国際金融組織と『良いガバナンス』」『国際問題』422号、1995年5月、18-30頁。
- ・「国際組織と地方自治体ネットワーク——グローバリズムとローカリズムの協力の模索」『一橋論叢』114巻1号、1995年7月、43-58頁。
- ・「グローバル・ガバナンスの理論的展開」(焦点：国際レジームと国際的統治)(山田敦と共著)『国際問題』438号、1996年9月、2-14頁。
- ・「開発途上国の開発問題と国際連合・世界銀行」『国際法外交雑誌』94巻5・6号、1996年2月、722-746頁。
- ・「和解のための政治的条件——国際関係理論の視点から」『NIRA 政策研究』10巻1号、1997年1月、58-61頁。
- ・「グローバル・ガバナンス論について」(国際協力のレジーム形成)『外交時報』1341号、1997年9月、4-12頁。
- ・「序 国際関係における行為主体の再検討」(国際的行為主体の再検討)『国際政治』119号、1998年10月、1-10頁。
- ・“Japan’s UN Policy in the 1990s,” in *Pacific Focus* (Korea: Inha Journal of International Studies), vol. 14, no. 1, Spring 1999, pp. 5-26.
- ・「開発援助政策における普遍的アプローチと地域性」『地域研究論集 JCAS Review』2巻2号、1999年9月、7-21頁。

- ・「一九九〇年代における日本の国連外交」『一橋論叢』123巻1号、2000年1月、33-44頁。
- ・「国際NGOの理論的分析——国連、世界銀行、トランスナショナル・ネットワーク」『国際問題』519号、2003年6月、2-11頁。
- ・「グローバル・ガバナンスと国連——グローバル・コンパクトの場合」『国際問題』534号、2004年9月、14-27頁。
- ・「ユーロ・グローバリズムの挑戦——『国境を越えた責務』に取り組むヨーロッパの理念」(焦点：国境を越えた責務)『国際問題』547号、2005年10月、65-75頁。
- ・「開発に関わる国際機関と平和」『平和研究』33号、2008年11月、61-73頁。
- ・「地球公共財とNGO：あらためてNGOの正統性について考える」『一橋法学』8巻2号、2009年7月、35-45頁。
- ・“A Japanese View of the EU,” in *Perspectives: Review of International Affairs* (Institute of International Relations, Prague), vol. 20, no. 2, 2012, pp. 103-128.
- ・「戦後70年と日本の国連外交」『国連研究』17号、2016年6月、77-92頁。
- ・「国際関係における理論研究と歴史研究の対話——歴史家・細谷千博の国際関係理論」(滝田賢治先生古稀記念論文集)『法学新報』(中央大学法学会)123巻7号、2017年1月、29-48頁。
- ・「グローバル・ガバナンス論について」『日本政治法律研究』4号、2022年3月、77-92頁。
- ・「国際政治理論と現代の国際関係——経済的相互依存と米中経済関係」『国際経済労働研究』78巻3号、2023年3月、5-11頁。

#### (5) 資料・著作選集等の編集

- ・朝河貫一書簡集刊行会『朝河貫一書簡集』早稲田大学出版部、1990年10月。
- ・日本国際政治学会編『日本国際政治学会の半世紀』2003年10月。
- ・細谷千博著作選集刊行委員会編『細谷千博著作選集1(歴史のなかの日本外交)』『細谷千博著作選集2(国際政治のなかの日本外交)』龍溪書舎、2012年9月。

#### (6) その他

- ・書評 「日本平和学会編集委員会編『平和学の数量的方法——講座平和学III』」『平和研究』10号、1985年11月、178-181頁。
- ・翻訳 K.J. ホルスティ「国際関係の諸理論——パロキユアルかインターナショナルか?」『中央公論』102巻2号、1987年2月、171-183頁。
- ・翻訳 オラン・R・ヤング「国際制度——そのマクロ行動の決定要因を求めて」武者小路公秀、臼井久和編『転換期世界の理論的枠組みII 脱国家的イシュー

と世界政治』有信堂、1987年6月、167-189頁。

- ・「交流分析」、「国際協調」、「国際協力」、「国際交流」、「政策協調」、「政策統合」、「政治統合」など、川田侃、大島英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、1993年3月。
- ・書評 「田所昌幸著『国連財政——予算から見た国連の実像』」『国際法外交雑誌』96巻2号、1997年6月、228-231頁。
- ・「国際機構論——国際体制の特質や変化を考察する」『新国際関係学がわかる』（AERA Mook）朝日新聞社、1999年6月、24-25頁。
- ・書評 「毛利聡子著『NGOと地球環境ガバナンス』」『国連研究』1号、2000年3月、202-205頁。
- ・「分離統合のアジア、不安定なアフリカ、ますますアメリカの一極支配体制に」『経営者』647号、2000年12月、22-25頁。
- ・「平和構築と開発援助——99匹の子羊のために1匹の子羊を見捨てられるか」『平和学がわかる』（AERA Mook）朝日新聞社、2002年9月、24-25頁。
- ・監修 『21世紀をつくる国際組織事典』（こどもくらぶ編、全7巻）岩崎書店、2003年4月。
- ・「ガヴァナンス」、「国連改革」、「NGO（非政府組織）」田中明彦、中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』有斐閣、2004年7月、244-245、246、247頁。
- ・「国際関係研究の英国学派の動向を探る」『学術の動向』9巻11号、2004年11月、90-91頁。
- ・監修 『国際紛争の本——いつ・どこで・何が起きたか？』（こどもくらぶ編、全5巻）岩崎書店、2004年2-3月。
- ・「『グローバル』な組織への変化を」『潮』2004年5月、99-100頁。
- ・書評 「理論分析・政策論議・現場の眼——篠田英朗著『平和構築と法の支配』を読んで」『創文』461号、2004年、16-19頁。
- ・「21世紀は国連の時代」井上武他編『この星に生まれて——復興・ひろしま・国連』中国新聞社、2004年11月、194-199頁。
- ・「インタビュー『自称・現実主義者』を斬る」『SIGHT』vol.32、2007年6月、98-109頁。
- ・書評論文 「グローバル社会における政治と責任——入江昭著（篠原初枝訳）『グローバル・コミュニティ——国際機関・NGOがつくる世界』緒方貞子著『紛争と難民——緒方貞子の回想』（集英社、2006年、459頁）」『国際政治』152号、2008年3月、168-176頁。
- ・「国際関係の潮流と国際組織」（特集 仲間作りの国際政治学——連携と制度）『学術の動向』16巻6号、2011年10月、17-21頁。
- ・「世界経済におけるパワーシフトと日本の対応——科学技術力・社会デザイン

力・外交力（特集 グローバル化における「パワーシフト」への対応）『学術の動向』19巻1号、2014年1月、36-41頁。

- ・「講演 国際関係理論と一橋大学」『一橋法学』14巻3号、2015年11月、1189-1212頁。
- ・「総会記念講演 公共性と日本の労働組合」『国際経済労働研究』71巻2号、2016年2月、7-18頁。
- ・「民主主義の平和」広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える事典』法律文化社、2016年3月、616頁。
- ・「座談会 国際秩序は揺らいでいるのか（揺らぐ国際秩序）」（遠藤乾、中山俊宏、宮城大蔵、古城佳子、大芝亮）『国際問題』668号、2018年1月、1-17頁。
- ・「経済社会理事会」、「国連システム」、「国連関係の政府機関（世界銀行グループ、国際通貨基金（IMF）」公益財団法人日本国際連合協会『新わかりやすい国連の活動と世界』三修社、2019年9月。
- ・「グローバル・ガバナンス・システムとは？——二一世紀の国際秩序をマルチセクターの協働で作るビジョン」『広島平和研究所ブックレット』7号、2020年3月、119-136頁。
- ・「主権者教育へのメッセージ（専門家からのアドバイス）」藤井剛、大畑方人著『ライブ！主権者教育から公共へ』山川出版社、2020年8月、42-52頁。
- ・「広島 核兵器廃絶に向けて広島発の平和学を模索する」『第三文明』729号、2020年9月、20-22頁。
- ・大芝亮監修、稲葉茂勝著『平和学習をはじめよう』（『未来をつくる！平和学習』第1巻）岩崎書店、2022年2月。
- ・「民主主義と平和」、「日本の平和研究所」日本平和学会編『平和学事典』丸善出版、2023年6月、74-75、658-659頁。
- ・「被爆の記憶・継承活動と国際政治」『広島平和研究所ブックレット』9号、2023年7月、77-100頁。
- ・「はしがき」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンスⅡ』有信堂、2025年3月、i-ii頁。
- ・「はじめに」、「広島大学平和センター」、「『原爆の子の像』碑前祭」、「被爆建物」、「ヒロシマと平和学」広島市立大学広島平和研究所編『ヒロシマ調査・研究入門——原爆被害を調べる人のためのガイドブック』広島市立大学広島平和研究所、2025年3月。

## B. 受賞等

- ・1983年度日本国際政治学会・北米国際関係学会（International Studies Association）交換論文選定（「UNDP 技術援助費の決定ルール」の分析）（相互浸透シス

テムと国際理論)『国際政治』67号、1981年、82-101頁)

- ・2021年5月 現代政治学会賞(日本政治法律学会)

### C. 学会報告・シンポジウム報告等

- ・1988年8月 “International Studies in Japan,” (with Kazuo Ishikawa) The 3rd World Assembly of International Studies, Williamsburg.
- ・1990年8月 “Prospects for Restructuring World Trade and Perspectives for Multilateral Development Organization,” Symposium “The Role of the United Nations in the 1990s,” Japanese-German Center Berlin (於:ベルリン日独センター)
- ・1994年10月 「冷戦後の世界銀行——ガバナンスの問題を手がかりに」部会「国際経済組織の政治学」日本国際政治学会1994年度秋季研究大会(於:東京大学法学部)
- ・1998年5月 「開発とガバナンス」(共通論題「国際社会の危機とガバナンス」)日本国際政治学会1998年度春季研究大会(於:東洋英和女学院大学)
- ・1999年2月 “Japan’s U.N. Policy in the 1990s,” 40th Annual Convention of the International Studies Association, Washington, D.C.
- ・2005年9月 “Sharing Memory of World War II,” The Conference of World International Studies Committee, Istanbul.
- ・2005年9月 “The Challenges of Euro-Globalism: the European Ethos in Fulfilling Transborder Responsibility,” The Symposium “Conflict and Settlement in Europe,” Tokyo.
- ・2005年11月 “Japan and the UN,” International Conference (8th Conference) “Global Actorness of the European Union and Japan in the Era of Knowledge-based Society,” Universite Libre de Bruxelles (ULB), Brussels.
- ・2015年9月 「グローバル・ガヴァナンスの行方」ヒロシマ平和セミナー(於:広島市立大学サテライトキャンパス)
- ・2016年3月 “Multilateralism and Global Governance: Japan in the World Bank, the G7 and G20 Summits,” in the Project “The Relationship between the EU and Japan in times of Crisis: Towards Avenues in Financial Governance Institutions,” KU Leuven.
- ・2019年5月 “Resilient Peace: Hiroshima’s Approach and Its Dilemmas,” Jeju Forum for Peace and Prosperity (“Asia Towards Resilient Peace: Cooperation and Integration”) International Convention Center Jeju, Jeju.
- ・2023年10月 「国際政治と経済的相互依存」放送大学広島学習センター公開シンポジウム

## D. 競争的外部資金・科学研究費・民間研究助成金

### 〈競争的外部資金〉

- ・21世紀 COE 研究プロジェクト「ヨーロッパにおける革新的研究」(2004-2009年度)

### 〈科学研究費（研究代表）〉

- ・「対外政策の日独比較研究」基盤研究（A）1998-2000年度
- ・「戦争の記憶とアジア太平洋地域の国際関係」基盤研究（B）2002-2004年度
- ・「日本の国連外交——歴史的・理論的分析」基盤研究（B）2005-2007年度
- ・「多国間主義の相克——平和活動における国連とEU」基盤研究（B）2010-2012年度
- ・「日中韓の歴史認識問題の国際的展開」基盤研究（B）2018-2020年度

### 〈科学研究費（研究分担）〉

- ・「地域主義の台頭と日米関係」(研究代表者：細谷千博(国際大学))総合研究(A)1990-1991年度
- ・「国際連合と日米関係」(研究代表者：石井修(一橋大学))基盤研究(B)1996-1998年度
- ・「アメリカ外交の要因としての民主主義」(研究代表者：大津留智恵子(国立民族学博物館))国際学術研究1997-1998年度
- ・「日米のナショナリズムと市民像の比較」(研究代表者：大津留智恵子(国立民族学博物館))基盤研究(A)1999-2001年度
- ・「新しい安全保障——新世代の脅威と権力分布変動のなかで」(研究代表者：藤原帰一(東京大学))基盤研究(A)2008-2010年度

### 〈民間研究助成金〉

- ・鹿島学術振興財団研究者海外派遣援助(長期派遣)、1991年
- ・松下国際財団「経済援助と民主化・人権のリンケージについての分析——日本・イギリス・世界銀行／アジア開銀の比較」1993年
- ・トヨタ財団「国連・地域的国際組織・NGO(非政府組織)による選挙支援活動に関する研究——政治文化の多様性と民主化概念の再検討」1993年
- ・地球環境財団「アジア・太平洋諸国における『自然と人間の共生』をめぐる文明論」(1997年10月、報告書)
- ・米日財団「日米間で歴史的記憶を共有することは可能か」(研究代表者：細谷千博)2000-2002年

### Ⅲ. 教育

#### 〈担当講義科目（本務校）〉

- ・上智大学法学部国際関係法学科 外交史、国際機構論（演習）、大学院演習
- ・一橋大学法学部・法学研究科 学部：国際政治理論、国際紛争論、国際機構論、演習（3年・4年）、大学院：国際関係特殊講義、演習、研究指導
- ・一橋大学国際・公共政策大学院 国際政治学基礎論（英語）、グローバル・ガバナンス・ワークショップ
- ・青山学院大学国際政治経済学部・国際政治経済学研究科 学部：グローバル・ガバナンス論Ⅰ（英語）、グローバル・ガバナンス論Ⅱ、国際NGO論、平和構築論、入門セミナー、演習（3年・4年）、大学院：グローバル・ガバナンス論、平和構築論、演習、研究指導
- ・広島市立大学大学院平和学研究科 グローバル・ガバナンス論、平和構築と国際社会（沖村理史教授と共同）、演習（博士前期課程・後期課程）

#### 〈非常勤講師〉

上智大学法学部、広島大学法学部、広島修道大学法学部、国際大学国際関係学研究所、成蹊大学法学部、多摩大学経営情報学部、早稲田大学政治経済学部・政治経済学研究科、島根県立大学北東アジア研究科、法政大学公共政策研究科、東京都立大学（首都大学東京）法学系、中央大学法学部

#### 〈学生課外活動〉

- ・財団法人大学セミナー・ハウス国際プログラム委員（1996-1998年度）
- ・湘南国際村インカレ国際セミナー企画委員・講師（1997年-2017年）
- ・一橋大学・ソウル国立大学合同セミナー（2014年まで約20年間）
- ・「外交を盛り上げる会」（外務省職員（一橋大学同窓生）による）

### Ⅳ. 大学運営

2004-2006年度 一橋大学評議員

- ・21世紀COEプログラム（法学研究科・社会学研究科共同）副代表

2006-2008年度 一橋大学国際・公共政策大学院院長

- ・2005年4月、専門職大学院として国際・公共政策大学院設置
- ・アジア諸国からの留学生受入 JICA・JICE プログラム助成
- ・首都圏公共政策大学院長会議形成

2008-2010年度 一橋大学法学部長・法学研究科長

- ・文部科学省「組織的若手研究者海外派遣プログラム」採択
- ・3大学交流プロジェクト採択（ソウル国立大学、オーストラリア国立大学、一橋大学）

2010年12月1日-2014年11月30日 一橋大学理事・副学長（総務・研究・国際交流担当）

- ・研究機構設置（研究科横断的組織）、後に社会科学高等研究院に改組
- ・JBIC・JICAとの連携協定締結
- ・文部科学省「グローバル人材育成推進事業」（特色型）（商学部・経済学部）採択
- ・文部科学省「女性研究者研究活動支援事業」採択

2016-2018年度 青山学院大学国際交流センター長（2018年国際センターに名称変更）

- ・ダブルディグリー・プログラム協定（英国エセックス大学と国際政治経済学部・研究科）

## V. 社会貢献等

### A. 学会活動

- ・1996年10月-2008年10月 日本国際政治学会理事  
（1996年 北米国際関係学会・日本国際政治学会合同研究大会開催）
- ・2002年10月-2004年10月 日本国際政治学会副理事長
- ・2004年10月-2006年10月 日本国際政治学会理事長  
（2006年 日本国際政治学会50周年記念大会開催）
- ・2008年10月-2024年10月 日本国際政治学会評議員
- ・2000-2001年 日本平和学会企画委員長
- ・2001年10月-2004年9月 日本国際連合学会編集主任
- ・2001年10月-2007年9月、2013年10月-2016年9月 日本国際連合学会理事

### B. 研究会委員等

- ・1984年6月-1990年10月 朝河貫一書簡編集委員（朝河貫一書簡集刊行会『朝河貫一書簡集』早稲田大学出版部、1990年10月）
- ・1995年10月 日米共同グループ：転換期の国連と日米の役割（日本国際問題研究所・コロンビア大学国際問題研究大学院）「日米共同行動へのアピール：国際平和と安全に貢献する国連の機能強化に向けて」（1995年10月）
- ・1995-1996年度 日本国際問題研究所「国際援助体制と日本の援助のありかた」調査・研究委員

- ・1998-2001年度 国際日本文化研究センター共同研究員
- ・1999-2000年度 国際金融情報センター「世界銀行等の開発援助政策に係る検討」研究会（大蔵省委託）委員
- ・1999年度 地球産業文化研究所「グローバリゼーションの中の国際システムとガバナンスの課題」研究委員
- ・2005年度 日韓国交正常化40周年国際学術会議「日韓関係と北東アジアの新しいビジョンを求めて」（同年6月開催）推進委員会委員
- ・2007年度 参議院外交防衛委員会調査室委託調査「主要先進国における海外援助の制度と動向に関する調査」（ODA研究会委員）、「主要先進国の動向（2）——アメリカ、カナダ、オーストラリア」2008年3月、49-65頁。

### C. 社会貢献

- ・1987年度 人事院・人事行政研究会委員
- ・1997年7月-1999年8月 国家公務員採用I種試験（行政）試験専門委員（専門試験、論文試験）
- ・1999年5月-2001年3月 大学評価・学位授与機構学位審査会専門委員（学芸・教養委員会）
- ・2000年11月 参議院第一特別調査室（国際問題に関する調査会担当）「国連の今日的役割——経済・社会・文化活動における国連活動と専門機関の関係について」（参考人として）
- ・2001-2022年度 特定非営利活動法人（NPO法人）FoE Japan（Friends of Earth Japan、国際環境NGO）理事
- ・2001年12月-2002年3月 国土交通省国土計画局「移転先新都市の国際政治都市としてのあり方に関する検討会」委員
- ・2003年10月-2006年10月および2011年10月-2026年10月 日本学術会議政治学研究連絡委員会委員
- ・2005年3月-2006年12月 科学研究費委員会専門委員
- ・2005-2007年度 社会科学国際交流江草基金選考委員
- ・2009年3月-2011年3月 内閣府「社会的責任に関する円卓会議」運営委員（委員長代理）
- ・2010-2026年度 大学評価・学位授与機構学位審査会専門委員（現在、社会科学委員長、学芸・教養委員長）
- ・2012-2026年度 大学評価・学位授与機構学位審査会審査委員（2017年4月-現在、審査委員長）
- ・2013年8月-2016年9月 国際文化会館「牛場記念フェローシップ諮問委員会」委員（長）

- ・2016-2018年度 日本学術振興会科学研究費委員会（審査・評価第2部会 人文学・社会科学小委員会）
- ・2018-2019年度 文部科学省「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会」法学専門委員会専門委員
- ・2019-2025年度 広島平和文化センター理事
- ・2019-2025年度 放射線影響研究所広島地元連絡協議会委員
- ・2020-2025年度 広島市「ピースツーリズム推進懇談会」委員
- ・2022-2025年度 広島市「平和宣言に関する懇談会」委員
- ・2022年6月-現在 国際経済労働研究所理事
- ・2023-2025年度 広島市「広島の拠点性強化に向けた懇話会ワーキンググループ」委員
- ・2024年1月-2026年3月 ヒロシマ平和研究教育機構共同機構長・業務執行理事
- ・2024年9月-現在 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所「平和記念公園周辺高潮対策検討委員会」委員

#### D. 高等学校教科書編集・執筆

- ・1994年-現在 清水書院『高等学校 新政治・経済』
- ・2021年-現在 清水書院『私たちの公共』

## 特集論文

# 戦後日本における「平和と教育」をめぐる言説空間の変遷 ——テキストマイニングを用いた構造的把握の試み

梅原 季哉

広島市立大学広島平和研究所教授

## はじめに

戦後日本社会の「平和」と、その政治における根強い非軍事志向を決定づけてきた大きな要素として、「教育」が存在することは疑いようもない。

「大日本帝国憲法・教育勅語」体制から「日本国憲法・教育基本法」体制への移行は、まさに時代を画すパラダイムの転換だった。堀尾輝久は1945年8月15日をとらえて、「日本の近・現代の区切りとしてわかりやすい」と評する<sup>1</sup>。当初は丸山眞男の下で政治思想を学び、そこで培った問題意識を極めていく過程から教育学の第一人者となり、平和主義を教育思想の中軸に据えてきた堀尾の歩みそのものが、戦後日本の平和と教育をめぐる関係性を象徴している<sup>2</sup>。

堀尾のような教育思想の中核には、平和をつくる次世代の形成こそが教育が目指すべき到達点であり、教育を実践する前提条件でもあるという理解が存在し、その枠内で「教育とは何か」が追求されてきた。一方でより実践的な文脈においては、「いかにして平和創造の主体を形成するかという教育実践に即した議論」として、一般的に「平和教育」として想起される取り組みが論じられてきた<sup>3</sup>。両者は密接に関連しているとはいえ、本質論としていえば、前者の「平和と教育」の関係性が問われるのは、「平和教育」という文脈にはとどまらない。しかし、現実の戦後日本社会においては、後者の狭義の「平和教育」を、前者の原点といえる日本の過去の戦争に対する反省の上に立って展開する営みがまず何よりも政治的論争の的となり、耳目を引いてきた。

具体的な動きは、占領が終了した1950年代前半からすでにみられた。1953年の池田・ロバートソン会談で、戦後日本の平和主義を再軍備への障害ととらえた米国政府が、日本の保守政権に対して、取り除くべき「障害」として、憲法九条と並んで、平和教育を挙げたのが起点といえる<sup>4</sup>。それ以降、保守対革新の構図の中に位置付けられるようになった「平和教育」という事象は、「イデオロギーに巻き込まれて政治化していった」、と先行研究で形容されている<sup>5</sup>。

一方で、国際関係論のアプローチで現代日本を観察する外国人研究者の中からは、冷戦終結直後にリアリズム学派などが示した多くの予想に反して、日本が再

軍事化し「普通の国」になる道を歩まずにきた「非軍事主義の生態システム」の特徴として、平和博物館における社会教育なども含めた、いわば「広義の平和教育」が日本の安全保障政策を律する規範的な抑制要因として作用してきた、との指摘が出ている<sup>6</sup>。こうした見方は構成主義でいう、ある社会の中でアクターによって共有される「規範」の一類型として平和教育を位置付けており、政治性よりもむしろその「裾野の広さ」に着目する論点といえる。

では、現在に至るまでの80年間、日本で「平和」と「教育」は、どういった文脈で関連付けられ、どのような枠組みの中で論じられ、経時的にどう変動してきたのだろうか。そうした言説空間をどのような要素が構成してきたのか。平和教育は果たして「政治化」してきたのか、それとも非政治的な規範と化しているのか。さらに、近年では、日本を取り巻く国際安全保障環境の悪化がとみに語られる中、例えば核共有論という投げかけなど、戦後日本の非軍事主義を構築してきた「ルール」の揺らぎもみられる。そうした状況への危機感を先鋭に表現した「新しい戦前」といった形容も珍しくなくなった<sup>7</sup>。では、そのような最新の状況は、「平和と教育」をめぐる言説空間のありようにどう影響しているだろうか。

本研究は、こうした問題意識を出発点としている。教育学や教育実践論における先行研究を踏まえた上で、より広範な文脈として、日本の社会や政治一般において「平和」と「教育」がどのように捉えられてきたかを、データに基づいて観察するための定量的手法として、テキストマイニング（計量テキスト分析）を用いて構造的に把握することを試みる。対象テキスト群としては、戦後日本の公的空間における政治的言説を大量に集積したデータベースといえる、国立国会図書館が構築した「国会会議録検索システム」を主に用いる。ただし、得られた結論が、国会審議という極めて政治的な場での言説ゆえの偏りに影響されていないかを確かめるため、副次的に、国会図書館の書誌データ検索システムも活用する。

## 1. 「平和教育」の歴史的展開と現状に関する先行研究

戦後日本社会の中での「平和と教育」の語られ方について、本研究と同じような枠組みと手法を使って分析した先行研究はほとんど見つからない。数少ない論文として、高部優子ら（2018）の文献研究が挙げられる。ただし、その内容を検討すると、論文タイトルのみを対象とした分析であり、年代ごとの出現数の傾向として1980年代と2000年代以降に2つのピークがあることや、語同士の係り受け関係分析から、1988年以降になって「暴力——平和」の組み合わせが登場したことに注目しているが、定量的な手法による分析はそれだけにとどまっている<sup>8</sup>。

一方、狭義の平和教育に関していえば、「戦後日本における平和教育の蓄積は膨大なものがある」ものの、それらを対象に体系的、包括的に捉えた先行研究と

なると、やはり蓄積に乏しい、との指摘がある<sup>9</sup>。そうした実証的研究を志向した先駆的な例としては、村上登司文(2009)の著書が存在する。村上は、従来の平和教育研究は「平和教育がどうあるべきかの理念的研究(べき論)」と、「平和教育をどう実践するかという方法学的研究(方法論)」が中心で、「平和教育の展開と実態を具体的に実証的に明らかにする研究が少なかった」<sup>10</sup>と整理し、そうしたギャップを埋めるべく分析を展開した。本研究に通底する問題設定の枠組みとして、「平和教育の概念規定には、平和教育を、good educationと非常に広く捉えるものから、軍縮のための教育とかなり狭く捉えるものまで大きな幅がある」と指摘している<sup>11</sup>。このため、村上が以下のように年代ごとの流れとして概括した平和教育の歴史的展開は、広範な形で「平和と教育」の関係性を捉えようとする本研究にとっても参考に値するものといえる。

村上はまず、日本の敗戦後に制定された日本国憲法と(旧)教育基本法が「法的規範として、平和を志向する意識の形成に向けて影響を及ぼしてきた」と、堀尾らと同様の出発点を見出した<sup>12</sup>。ただし、1940年代後半から50年代前半にかけては、日教組を中心とした教育研究運動の支柱だった勝田守一らが「戦前の軍国主義教育を否定した戦後の『民主教育』そのものが平和教育であるという論」を展開したことが影響し、「平和教育を特別な一つの教育領域とする論文や実践」は当初、あまり見られなかったという。そこから1950年頃を境に、日教組が「平和教育」という用語を使った組織的取り組みを始め、状況が変化していく。54年のビキニ水爆実験・第五福竜丸事件をきっかけとした反核平和運動の国民的な盛り上がりの中で、原爆被爆体験、戦争体験について伝える運動が盛んになった。その一方で60年代からの高度経済成長期にはすでに「社会全体として戦争体験の風化(忘却)が急速に進む状況」が問題視されるようになり、「継承」が課題として浮上していた<sup>13</sup>。

1970年代に入ると、原爆被爆体験を伝える平和教育の実践が広島と長崎を起点として始まり、戦争体験全般としても「継承」を軸とする平和教育が全国的に広がった。80年代以降も小中学校では、「第二次大戦に関する否定的な戦争題材」を中心とする平和教育が行われていた。90年代のポスト冷戦期に入ると、人権、環境、開発も含めた「包括的平和教育」へと平和教育概念が拡大した一方で、反核平和教育への関心は落ちていく。村上は2000年代以降、米国同時多発テロ以降の文脈の中で「戦争をどう伝えるかが教育界の課題」となり、改憲への動きが進む中で、「戦争体験者による直接的継承といえる20年間」に入ったと位置付けた<sup>14</sup>。その上で、「反戦平和を教育目的として戦争体験を伝える日本の平和教育」が、戦後日本特有の教育領域であると指摘した<sup>15</sup>。村上は2009年段階での認識として、「社会における子どもたちに対する戦争体験継承活動が停滞しつつあり、戦争体験の忘却と戦争被害者への共感性の低下が進行し、それへの対策が平和教

育において必要となっている」と考えていた<sup>16</sup>。

村上に限らず、平和教育の変遷に関する先行研究の多くが、その「限界」や「課題」を洗い出し、改善策を探るという問題意識を共有している。例えば、竹内久顕は2011年に、日本の平和教育に関しては①過去の戦争と今日の戦争の乖離、②遠くの暴力（戦争・飢餓・抑圧など）と身近な暴力の乖離、③平和創造の理念（平和憲法）と現実の乖離、④これまでの平和教育と新しい平和教育の乖離、という4つの乖離が生じていると論じた<sup>17</sup>。とりわけ、1990年代半ば以降を平和教育の「低迷・混乱期」としてとらえ、その特徴として、歴史修正主義の立場からの平和教育批判や、憲法や教育基本法改正をめざす動きといった日本社会の流れに対して対抗軸を示せなかったことなどを挙げた<sup>18</sup>。平和教育が「転機」を迎える中で「課題」を探るという視点は近年の研究でも共通しており、例えば高部優子（2022）が、日本の平和教育の内容や方法論が画一化しているという「テンプレート化」や、政治的中立性の名の下に政治的事象を教育で扱うことを回避する「非政治性」の問題、さらに結局のところ「戦争」教育を脱しておらず「平和を築く方法論」が不在であることを指摘している<sup>19</sup>。

これら先行研究の視座そのものは十分な論考に基づくものであり、本研究では、後述するような言説タイプの類型化に当たって、そうした知見を参考にした。一方、すでに半世紀以上前に戦争体験の「風化」という課題が指摘されていたことを踏まえ、平和と教育をめぐる言説空間の中で、そうした認識がどのように変遷してきたのか、より俯瞰的な把握も目指す。一方で平和教育の「政治化」については、ポスト冷戦期においても、歴史修正主義からの平和教育批判がイデオロギー論争を惹き、脱イデオロギー化は実現しなかった、との指摘がある<sup>20</sup>。「政治化」の定義自体が論者によって異なる可能性もあり、定性的な手法のみでは解釈の分かれるところであろう。本論文ではむしろ、一般的に「政治化」したとされるタイプの言説を広く把握することで、そうした言論空間の状況が経年的にどう変化したのか、発言主体はどのような集団なのか、といった視座から検討を加えていく。

## 2. 研究方法

### (1) 主な研究対象（国会審議での発言）とその収集

本研究の主たる研究対象としては、国会会議録検索システム<sup>21</sup>を用いて、「平和」と「教育」というキーワード検索で獲得したデータを取り扱う。当初は、会議種別を指定せず、本会議と全ての委員会を対象にして、単純に上記の2語を含むキーワード検索を行った。しかし、例えば「教育」という単語が、例えば企業の人材育成といった文脈でも使われるなど、両語とも極めて一般的な言葉であることや、

国会会議録の仕様から、単純に全会議を対象としたキーワード指定のみの検索では無関係な話題（ノイズ）も大量に拾ってしまうため、分析に適しないことがわかった<sup>22</sup>。このため、教育と関係ない話題を除外するねらいから、現在の衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会、ないしその前身（院と時期によって名称は異なる）の会議録のみを対象として、「平和」と「教育」が近接50語以内に共に登場する、という条件で検索を実施した。対象時期は、日本国憲法制定後、1947年5月の第1回国会から、2025年の参議院選挙を受けて同年8月に開かれた臨時国会、第218回（8月5日終了）までの全てとした。

この結果、ダウンロードされた「発言」は2000件あった。その中には、やはり国会会議録の仕様で、受け付けた請願などを列挙した「会議録情報」30件も「発言」として含まれていたため、これらも本研究の主題にはそぐわないものとして除外した。残りの1970件について、1940年代から2020年代までの10年ごとの年代と、発言者が議員なのか、政府側の答弁者なのか、あるいは参考人なのかといった属性を変数として自動的に付与し、分析対象の元テキスト群とした<sup>23</sup>。

## (2) 分析手法——コーディングファイルの設定

収集したテキストのテキストマイニングに際しては、社会学者である樋口耕一が開発したKH Coder<sup>24</sup>を利用した。KH Coderは、日本語の文章に対して「形態素解析」と呼ばれる処理を施すことによって言葉を分解し、単語単位で抽出する。その結果、最もシンプルな結果としては、単語ごとの出現度数に応じた頻出語のリストを出すことができる。しかし、アンケート調査の自由記述欄などと違い、今回の研究対象は、国会での質疑応答という性格上、定型的な言い回しで用いられる語が多く出現する（例えば「大臣」や「委員」）。一方、本研究が対象とした国会審議で扱われるトピックは、文教系の委員会という限定がかかっているにしても、立法過程から教育行政、科学技術分野、あるいは請願の取り扱いまで、多岐にわたる。このため、単語単位だけの分析では、本研究が把握しようとしている「平和」と「教育」にからんだ言説の内容分析としては不十分である。

KH Coderには、そうした問題を解消するため、キーワードやその出現パターンを論理演算子も使って記述した「コーディングルール」と元データと照合させ、概念ごとにラベリングする機能が実装されている。本研究では、単語単位での共起関係など、純粋に定量的な処理だけで得られた予備的な結果も検討した上で、平和研究に関する先行研究が指摘していた傾向なども踏まえて、以下のような15のトピックス（コード群）を設定した<sup>25</sup>。

- ① 原爆と核兵器：広島・長崎原爆や核兵器への言及
- ② 記憶と継承：記憶の継承、あるいはその風化、「語り継ぐ」ことなど

- ③ 戦争をしない：不戦、非戦、戦争放棄、戦争反対といった考え
- ④ 平和教育：キーワード「平和教育」を直接使った用例
- ⑤ 憲法と平和主義：憲法九条、非武装中立、専守防衛といった概念
- ⑥ 国民主権と人権：主権在民、基本的人権といった概念
- ⑦ 教育基本法：キーワード「教育基本法」を直接使った用例
- ⑧ 子ども<sup>26</sup>の権利：子どもの権利への言及
- ⑨ 教組と平和運動：日教組による平和運動、その「偏向」批判など
- ⑩ 教科書問題・歴史認識：歴史教科書や教科書検定にかかわる言及
- ⑪ 戦争責任・過去への反省：日本の大戦中の過ちや侵略性に関する言及
- ⑫ 日の丸・君が代：国旗掲揚、国歌斉唱にかかわる事象
- ⑬ 国際性：国際貢献や国際理解、国際交流といった文脈
- ⑭ 同時代の戦火：冷戦期から現在に至るまで、ニュースで大きく扱われるような同時代の紛争（ベトナム、イラクなど）への言及例
- ⑮ 沖縄：広島、長崎と並んで平和教育の中心地とされる沖縄への言及

ここで留意しておきたいのは、これらのコード群は、当該発言の中でそうした事象への言及がある場合に付されるのであって、それに対する価値判断は問われないという点である。つまり、例えば④の「平和教育」は、この言葉を使った語りであれば、平和教育を肯定する発言であろうが、否定する発言であろうがコードが付される。国会審議という政治的な言説空間における議論が、何を対象として論じられているかという議論のフレーミングを把握するのに適した分析手法といえる。それが肯定的な文脈か否定的な文脈かは、ほかのコード群との共起関係や、定性的な観察との照合など、さらに別の観点からの分析が必要となる。ただし、上記のようなコーディングルールに照らせば、外部変数に対応し出現傾向に統計的な有意差が生じているか否かの検定結果と、その有意水準まで、自動的に統計処理した結果を獲得できる。本研究ではまず、年代を変数として経年変化を分析し、さらに話者の属性を変数とした場合の分析も施し、考察につなげたい。

### 3. 解析結果

#### (1) 全体データの出現傾向についての検討

コーディングルールと変数をクロス集計して本論の分析に入る前に、全体としてのデータが偏りのない形で入手できているかどうかをまず検討する。

10年ごとの当該データの総出現数をまとめたものが表1>であるが、これを見ると、1940年代と2020年代の出現数が少ないのはそれぞれ、47年5月～49年の3年間足らず、2020年1月～2020年8月の約5年半のみを対象としているため

&lt;表1&gt;当該データの年代ごと総出現数

年代	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020	総計
総出現数	76	642	170	254	391	94	168	115	60	1970

であり、実際にはさほどのデータの偏りはないと考えられるが、問題は1950年代である。この期間に出現した該当発言は642件もあり、全期間中の約3分の1がこの年代に集中している。一見したところ、自動収集の際に何らかのミスが作用した結果のエラーなのか、検討を要するほどの偏りといえる。

定性的に日本教育史の資料に当たっていくと、この頻出ぶりには蓋然性のある背景が存在する。「はじめに」で紹介した池田・ロバートソン会談の直前、1953年5月に就任した、旧内務官僚で公職追放歴もある大達茂雄文部大臣が中心となった動きだった。大達は「『教育の中立性確保』という名目で、教員の政治活動の禁止と平和教育への統制」を主な施策として掲げ、翌54年2月にいわゆる「教育2法案」を国会提出すると共に、同3月には「偏向教育の事例」24件も国会に示した。これに対して日教組が反論して、分裂授業に臨むなどの闘争を展開し、日本教育学会や小中学校の全国校長会なども反対したが、政府側は54年5月29日に教育2法案を強行採決する、という社会的事件が起きていた<sup>27</sup>。国会はその騒動の主な舞台となっており、与野党がそれぞれの立場で「平和」と「教育」を激しく論じ合った結果として、本研究における該当発言もこの時期は急増したのだった。細かく年ごとの出現傾向でみると、1954年は222件（全体の中での構成比11.3%）と、やはり如実に突出している。先行研究が指摘していた、日本の平和教育の「政治化」は、国会審議という言説空間では、量的にみれば1950年代に集中して起きていたことがわかる結果といえる。

## (2) 頻出語

<表2>は、国会の文教系委員会での審議で「平和」と「教育」の双方が、近接する50語以内で出現した発言、全1970件内に出現する単語のトップ40である。

&lt;表2&gt;本研究での国会審議テキスト群における頻出語トップ40

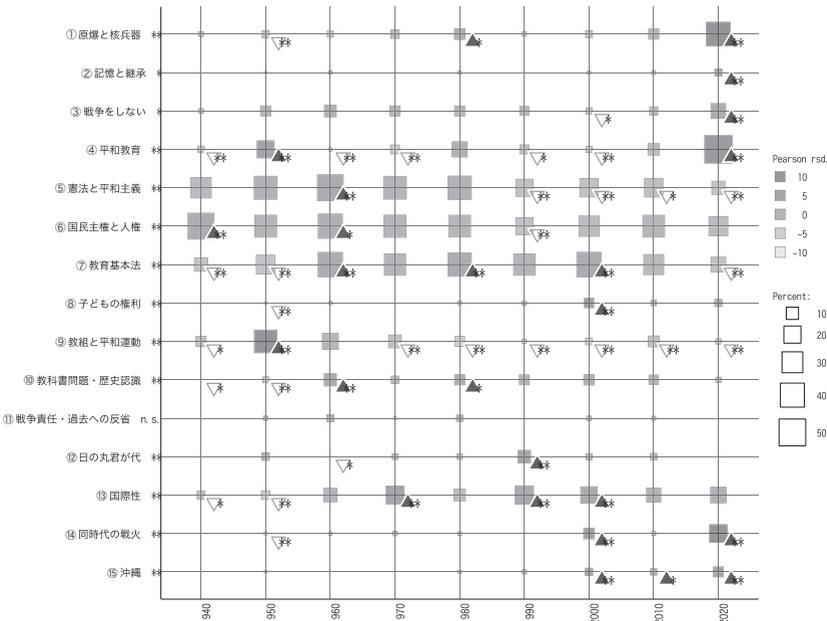
順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
1	教育	13736	11	子供	1501	21	先生	1207	31	開く	996
2	日本	3685	12	研究	1455	22	文部省	1202	32	内容	983
3	学校	3439	13	教育基本法	1417	23	人	1178	33	場合	955
4	平和	3277	14	国家	1401	24	教員	1139	34	精神	946
5	委員	3011	15	文化	1344	25	今日	1121	35	戦争	945
6	社会	2382	16	世界	1299	26	法律	1100	36	人間	939
7	大学	1969	17	政治	1290	27	意味	1085	37	国際	932
8	国民	1938	18	必要	1278	28	教科書	1078	38	文部大臣	931
9	憲法	1915	19	国	1277	29	基本	1077	39	法案	923
10	大臣	1531	20	指導	1253	30	関係	1032	40	制度	908

端的にいった最多が「教育」であることからみてわかるように、上位の語群についていえば、国会の文教系委員会で「平和」と「教育」が近接して登場する発言を定量的に分析した以上、当然といえる結果が並んでいる。本研究の対象データについても、頻出語だけを見ていて得られる知見はやはり少ない。

KH Coder の標準機能の一つである、語同士の共起関係の強さを図示した「共起」ネットワーク図を生成してみると、例えば出現度数34位の「精神」は、同9位の「憲法」、13位の「教育基本法」と共起関係が強く出現している、といった傾向を見て取ることができた<sup>28</sup>。そこからは、国会の文教系委員会の審議で「平和」に言及した話者が、「憲法」や「教育基本法」にも言及する際には、その「精神」を問うたり、強調したりすることが多いのだろう、といった大まかな状況をつかむことはできるが、経時的な変遷などはわからない。やはり、本格的に構造として把握するためには、コーディングルールを適用した分析が必要といえる。

### (3) コーディングルールに基づく検定結果

対象テキスト群に、「分析手法」の項目で紹介したコーディングルールを適用し、10年ごとの外部変数とのクロス集計をかけ、統計的に有意差があるかどうかの検定を施した結果を自動的に図示した「バブルマップ」が、<図1>である<sup>29</sup>。



<図1>コード群と年代のクロス集計結果についてのバブルマップ

この図の読み取り方としては、横軸が10年ごとの年代、縦軸が15のコード群である。縦軸コード群のうち、年代とのクロス集計で $\chi^2$ 検定をかけて1%水準の有意差があるものには二つ星\*\*、5%水準のものには一つ星\*、有意差が認められなかったものについてはn.s.が付されている。縦横が交わる各項目の四角いバブルの大きさは、その年代の中での総発言数の中での当該カテゴリーが占める比率に応じた大きさ（右側欄外の凡例 percent を参照）になっている。つまり、これは年代ごとの相対値を示すもので、(1)で紹介した1950年代の突出ぶりなどは吸収されたものとして読み取るべき図である。バブルの濃さは年代内の各カテゴリーに属する発言について残差分析をかけた結果のピアソン残差値に応じた濃淡を付ける処理が施されている。さらに、その水準に応じて、やはり星印を付した上で、視覚的にわかりやすいように、有意に多い場合には▲、少ない場合には▽が付けられている。

#### 4. 考察

##### (1) 経年的な傾向：年代ごとの特徴

本研究での作業で得られた上記バブルマップからは、国会（文教系委員会）における「平和」と「教育」にかかわる審議という言説空間で、時代ごとにどんな話題が主に語られてきたのかという傾向をかなり明確に読み取ることができる。

この図で最も特徴的なのは右上にみられる、2020年代に入って①「原爆と核兵器」、②「記憶と継承」、③「戦争をしない」、④「平和教育」がいずれも強い有意差を持って多い、という結果である。この背景と意味については、新たな経年的変化といえるのか、次項で改めて別に論考することとし、この項ではまず、戦後全体の傾向を概括していきたい。

15のコード群の中で唯一、全期間を通じて有意差がなかったのが⑩「戦争責任・過去への反省」であるが、どの期間をみてもそもそも出現頻度が低い。これは、日本の平和教育についてしばしば指摘される、日本の戦争被害を伝えることが主眼となっており、加害への視点が欠如しがちであるという課題とも通底するといえる。一方、③「戦争をしない」は、全体に5%水準の緩い有意差が認められるが、上述のように2020年代に増加している以外、あまり大きな差はなく、際だって増えることもない一方、継続して言及されている。橋本明子がかつて、「二度と戦争をしてはいけないという感覚を若い世代のなかに育むことが道義的責任」との前提に立った情緒的な教育によって「将来またあの忌まわしい戦争を始めるような日本人を育まないことに狙いを定めている」と指摘した<sup>30</sup>。平和教育のそうした傾向が、国会の文教系委員会で「平和」と「教育」が関連付けて論じられる際の言説パターンにも符合していることを示す結果といえる。

以下、主な特徴がみられる年代ごとに、残差分析の結果、強い有意差を持って出現したコードを中心にみていく。まず1940年代には、⑥「国民主権と人権」が、出現率47.37%と突出している。これは実際の用例では、キーワード「民主主義」とのつながりという文脈において強く出現しており、例えば、

ポツダム宣言においては日本の民主化を促進するということが要求されており新憲法においては非常に平和ということがうたわれておる。従つて、もし日本の教育がポツダム宣言及び憲法に準じて行われるとするならば、これは民主主義的な教育が徹底的に行われなければならぬ。同時に一切の戦争を挑発するような、戦争の方向に持つて行こうとするような国内におけるいろいろな条件がかつてにつくられることを防ぐための教育が行われなければならぬ<sup>31</sup>。

といった言葉が典型といえる。いわば、平和と民主主義を教育の最大の目的と定めるような、「はじめに」で示した戦後教育の原点といえる路線が、国会でも肯定的に論じられていたことがわかる。

1950年代になると、④「平和教育」と⑨「教組と平和運動」が強い有意差を持ち、高い出現率（各20.25%、36.14%）でみられる。これは上述した通り、教育2法案の上程を受けた審議過程で、政府が日教組による平和教育の「偏向」を標的とした「教育の中立性」キャンペーンを展開するという、教育における「逆コース」とでもいうべき動きの影響が如実に反映したと考えられる。大達文相による1954年3月の衆議院文部委員会での「平和教育ということであるからということ、日教組とかが平和教育なりということ、支持しているような、そういう片寄った返事をしてはなるまい」<sup>32</sup>との答弁などが、その端的な例である。

1960年代には、⑤「憲法と平和主義」、⑥「国民主権と人権」、⑦「教育基本法」、⑩「教科書問題・歴史認識」という4つのコードが有意に多かった。教育の国家統制化を進めようとする政府側と、反対する野党側の論争が激しさを増した結果と考えられ、とりわけ、1963年に成立した教科書無償措置法を通じた教科書検定制度強化や、60年代後半に相次いだ学習指導要領改訂の動き<sup>33</sup>が影響しているとみられる。例えば、63年6月に、参議院文教委員会で教科書問題に関する参考人として呼ばれた歴史学者、家永三郎が、

戦争の惨禍という題で傷痕軍人の写真が出ている。こういうふうにして全体が非常に暗い、もう少し明るく書けないかということをおられたのでありますが、太平洋戦争を明るく書くというのは、一体どういうことでありましょう。戦争賛美の教科書を作れということであるとしか解せられないのであり

ます。それは憲法、教育基本法の精神に対する反逆であり、文部省は、このような反憲法的精神に立脚して、教科書検定を行なっているということを実に赤裸々に示すものであると言わざるを得ない<sup>34</sup>

と批判した発言は、このタイプの言説の代表といえる。

しかし、上記のコード群のうち⑤、⑥という、憲法や民主主義、人権規範といった理念に照らして平和と教育を語るパターンの言説や、強いイデオロギー色を帯びた政治化された論争を示唆する⑨は、1970年代以降になると、バブルマップの大きさ、つまりその年代にみられた頻度はけっして小さくはないものの、有意差を持って多い主題にはならなくなった。むしろ、最後の⑨についていえば1970年代以降、⑤については90年代以降、つまり冷戦終了後の各年代は有意に少ない、という検定結果が得られた。これは、長期的な組織率低下などに象徴される日教組の影響力低下や、高部が先行研究で挙げた、政治的中立性の名の下に政治的事象を教育で扱うことを回避させようとする傾向にも通底する現象といえることができる。

時事的なトピックスとして、ある年代に特定の問題が集中的に論じられる傾向は折に触れてみられた。例えば⑦の「教育基本法」は1960年代の後には、80年代に中曽根内閣の臨教審路線の是非を問う文脈で、さらに2000年代にはまさに当の教育基本法が2006年に改正された動きと呼応する形で、それぞれ有意に増加している。1980年代の⑩「教科書問題・歴史認識」（近隣諸国との歴史教科書検定問題を受けて）、90年代の⑫「日の丸君が代」（1999年の国旗国歌法制定への反応）などもそうした一時的変化だった。しかし、年代を超えてまで続くほどのトレンドにはならなかった。

これに対し、全体の流れの中で注目に値するのは1970年代に初めて、有意に多いという結果が出た⑬「国際性」である。高度成長の中で「平和国家」像に自信を持った日本の現れとみることもできるが、1980年代にはいったん無印に戻っている。しかし、国際貢献や国際理解といった文脈につなげて「平和」と「教育」を語る言説は、冷戦後になると1990、2000年代に相次いで有意に多くなる傾向が認められた。臨教審が最終答申で、「国際社会の一員として、国際社会に積極的に貢献するとともに国際社会において真に信頼される日本人の育成の必要性」をうたったのは1987年のことであるが、それから数年を経て、臨教審路線の延長線上で教育の国際化を進める必要性がとみにうたわれた中で、それを「平和」に結びつけて論じられるようになった可能性が考えられる。一方、日本からは遠い世界の紛争地帯で起きていることに連関させる視座といえる⑭「同時代の戦火」や、現代の基地問題とのつながりも踏まえた⑮「沖縄」は、今世紀に入ってから有意な出現傾向がみられる。これは、「狭義の平和教育」への批判が言われるようになって

た時期と概ね一致している。つまり、日本の第二次世界大戦での被害性のみに集中している、といった指摘がとりわけ冷戦後に出てきたこととの関係が考えられる。全体として、平和と教育が国会で語られる際、冷戦後は理念に照らすよりも、多様な現実には照らした文脈で扱われる傾向が強まった、といえるだろう。

## (2) 2020年代の突出について——平和教育の「先祖返り」？

前項冒頭の繰り返しになるが、2020年代に入ってから国会における「教育」と「平和」がからむ委員会審議の中では、①「原爆と核兵器」、②「記憶と継承」、③「戦争をしない」、④「平和教育」の4コード群に当てはまる言説が有意に多い、という結果が本研究では得られた。これらはいわば同時代性を帯びた発見であり、このこと自体が先行研究では取り扱われてこなかった未知の領域ではあるが、平和教育一般に指摘されてきた傾向にも照らし合せつつ、考えてみたい。

先行研究レビューで触れたように、日本における平和教育は「戦争体験を主な題材として反戦・反核・軍縮を目指すこと」が主な目的であるとされてきたのが、1990年代以降は世論調査で、国防という主題をもっと教育で扱うべきだという層が増加する保守化傾向など、戦争と平和に関する日本人の意識に「異変」が生じ、課題を突きつけているとの指摘があった<sup>35</sup>。もっぱら戦争の悲惨さを学ぶことを趣旨とした平和教育の限界を乗り越える必要性がうたわれた。そもそも戦争体験の「風化」を憂える声は、半世紀以上前からすでに存在していた。ではなぜ、国会の委員会審議では2020年代に入ってから、「広島・長崎」に根ざし、「戦争を繰り返さない」ことを「継承」するような、トラディショナルな「平和教育」の見直しとでもいうパターンの言説が見られるようになったのか。

まず、データ自体からわかることが1点ある。実はこれらのコードは2020年代の中でも、実はコロナ禍が深刻だった2020年、21年は両年とも該当発言0件だった。つまり、突出ぶりは厳密に言えば2022年以降の現象である。このことを踏まえると、2022年2月からのロシアによるウクライナ全土への侵攻と、その文脈でロシアが繰り返してきた核兵器使用の威嚇という、国際社会を揺るがした変動の影響がまず想起される。実際の国会での該当発言をみると、そうした状況下での危機感を踏まえた形で論議が展開していたことが裏付けられる。

例えば2022年3月8日、参議院文教科学委員会で、広島県選出の宮口治子議員（立憲民主党）は、日本の平和教育について、ウクライナへのロシアによる軍事侵攻という事態を踏まえた形で質問した。具体的には、「プーチン大統領は核兵器の使用をほのめかす言動もしております。核兵器の使用はもちろん、威嚇もあってはならない」と前置きしてから、

原爆はもちろん、戦争によって失われた多くの命と戦後も痛みを背負い続け

た過去を強い教訓として、日本では、戦争は絶対にあってはならない、核兵器は絶対に使用してはいけないと学んできました。特に、広島においては多くの学校で夏休み中の八月六日が平和学習を目的に登校日に設定され、私も平和の尊さについて幼い頃からしっかり学んできました

と指摘し、その上で、

日本における平和についての教育を今後も堅持し、自ら二度と戦争を起こしてはならないと平和を希求する意識を子供たちに教え続けることを政府にお願いします、これについて大臣のお考えをお聞かせいただけますでしょうか

と文部科学相に質した<sup>36</sup>。これは明らかにウクライナ戦争に触発された形で、原点に立ち返った形で平和教育を継続せよという論といえる。このような言説がウクライナ戦争という文脈でこの時期に多かったことは、コード⑭「同時代の戦火」もやはり、極めて有意に多いという結果からも裏付けられる。

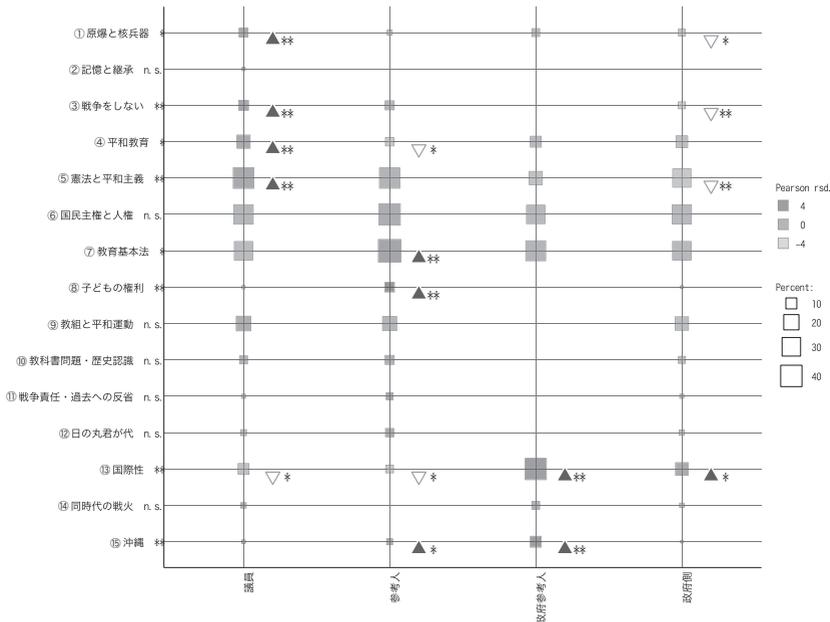
2020年代に「広島・長崎」やその継承、戦争を繰り返さないという趣旨の旧来型の「平和教育」への言及が国会で増えた理由として、ほかに具体的に考えられるのは、2021年発効の核兵器禁止条約や、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の2024年ノーベル平和賞受賞に象徴される、核兵器を絶対悪と見なす「ステイグマ化（悪の烙印を押す運動）」の活発化と、それに距離を置く日本政府の方針に対して、広島・長崎に代表される反核市民社会から批判が出ている状況があるだろう。そのことは、該当テキスト群の中で、核兵器禁止条約や、被団協への言及がこの年代に初めて見られるようになったことから裏付けられる。一方、被爆80年の2025年に被爆者健康手帳の所持者数が全国で初めて10万人を下回ったことに象徴されるように、原爆被爆の実相を証言できる被爆者が高齢化し、被爆体験を直接継承するための「残り時間」が限られていることも影響を及ぼした可能性がある。ただし、上述したように1970年代にはすでに戦争体験の風化に対する危機感が存在した中で、2020年代に入って、統計的に有意なほどの差があったかどうかは、本研究のデータ入手時点では被団協のノーベル平和賞受賞からの期間は1年に満たなかったこともあり、確たる結論には至らなかった。

### (3) 話者の属性差の影響にみる「政治化」

上述したように、本研究の対象データ入手に際しては、国会会議録検索システムの仕様に従って、話者の属性についても変数化して付与した。具体的には、発言者が議員か、公聴会などの参考人か、政府参考人（いわゆる政府委員）か、政

府側の大臣など政治任用者かを、元データから拾って変数化した。国会の委員会審議における質問時間の持ち分は、時代によって具体的な比率は変動してきたものの、野党側に加重する議会運営上の慣例があることを踏まえ、議員の発言は実質的に過半数、それもあり多数が野党議員と見てよい。したがって、上記変数と、コード群によるクロス集計をかけた結果、出現傾向に有意差があれば、そこには、国会審議という言説空間における、政府対野党の見解の違いという政治的な状況が影響していると推察することができる。

下に示した<図2>が、こうした話者属性を変数としてコーディングルールに基づくクロス集計結果をもとに生成されたバブルマップである。図の左上をみると、①「原爆と核兵器」、③「戦争をしない」、④「平和教育」、⑤「憲法と平和主義」の計4コード群に関しては、議員の発言に強く有意な形で多くみられる。一方、右上の方をみると、政府側の発言では①に関してやや有意に少なく、③、⑤に関して強く有意に少ない、という残差分析の結果が得られた。



<図2>コード群と話者属性によるクロス集計結果のバブルマップ

コード群ごとの $\chi^2$ 検定の結果としては①、④は5%水準の緩やかな有意差にとどまっているため、残差分析の結果だけをもってして議員と政府側の「分断」と形容できるかは一定の留保が必要であろう。他方、②「記憶と継承」について

は、そもそも表出頻度が小さく、 $\chi^2$ 検定では有意差がみられない。また、④「平和教育」については、上述のように全体としてのデータの outf には緩やかな有意差のみが認められる一方、政府側の発言では残差分析による有意差は認められない。これは、戦争体験を継承していく必要性や、「平和教育」という言葉を使った言説に関しては、政府側の大臣らもそうした価値観を消極的に受容している前提で発言している可能性が示唆される。それでも、政府側発言で有意に少ない3つのコード群のパターンからは、「平和と教育」を語る際に、大臣ら政府側の人間は、「広島・長崎」や核兵器に結びつけたり、非戦・不戦主義を明確にうたったり、憲法9条などに明示的に触れたりした形で発言する傾向が、相対的にみて少ない、という傾向を見て取ることができる。つまり、国会の文教系委員会での審議で「平和」と「教育」が論じられる際の政治性は、政府高官らの発言では、反核や非戦といったアジェンダと関連させた言説を回避しがちという、いわば「非政治化」の方向でフレーミングがなされていた。

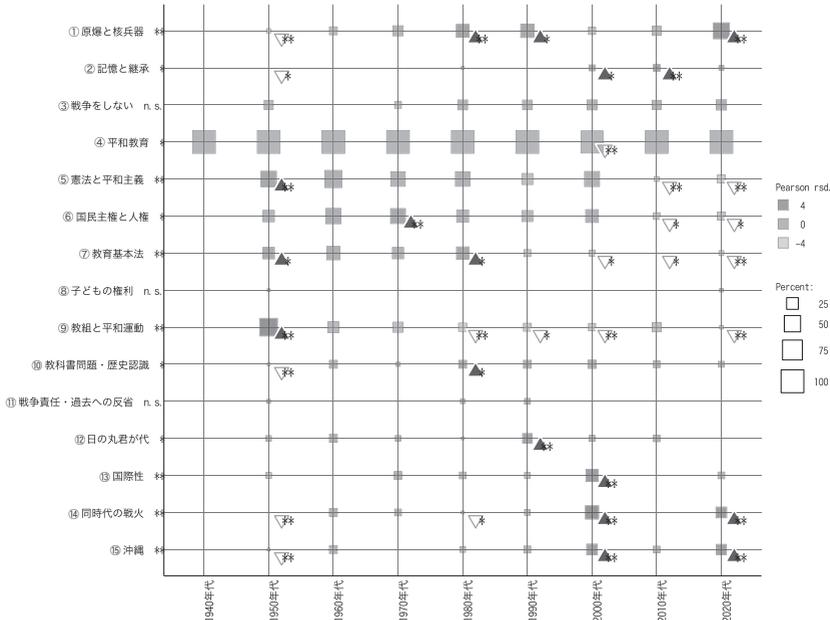
一方、政府参考人（政府委員の官僚ら）の発言でみると、かなり強い有意差、政府側（大臣ら）の発言でも緩やかな有意差をもって多いのが、⑬の「国際性」である。このコードは対照的に議員の発言では緩やかな有意差で少ない、という結果も出た。国際理解や国際社会への貢献、といった文脈とつなげて「平和」と「教育」を語るタイプの言説は、国会の文教系委員会における審議という言説空間でみる限り、相対的に政府側主導の動きであったことが示唆される。ただし、それに対して議員側（主に野党）が強く反対の意を表明したような形跡はなかった。端的に考えられる要因としてはやはり、80年代後半の臨教審答申以来の教育の「国際化」を強調する政府側の動きの影響であろう。年代ごとの変化と照らし合わせると、1950年代に先鋭化し、1970年代ごろまでは引き続きイデオロギー対立の中にあった平和教育を、「国際化」というキーワードと結びつけることで、日本の過去との結びつきを相対的に減じようとする言説のフレーミングが影響した可能性があるのではないか。

## 5. 補助データ群との照合

### (1) 国会全体での傾向

ここまでの考察のうち、本研究で得られた最も特徴的な知見といえるのは、①「原爆と核兵器」、②「記憶と継承」、③「戦争をしない」、④「平和教育」の4コード群に該当する発言が2020年代に入って有意に多い、という検定結果であろう。しかし、それが経年的な要因による変化といえるのかとなると、なお検討を要する。実際の発言を見てみると、広島や長崎選出の議員が大多数であり、議員個人レベルの関心が反映されたにすぎない可能性も考えられるためである。

そこで、この項目以降では、本研究で主たる分析対象とした、国会の文教系委員会における「平和」と「教育」が近接50語以内で登場する発言、というカテゴリーから離れて、補助的な対象として別のデータ群を追加検討する。



＜図3＞国会全体で「平和教育」が登場した発言のコード検定結果

まず、文教系委員会に属する特定議員の関心に基づく偏りを排除するために、国会全体の審議の中での傾向を把握できないかを検討した。ただし一方で、2 (1) で述べたように、「平和」と「教育」の2語によるキーワード検索では、無関係な話題に言及している「ノイズ」が大きくなりすぎるという問題が存在する。その問題を回避するため、狭義の平和教育が語られている文脈での発言のみを採りあげることとし、具体的には単一の「平和教育」というキーワードで、会議種別を特定せず検索してデータを入手した。対象時期は主研究対象と同じだが、発言数は絞られて総計470件となった。このデータを、主研究対象と同じコード群に照らしてかけた検定結果に基づくバブルマップが＜図3＞である。

その結果、①「原爆と核兵器」については、こちらのデータ群についても2020年代には有意に多い、という結果が出た。正確に年ごとにみると、やはり2020年と2021年には検出されておらず、ロシアによるウクライナ全面侵攻が起きた2022年が境目になっているという現象が観察できた。一方、③「戦争をしない」につ

いては数として全期間を通じて有意な変化は認められなかった。国会審議で、「平和教育」という言葉を明示的に使った発言がなされる際に、2020年代（厳密に言えば2022年以降）にはやはり、原爆被害と、同時進行的な核兵器にからむ問題への危機感につなげた発言が多くなったといえる<sup>37</sup>。これは、主データ群で考察した大きな傾向とも整合性がある結果といえる。

## (2) 国会図書館書誌データの「雑誌記事等」タイトルにみる変化

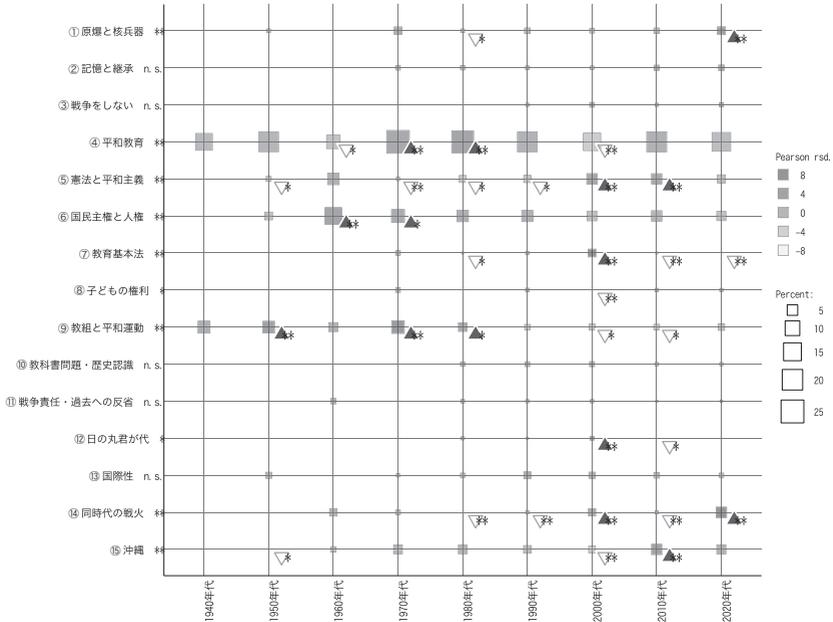
ただし、前項の国会全体での発言には、当然ながら委員会審議を舞台とした主データ群との重なりも含まれている。全体として「平和教育」という単語を明示的に使った発言例が少なかった分、やはり特定議員の関心による偏りを排除できなかった可能性もなお残っている。

そこで次に、国会審議という政治的言説を離れて、社会全体で「平和」と「教育」が関連付けられて論じられる際の言説空間のありよう、いわばフレーミングを、時事的なトピックに一定の影響を受けそうなタイプの媒体における傾向として把握し、さらなる補助的データとして吟味する方策を探った。

具体的な要件として、収録データの大きさと広がり、取り扱い易さなどを検討した結果、国会図書館の総合的な書誌検索システム NDL Search<sup>38</sup>を用いて、対象を「雑誌記事等」、キーワードとして「平和」と「教育」を指定し、検索を実行した。1940年代から2025年8月12日までの検索結果として、総件数6386件の書誌データを獲得した。このデータを対象に、やはりこれまでと同様のコーディングルールに照らした検定結果に基づいて、KH Coderのプラグイン機能を使って自動的に生成したバブルマップが、次頁の<図4>である。

母数となった対象データは、そもそも NDL Search の性格を反映して、大学紀要などの学術研究誌のデータが多い。このため、これまでのデータ群とは異なる傾向もみられ、「平和教育」という言葉を明示的に使った用例が通期で相当程度検出されている。そのことは、例えば本研究のような論文の書誌データが検出された場合は、必ずタイトルに伴う形で「平和教育」コードが付されることから考えても、妥当な結果であると評価できる。

具体的な結果としては、やはり2020年代に関して、この書誌データに基づく補助的調査でも、①「原爆と核兵器」と⑭「同時代の戦火」が有意に多い、という結果が得られた。国会審議について考察した際の、2022年のロシアによるウクライナ全面侵攻がきっかけになった、という仮説とも整合する。特定議員の個人的関心による偏りの可能性を排除し、鋭く時代性を帯びた社会的現象として、平和教育の原点回帰をうたう言説が一定の規範的価値を帯びて共有されていると推察できる。



<図4> NDL Search「雑誌記事等」でのKW「平和」「教育」の傾向

おわりに

本研究では、国会会議録検索システムから、国会の文教系委員会における「平和」と「教育」が近接する発言（1947～2025年）を収集し、KH Coderの仕様で設計した15のコード群に照らした統計検定（ $\chi^2$ 及び残差分析）を施し、言説空間の経年的変化と話者属性による特徴を構造的に把握した。補助的に、国会全体での「平和教育」という単語を明示的に使った発言や、国会図書館NDL Searchの雑誌記事等書誌データとも照合した。得られた知見は以下のとおりである。

まず、当該発言群全体として、1950年代、とりわけ1954年に極端に集中していた。教育2法案にからめた、政府側による「偏向教育」批判の動きを背景に、④「平和教育」と⑨「教組と平和運動」が強い有意差をもって出現している。つまり、国会という政治的な言説空間における平和教育の「政治化」は、この時代に凝縮された形で顕在化していた。その流れを受けた1960年代には、⑤「憲法と平和主義」、⑥「国民主権と人権」、⑦「教育基本法」、⑩「教科書問題」の各コードに該当するような、「平和国家」としての日本の基本的理念やあるべき規範に照らした形で正当性を問うタイプの言説が多かった。1970年代以降になると、国会ではこれらの理念や制度をめぐる論議の比重が相対的に軽減し、代わって⑬「国際

性」の枠組み、つまり多様な現実や国際政治の文脈に接続させる必要性をうたった「平和と教育」の語りが増える。冷戦後、とりわけ今世紀に入っては⑭「同時代の戦火」に結びつけた言説も同様の構図で登場している。

通期でみた場合、⑪「戦争責任・過去への反省」は出現が少ない傾向が続き、有意差がみられなかった。これは日本の平和教育をめぐる、被害の語り中心であるという先行研究の指摘と符合する結果といえる。国会という政治的言説空間での平和と教育をめぐる語りのフレーミングの中では、加害責任と向き合う言説は主流化していない、と判断できる。

そんな中で直近の変化として特筆すべきなのはやはり、2020年代（厳密には2022年以降）、①「原爆と核兵器」、②「記憶と継承」、③「戦争をしない」、④「平和教育」が強い有意差を持って増大したことである。ロシアのウクライナ全面侵攻と核威嚇、被爆者が高齢化し「継承の残り時間」への意識が強まる状況下で、核兵器禁止条約をめぐる動向や日本被団協のノーベル平和賞受賞などが一種の触媒となって、広島・長崎を原点とした反核平和とその継承を軸とするトラディショナルな平和教育枠組みへの評価が再活性化する兆しをみせたのではないか。

一方、話者属性を変数としたクロス集計の結果からは、野党を中心とする議員の発言では①、③、④、⑤が有意に多い。対照的に大臣ら政府側では①、③、⑤が有意に少なく、官僚ら政府参考人の発言で⑬「国際性」が有意に多かった。国会で「平和と教育」に言及する際、政府側は反核平和や憲法の不戦主義に直結させることを避け、国際理解や国際貢献といった文脈へと転移させる非政治化のフレーミングを進める傾向があったと解釈できる結果である。

ただし、上述した2020年代に入っただけの原爆被爆体験の継承や反核不戦といった言説の増大は、経年的変化というよりも、あくまで非政治化を進めようとする政府側に対して、伝統的平和教育の維持継続を求める特定の野党議員が抱いた意見という、人的要因に基づいていた可能性も考えられる。このため、補助データとして、国会全体で「平和教育」を明示した発言群について、同じコード群で検定したところ、やはり2022年以降、①が強く有意に増大した現象が認められた。さらに、国会図書館の書誌データベース NDL Search の雑誌記事等データで「平和」と「教育」をキーワード指定した検索結果の中でも、2020年代には「原爆と核兵器」及び「同時代の戦火」は強い有意差を持って多かった。本稿の字数制限の中では、さらなる補助データを対象とした研究結果を示すことはできないが、新聞社への投書テキストを対象とした予備的調査でも同様の傾向がみられている。つまり、2020年代に入って活発化した、平和教育の再評価言説は、国会の一部議員による偏った表出というより、日本社会内で少なくとも一定の広がりを持って共有された動きであると推察できる。

以上、本研究による2010年代までの経年的な変化に関する結論は、先行研究で

定性的に指摘されてきた状況ともおおむね整合が取れた結果であったといえる。一方、2020年代に関する、平和教育の原点回帰を掲げる言説の増加を、同時進行的かつ客観的なデータに基づく形で把握できたのは、まさに定量的手法を通じてこそその成果だった。戦後日本における「平和と教育」をめぐる言説空間はこれまでも何度も課題に直面し、転機にあると指摘されてきたが、最近のウクライナ戦争と「新しい戦前」と呼ばれるような状況への反応として、広島・長崎の原爆被爆体験の再評価がみられたこと自体、注目に値する。もちろん、従前指摘されてきた課題に向き合うことなく単なる原点回帰をうたうばかりでは、危機的状況はさらに加速しかねない。本研究の含意は、まず客観的な状況を提示することでそうした議論の前提を固めることにあるし、これらの結論はあくまで暫定的なものであることも言うまでもない。今後、研究方法の設計、特に対象データ群や、コーディングルールの記述法など技術的な側面で精度を高めていくことで、より鮮明で立体的な構造把握への道を模索する必要があるだろう。

## 注

- <sup>1</sup> 堀尾輝久「地球時代と平和——九条を軸に、自分史とかさねて」、田中孝彦、田中昌弥、杉浦正幸、堀尾輝久（編）『戦後教育学の再検討（下）教養・平和・未来』東京大学出版会、2022年、127頁。
- <sup>2</sup> 同上書、139頁。
- <sup>3</sup> 堀尾輝久『『平和と教育』について』、『平和研究』5号、1980年、48頁；竹内久顕（編著）『平和教育を問い直す——次世代への批判的継承』法律文化社、2011年、229頁。
- <sup>4</sup> 同上書、27頁；河上暁弘「戦後日本の『平和』の歴史と構造——『憲法・教育基本法体制』下の平和と教育の『現実』と位相」、前掲『戦後教育学の再検討（下）』171頁。
- <sup>5</sup> 西尾理『学校における平和教育の思想と実践』学術出版会、2011年、7、9頁。
- <sup>6</sup> トム・フォン・リ（梅原季哉訳）『日本 老いと成熟の平和』みすず書房、2025年、222、290頁。
- <sup>7</sup> 具体的に一般向け書籍のタイトルで登場した例としては、内田樹、白井聡『新しい戦前 この国の“いま”を読み解く』朝日新聞出版社、2023年などがある。
- <sup>8</sup> 高部優子、いとうたけひこ、杉田明宏、井上孝代「テキストマイニングによる平和教育に関する文献研究——CiNiiにおける論文タイトルのテキストマイニング分析」『トランセンド研究』15巻2号、2018年5月、78-86頁。
- <sup>9</sup> 西尾『学校における平和教育の思想と実践』13-15頁。
- <sup>10</sup> 村上登司文『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術出版会、2009年、11頁。
- <sup>11</sup> 同上書、23頁。
- <sup>12</sup> 同上書、396頁。
- <sup>13</sup> 同上書、52頁。
- <sup>14</sup> 同上書、396-397頁。
- <sup>15</sup> 同上書、11頁。
- <sup>16</sup> 同上書、409頁。
- <sup>17</sup> 竹内『平和教育を問い直す』7頁。
- <sup>18</sup> 同上書、49頁。

- <sup>19</sup> 高部優子「平和想像力を培う『積極的平和教育』——平和教育プロジェクト委員会の実践から」、高部優子、奥本京子、笠井綾（編）『平和創造のための新たな平和教育——平和学アプローチによる理論と実践』法律文化社、2022年、9-10頁。
- <sup>20</sup> 西尾『学校における平和教育の思想と実践』9頁。
- <sup>21</sup> ウェブサイトは <https://kokkai.ndl.go.jp> 本研究でのデータ入手に際しては、ウェブサイト上の検索インターフェースではなく、同システムが提供しているAPI (Application Programming Interface) を通じて、Python で組んだプログラムを走らせ、ダウンロード及びデータ整形を行った。
- <sup>22</sup> 国会会議録検索システムは、発言者が登壇している間の発話をまとめて1つの発言として収録している一方、段落の切れ目で話題が変わっているとは限らない。具体的には、本会議における所信表明・施政方針演説が典型で、一つの発言として扱われるため、その中で「平和」と「教育」がまったく無関係な文脈で登場しているケースを拾ってしまったり、あるいは「平和」と「教育」は近接した段落の中で同一の話題として登場しているものの、演説全体の中ではまったく異なる事象の方をより多く語っているケースを拾ってしまったりするため、「ノイズ」が大きくなりすぎ、分析対象としては適当でなかった。
- <sup>23</sup> 分析に使えるように csv 形式で保存した実際のデータについては、筆者の Researchmap ([https://researchmap.jp/UMEHARA\\_Toshiya](https://researchmap.jp/UMEHARA_Toshiya)) 上で公開する予定である。
- <sup>24</sup> 樋口耕一『社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を目指して』(第2版)、ナカニシヤ出版、2020年。公式ウェブサイトは <https://khcoder.net/>
- <sup>25</sup> 具体的なコーディングルールの書きぶりは Researchmap で公開する。
- <sup>26</sup> 国会会議録検索システムでは「子供」用例の方が圧倒的に件数が多いが、本論文では引用以外の地の文では「子ども」を統一的に用いた。
- <sup>27</sup> 宮原誠一、丸木政臣、伊ヶ崎暁生、藤岡貞彦（編）『資料 日本現代教育史2 1950-1960年』三省堂、1974年、204頁。
- <sup>28</sup> この共起ネットワーク図についても、Researchmap で公開する予定。
- <sup>29</sup> このバブルマップを生成する機能は KH Coder 本体ではなく、有料版プラグイン「文錦 Reporting」に実装されている。本論文ではわかりやすさを優先してバブルマップを示したが、実際の数字が盛り込まれた検定表は Researchmap で公開する。以下、本文中に登場するほかのバブルマップについても同様に取り扱う。
- <sup>30</sup> 橋本明子（山岡由美訳）『日本の長い戦後——敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか』みすず書房、2017年、156-157頁。
- <sup>31</sup> 衆議院文部委員会、1949年5月21日、渡部義通議員の発言。
- <sup>32</sup> 衆議院文部委員会、1954年3月14日。
- <sup>33</sup> 宮原誠一ほか（編）『資料 日本現代教育史3 1960-1973年』三省堂、1974年、223-224頁。
- <sup>34</sup> 参議院文教委員会、1963年6月25日、家永三郎参考人の発言。
- <sup>35</sup> 竹内『平和教育を問い直す』3-5頁。
- <sup>36</sup> 参議院文教科学委員会、2022年3月8日、宮口治子議員の発言。
- <sup>37</sup> 全体としての留意点としては、「平和研究」をキーワード指定した結果なので、本来はコード④「平和研究」は全期間で100%となり、 $\chi^2$ 検定で有意差はみられないはずだが、国会会議録検索システムの仕様で、2000年代に「平和、研究」という間に読点がはさまった発言も2本、元データに含まれていた。KH Coder はそれらの発言をコーディングルールに適合しないと判定したため、そこで有意差が生じている。
- <sup>38</sup> <https://ndlsearch.ndl.go.jp/>

本稿は科学研究費（2024～25年度研究活動スタート支援）24K22596「日本における非核規範の受容態様に関する言説の計量テキスト分析を軸とする実証的研究」、及び、広島市立大学広島平和研究所プロジェクト研究（2024～25年度）「戦後日本における平和と教育——その理念・歴史・現状・課題に関する基礎的研究」による成果の一部である。

## 特集論文

## 東京裁判における国際検察局（IPS）尋問調書の役割に関する研究

佐々木 幸恵

広島市立大学大学院国際学研究科博士後期課程

## はじめに

今から80年前に開廷した東京裁判（1946年5月～48年11月、正式名称は極東国際軍事裁判）は、第二次世界大戦後に連合国が日本の主要戦争犯罪人の戦争責任を追及した国際軍事裁判である。戦勝国の連合国11カ国が判事と検事を東京に派遣し、かつての日本の戦争指導者28人（A級戦犯ともいわれる）を起訴した。本論文では、東京裁判の検察である国際検察局（IPS）が終戦直後より実施した尋問の記録（尋問調書）に着目する。

東京裁判における尋問とは、主に捜査段階でIPSが被疑者や参考人に対して供述を求める取調べを指す場合と、公判で検事や弁護士、判事が証言台に立つ証人（当事者である被告人も証言するときには証人として扱われる）に直接質問を行い、証言を得る証人尋問を指す場合がある。本論文が分析するIPS尋問調書は、前者の捜査段階において巣鴨刑務所などで行われた尋問の質疑応答を記録した書面である。なお、後者の公判での証人尋問の際に供述の方法として用いられたのは宣誓口供書といわれる書面で、法廷外で自発的に自己の知っている事実を記載した供述書である。宣誓口供書は供述者が一方的に作成したもので、書面に宣誓と署名がなされている点がIPS尋問調書と異なる。

従来の東京裁判研究で尋問調書に焦点を当てた研究は極めて少ない。その中で定説となっているのは、尋問調書が被告人選定に重要な役割を果たした、というものであり、栗屋憲太郎によって指摘された。栗屋によれば、東京裁判の被告人選定は、英国のアーサー・コムズ＝カー検事を議長とする検察局の執行委員会が被告人のリストを参与検事会議（IPS首席検事ジョセフ・キーナンと各国検事で構成）の議決にかけて決定案とするが（連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーが最終承認する）<sup>1</sup>、実質的に被告人を選定する執行委員会での審議にあたっては、尋問を担当した米国人法務官（検事と同様の役割をした法律専門家）も同席し、彼らが作成した尋問調書が資料として参照された<sup>2</sup>。栗屋はこうした作成経緯を解明し、被告人選定に尋問調書が大きな影響を与えたことを明らかにした。

本論文の問いは、定説のようにIPS尋問調書の役割は捜査段階の被告人選定にとどまっていたのか、という点にある。実のところ、尋問調書は開廷後の公判審

理の中で証拠として多く用いられた。この事実から、尋問調書の影響は起訴後の公判にまで及ぶと考えられるが、被告人選定の視点以外の役割については、これまでほとんど語られてこなかった。さらには、東京裁判の唯一の前例であるニュルンベルク裁判における尋問調書との関係性についても等閑に付されてきた。

公判で尋問調書は伝聞証拠として扱われることになる。伝聞証拠とは、証人が自ら知覚した事実について法廷で行った証言以外の全ての（口頭または書面の）供述証拠を指す<sup>3</sup>。伝聞証拠は、主張する事実について相手方に反対尋問をする機会を与えていないため、容易に信用することができず、原則として証拠とすることは許容されない<sup>4</sup>。例えば、Aが「BはCがDを刺すのを見た」と証言した場合に、Bは反対尋問に応じることができない<sup>5</sup>。この証拠に関する規則を、「伝聞証拠の法則」または「伝聞証拠排斥の法則」というが、国際軍事裁判においては、こうした証拠に関する法技術的規則に拘束されないことが憲章で定められており、伝聞証拠であっても排除されず、その採否の判断は裁判所に委ねられていた。

証拠の採否とは、裁判所が提出された証拠を受理するか却下するかを決定する手続である。国際軍事裁判など戦争犯罪裁判における伝聞証拠の採否については、ミカエラ・ハルパーンが興味深い論文を発表している。ハルパーンは、戦争という特殊な状況では、当事者の入手可能な最良証拠が伝聞証拠しかない場合も想定されることから特殊な裁判手続を必要とし、被告人を含めた全ての人に公平な正義を実現するためには柔軟な証拠規則が必要であると指摘する<sup>6</sup>。その一方で、公正さを保つために、通常では証拠として認められない伝聞証拠を許容する裁判所においては、法的経験を有する判事が事実認定者の役割を果たす必要があるとも述べている<sup>7</sup>。つまり、判事であれば、陪審員とは異なり、拘束力のある規則なしに証拠の重みや採否を判断できるため、被告人の権利を損なうことなく伝聞証拠を採用することが可能である、というのである（ただし、ハルパーンは東京裁判の個別の事例について言及していない）。

以上のような先行研究の状況を踏まえ、本論文は、次の三つの問題について論じる。第一に、IPS尋問調書が被告人選定だけでなく、公判での検察側の証拠使用が想定されていたことを、尋問調書の作成経緯と極東国際軍事裁判所憲章から明らかにする。第二に、IPS尋問調書に宣誓も署名もないのはなぜか、という問題に焦点を当て、その始まりと考えられるニュルンベルク裁判の主要な被疑者のヘルマン・ゲーリング（独空軍総司令官、元帥）の尋問調書を手がかりに読み解く。第三に、荒木貞夫被告、橋本欣五郎被告、松岡洋右被告の3人の尋問調書を具体例として取り上げ、公判での証拠提出から証拠の採否、そして判決での扱いまでを追う。法廷で、彼らの尋問調書をめぐって検察側と弁護側が攻防を繰り広げ、そのたびに裁判所によってなされた裁定を明らかにし、東京裁判における被

告人の権利の変化や伝聞証拠の利用制限について説明を試みる。本論文は、以上のような視角から、IPS 尋問調書の役割について、従来の被告人選定にとどまっていた見方を再吟味したい。立論に際しては、米国立公文書館カレッジパーク館に所蔵される IPS 文書など一次資料を収集し、これらを分析した。

## 1. 捜査段階における尋問調書

### (1) IPS による尋問の目的

被疑者らに対する尋問は、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の特別参謀部として設置された法務局（LS）の特別捜査班によって、当初は実施された。特別捜査班は、米国人のジェームス・ロビンソン大佐と B・E・サケット中佐の指揮の下、1945年11月に5人の捜査官で編成され、その主要目的は真珠湾攻撃の責任者を見つけ出すことにあった<sup>8</sup>。最も早い尋問は、真珠湾攻撃作戦当時に海軍軍令部総長だった永野修身に対してで、11月17日に永野の自宅で行われている<sup>9</sup>。

1945年12月6日にキーナンが率いる米国検察陣が来日し、12月8日にGHQの一部局として国際検察局（IPS）が設立されると、LSの特別捜査班は増員されてIPSの捜査課に再編され、その捜査活動は真珠湾攻撃だけでなく戦争全体に拡大されていった<sup>10</sup>。米国検察陣が尋問に力を入れたのは、日本側が証拠となる文書の多くを焼却処分していたため、証拠となる文書の押収ができなかったからである<sup>11</sup>。日本に関する知識不足も加わり、捜査が難航したため、米国検察陣は主要な被疑者や政府・軍の重要人物に対する尋問により、日本の侵略行為の全体像に関する手がかりを探った<sup>12</sup>。そのことによって、誰を被告に選定すべきなのかという情報を得ようとしたのである<sup>13</sup>。

尋問調書では、尋問官を務めた法務官が人物の名前を尋ねる質問が多く含まれる。図1に示す米国検察陣が使用するよう定められた尋問調書の形式に「b. 尋問での登場人物全員の名前を示すこと」とあるように<sup>14</sup>、本人以外で事件等に関与した人物を特定して、被告人選定へとつなげることが尋問の目的の一つであった。被告人の中では、木戸幸一元内大臣が、昭和天皇の責任回避のため、木戸日記に基づいて積極的に重大な政治責任や戦争責任のある人物の名前を口にしたことはよく知られる<sup>15</sup>。

だが、尋問の目的はそれだけではなかった。被疑者のIPS尋問調書を調査すると、尋問官が被疑者に関係する事件等について記憶を蘇えらせる資料を提示し、それが真実かどうか尋ね、その答えを記録するという手順が繰り返されたことが分かる。その意図について松岡洋右元外務大臣の尋問を手がけたジョン・シーア尋問官は、「私は、あなたに日にちについての詳しい説明をしてもらいたいわけではなく、複雑な質問をすることが目的なのでもありません。私は単に概要を読

【図1】IPS 尋問調書の形式（米国検察陣）

3. INTERROGATION REPORT FORM: 3. 尋問調書の形式

a. The following form will be used in transcribing interrogations: a. 書き起こした尋問は、次の形式を使用すること

INTERROGATION OF      フジワラ・ノブタケ海軍大将の尋問  
Admiral Nobutake Fujiwara

Date and Time: 10 January 1946, 0955-1240 hours  
日 時 : 1946年1月10日      9:55-12:40

Place : Sugamo Prison, Tokyo, Japan  
場 所 : 巣鴨刑務所（東京、日本）

Present : Admiral Nobutake Fujiwara フジワラ・ノブタケ海軍大将  
出席者 : Major J. J. Adams, Interrogator J・アダムス少佐（尋問官）  
2nd Lt A. A. Jones, Interpreter A・ジョーンズ少尉（通訳者）  
Miss Alice Jacks, Stenographer アリス・ジャックス嬢（速記者）

Questions by : Major Adams  
質問者 : アダムス少佐

Q. - Q. (質問) -  
A. - A. (回答) -

b. The names of all persons present at the interrogation will be shown. b. 尋問での登場人物全員の名前を示すこと

出典：University of Virginia Law Library (The International Military Tribunal for the Far East Digital Collection)

み上げ、それが概ね真実なのかどうかを尋ねているのです」と述べている<sup>16</sup>。つまり、もう一つの尋問目的は、被疑者が行ったか、あるいは見聞した事件等の真否の確認を行い、彼らが自認した事実などを記録した尋問調書を作り上げ、それを証拠として積み重ねることで立証に役立てるところにあったのである。

## (2) 宣誓も署名もない尋問調書の始まり

米国検察陣が作成したIPS尋問調書には、被疑者らが真実を述べることを誓う宣誓も、記載された供述内容に同意する署名もない。尋問調書に宣誓も署名もないのはなぜか。その始まりは、東京裁判の前例であるドイツのニュルンベルク裁判の尋問にあると考えられる。ニュルンベルク刑務所で、1945年8月27日に行われたゲーリングの尋問調書を見てみよう<sup>17</sup>。

Q（尋問官）右手を挙げてもらえますか。

A（ゲーリング）その前に、どういった法律により宣誓をすることになるのか、法律上の説明をしてもらいたいです。これは単なる聴取なのか、

通常の裁判なのか、いったい何なのかを知りたいです。

- Q あなたは尋問を受けており、真実を述べるために誓うよう求められています。
- A もし起訴されるのなら、宣誓はできません。
- Q しなくてはならぬ宣誓の必要はありません。あなたはまだ起訴されていません。
- A 知っている限りの真実をお話しする準備はできています。
- Q それでは、宣誓することに異議がありますか。
- A 自分の立場が何であるかが分からないので異議があります。
- Q 要するに、あなたは宣誓を拒否しているのですか。
- A いいえ、知っている限りの真実をお話しする準備はできています。ただもう一つ、私には通訳をコントロールすることができないので、私の言うことを正しく通訳しているかどうか分からないという理由がありまして、内容が正しければ署名することになるドイツ語の尋問調書が渡されるときにしか確認ができないのです。
- Q あなたに署名を求めた人は誰もいなかったはずですよ。
- A まあ、そうではないということなら、宣誓を強いられないはずですよ。私は以前に尋問を受けたことがあり、そのときの自分の供述を読み返すと、それは私が言ったこととは正反対でした。
- Q つまり、あなたは宣誓を拒否すると理解してよろしいですか。
- A 私は自分の供述を確認した後、その供述に対して宣誓したいだけです。
- Q 換言すると、あなたは供述を読む機会が与えられ、それがあなたの供述どおりであれば、その内容に宣誓するということですか。
- A そうですよ。

ゲーリングの尋問を担当したのは、ニュルンベルクで米国検察陣の尋問チーフであったジョン・アーメン大佐であった<sup>18</sup>。最初に宣誓を求めているので、1945年8月時点では、尋問での宣誓は、真実の供述を引き出すために必要な手続であったようだ。それに対してゲーリングは、被疑者・被告人が宣誓によって自己に不利益な供述を強要されることはないはずだという態度を示して、尋問における自己負罪を拒否する権理（自己負罪拒否特権）を主張していた。

自己負罪拒否特権については、ニュルンベルク裁判準備のためロンドンで開催された米国、英国、フランス、ソ連の4カ国による国際会議（ロンドン会議）で、裁判において自己負罪に対する特権を廃棄するかを協議した会議録が残っている。1945年7月16日の会議で、英国のデイヴィッド・マクスウェル・ファイフ卿が、英国では被告人には自己負罪拒否特権があると切り出すと、ニュルンベルク

裁判の米国代表首席検事を務めたロバート・ジャクソンは、米国の制度でも被告人に自己に不利な証言を強制することは許されておらず、強制的な自己負罪を禁止している憲法の規定によって被告人は保護されるが、これはドイツ法では認められておらず、他の国が反対ならば主張しようとは思わないと述べ、フランスとソ連の考えを聞いた<sup>19</sup>。それに対してフランスとソ連の両国も、被告人は答弁を強制されないとの認識で一致した<sup>20</sup>。ただし、会議録によると、黙秘権の規定は設けず、供述拒否による不利益な推定の禁止も定められないことになっているので、自己負罪拒否特権は、原則として認められるという程度である<sup>21</sup>。

このロンドン会議における自己負罪拒否特権の取扱いは、あくまでも公判においてであり、捜査段階でも同様であるかは会議録には記されていない。しかし、尋問を行ったのは憲法での規定がある米国の検察陣であり、公判での特権廃棄が義務付けられていない以上、尋問においても被告人の権利として自己に不利益な供述を強要されないのは当然のことと受け止められたのであろう。アーメン大佐は、8月27日の尋問に関する要旨報告書で「ゲーリングは求められた宣誓について問題を提起した—ドイツ法—被告人は宣誓できない」とだけ記しており、ゲーリングの宣誓拒否を問題視していない<sup>22</sup>。これ以降のニュルンベルク裁判での尋問調書には、調べる限り、被疑者らの宣誓はない。

ゲーリング尋問調書は、もう一つ宣誓拒否の理由を明らかにしている。ゲーリングは通訳を介す尋問に誤訳が含まれ得るため、自身の理解できる言葉に翻訳された尋問調書を読み、供述と同一のものかを確認した後に宣誓・署名するという意思を示している。要するに、誤訳により供述とは異なる内容の尋問調書に宣誓・署名で信憑性を与えることを拒み、記載内容の確認のため「尋問調書の提供」と「翻訳」を求めたのである。

一般的に米国国内の尋問では、速記者に供述内容を速記させ、その速記録に基づき反訳をタイプ原稿にして被疑者に読ませるか、読み聞かせるかをした上で署名する流れとなる<sup>23</sup>。それが国際軍事裁判の場合、通訳・翻訳が間に入るので、ゲーリングが言うように、誤訳により供述者の意図する供述どおり尋問調書に記載されないケースが生じても珍しくないだろう。署名までには複数回のやり取りが必要になると考えられるが、ゲーリングが求めた翻訳後の尋問調書を渡して確認する手間は省かれたようである。ニュルンベルク裁判の被告人の尋問調書に署名は見つけられない。

以上のように、主要な被疑者であるゲーリングの宣誓拒否を契機として、ニュルンベルク裁判の被疑者らは、尋問において宣誓することなく供述を行う権利が与えられるようになったと考えられる。一方で、署名については「尋問調書の提供」と「翻訳」が伴う関係上、ニュルンベルクではその両方が被疑者・被告人の権利として認められず、こちらは省略されたものと見られる。

### (3) 東京裁判での尋問手続

ニュルンベルクでの尋問手続は東京へと引き継がれた。それは、1946年1月12日に法務官ら全員に通知された米国検察陣の尋問手続に表れている<sup>24</sup>。その要領は、①被尋問者（被疑者・参考人）に宣誓を求めないこと、②供述の強要や意思に反する使用がない旨を被尋問者にはっきりと伝えること、③被尋問者に尋問調書の読み聞かせを行わず署名を求めないこと、④通訳者の宣誓・署名、尋問官及び速記者の署名を証書に記載することの四つであった<sup>25</sup>。東京では、当初から宣誓も署名も行わない手続が定まっていた。ニュルンベルクで認められた権利も認められなかった権利も、そのままが踏襲されたのである。

被疑者らは、図1にあるように、多くは巣鴨刑務所内の一室で、尋問官と通訳者、速記者を前に、弁護人の支援もなく自らの記憶だけを頼りに尋問に答えた。IPSは手続に従って宣誓を求めず、供述の強要を意識的に控えたようで、実際に尋問を行ったソリス・ホーイツ尋問官の回想録には、どの被告人や弁護人からも尋問で強制されたとか、脅しや取引などで誘導尋問されたといった苦情の声が上がらなかったと記されている<sup>26</sup>。

他方、被疑者らが尋問調書の内容を確認して署名することはなく、「尋問調書の提供」と「翻訳」は、基本的には行われなかった。尋問調書の相当部分を読み聞かせるよう要求する大島浩元駐独大使に対して応じた例もあったが<sup>27</sup>、尋問調書や裁判速記録を調べる限り、尋問官側から積極的に確認を行ったのは、最長51日間の尋問日数となる東条英機元総理大臣に対してのみである。東条の尋問を行ったジョン・フィーリー尋問官は、1941年9月6日の御前会議について答える東条に再度読み聞かせ、相違のないことを確認したり<sup>28</sup>、巣鴨刑務所で書いた自筆のメモを持ち込む東条に対して、メモの翻訳の確認をするか東条に尋ねたりしている<sup>29</sup>。やはり尋問官としても、関与した事件等の真否の確認が尋問目的であるにも関わらず、その供述を書面にした尋問調書の内容を本人に確認しないのは不十分との感覚はあったようで、東京裁判の主役である東条の尋問では、重要証言に関して何度か口頭確認が行われている。

IPSが尋問した人数は、1947年1月の検察側立証の終了時までで320人近くを数えた<sup>30</sup>。表1が示すように、その数は毎月増加し、特に多いのが1946年の2月と3月である<sup>31</sup>。前年の12月に来日した米国人法務官の人数も増え、1946年2月には一日あたり約6人、3月には一日あたり約10人に対して尋問を行っている<sup>32</sup>。被告人のリストを作成する執行委員会は1946年3月4日から4月5日まで14回開催されたが、そのころが尋問のピークと見られる<sup>33</sup>。ホーイツ尋問官は、本格的な尋問開始から二カ月間、当時東京にいた米国人法務官のほとんど全員が尋問に従事していたと回想している<sup>34</sup>。

【表1】 在籍法務官数（米国検察陣）と尋問人数

	1945年12月	1946年1月	1946年2月	1946年3月	1946年4月
在籍法務官数	38人	47人	61人	68人	68人
尋問人数	5人以上	28人以上	48人以上	81人以上	27人以上

1946年4月4日、最後14回目の執行委員会の前日、法務官らは公判での証拠使用の準備として、被告人となる見込みの被疑者の尋問調書をまとめ、要旨報告書を作成するよう指示された<sup>35</sup>。彼らは要旨報告書に、①被告人に不利益な事実の自認となる供述、②他の被告人に関する証拠的価値のある供述、③捜査の手がかりとなる供述の三つについて分析を行い、被告人ごとに番号が付けられたケースファイルに綴じ込んだ<sup>36</sup>。最終的に28人の被告が確定すると、起訴状は1946年4月29日に裁判所に提出された。

#### (4) 極東国際軍事裁判所憲章第13条

米国検察陣の尋問手続が定まったころ、公判で尋問調書を証拠として使用するための根拠となる極東国際軍事裁判所憲章が制定された。同憲章では、第13条に証拠に関する規定があり、尋問調書に直接関係する部分は、次のa項及びc項である<sup>37</sup>。

##### 第13条 証拠

- a. 許容性 本裁判所は、証拠に関する法技術的規則に拘束されない。本裁判所は、迅速かつ非法技術的手続を最大限度に採用し、かつ、適用し、本裁判所において証明力があると認めるいかなる証拠をも許容するものとする。被告人のなしたものと見られる自認又は陳述は、すべて証拠として許容することができる。

(中略)

- c. 許容することができる具体的証拠の例示 特に次に掲げるものは、証拠として許容することができる。ただし、前記の一般原則の範囲を何ら制限するものではない。
- (1) 機密上の区分のいかんにかかわらず、かつ、発行又は署名に関する証明の有無を問わず、いずれかの政府の官吏、官庁、機関又は軍の構成員が署名し、又は発行したものと本裁判所において認められる文書
  - (2) 国際赤十字若しくはその社員、医師若しくは医務従事者、調査員若しくは情報官又は報告書に記載された事項を直接知得していると本裁判所に認められるその他の者が署名し、又は発行したものと本裁判所に

において認められる報告書

- (3) 宣誓口供書、供述書その他署名のある陳述書
- (4) 本裁判所において起訴事実に関係ある資料を包含すると認められる日記、書状又は宣誓若しくは非宣誓の陳述を含むその他の文書
- (5) 原本を即時提出することができない場合においては、文書の写その他原本の内容の第二次的証拠

第13条 a 項の「本裁判所は、証拠に関する法技術的規則に拘束されない。本裁判所は、迅速かつ非法技術的手続を最大限度に採用し、かつ、適用し、本裁判所において証明力があると認めるいかなる証拠をも許容するものとする」とある部分は、ニュルンベルク裁判の国際軍事裁判所憲章第19条と同じ文言で、ニュルンベルク裁判から証拠に関する規定を引き継いでいる。これについてロンドン会議で憲章制定に参加したジャクソンは、国際軍事裁判所憲章の特徴の一つは、この証拠に関する要件を簡素化した点にあると述べている<sup>38</sup>。証拠に関する法技術的な規則に拘束されないという原則は、裁判所に大きな裁量権が与えられることを意味し、それが意図するところは、検察側も被告人側も証拠が法技術的な要件に合致するかということよりも、証拠の価値によって選択できるようにすることであったと説明している<sup>39</sup>。つまり、ニュルンベルク法廷も東京法廷も、「伝聞証拠の法則」といった証拠に関する法技術的規則に拘束されず、裁判所が証明力ありと認めるならば、伝聞証拠の受理が可能であったというわけである。

この証拠に関する規定は、東京裁判の憲章では、さらに詳細に定められている。第13条の a 項末尾には、ニュルンベルク裁判の憲章にはない「被告人のなしたものと見られる自認又は陳述は、すべて証拠として許容することができる」との一文が追加され、同条 c 項には許容できる具体的証拠も例示されている。具体例には、「発行又は署名に関する証明の有無を問わず」や「宣誓若しくは非宣誓の陳述を含む」という文言が含まれ、第13条 a 項及び c 項を読むと、宣誓も署名もない IPS 尋問調書が証拠として受理ができると解釈され得る。

以上から、被疑者らの尋問に力を注いでいた米国検察陣にとって有利な規定となっているようだが、それは憲章の起草経緯と無関係ではないと思われる。極東国際軍事裁判所憲章は、1946年1月19日（4月26日に一部改正）にマッカーサー最高司令官によって公布された。当時、IPS のメンバーで来日していたのは米国検察陣だけであり、憲章の起草を担当したのは IPS の米国人法務官 6 人であった<sup>40</sup>。東京裁判には、検察側が裁判所の根拠法令を作成するという特異性があり、憲章起草者である米国検察陣が意向を反映させることは十分可能であった。当時、文書証拠の多くが焼却処分で見失われた日本において、尋問調書は IPS が法廷に提出可能な最良証拠の一つであり、こうした証拠を使用することで立証責任のあ

る検察側の負担を著しく軽減できた<sup>41</sup>。このような背景から、極東国際軍事裁判所憲章に尋問調書の証拠使用を想定した規定が含まれたものと考えられる。

## 2. 公判における尋問調書

### (1) 米ソ尋問調書の証拠の採否

公判は1946年5月3日に開始し、東京法廷では、表2及び表3のとおり、半数以上の被告人の尋問調書が公判で証拠として提出され、ほぼ全てが受理された<sup>42</sup>。被告人自身が証人として証言台に立った際に、弁護側や検察側が主尋問あるいは反対尋問で尋問調書の内容について問うという用いられ方もあった。

国際検察局に属する11カ国の検察陣では、米国とソ連以外は尋問を行っていない。この二カ国以外の尋問調書は作成されていないが、米国検察陣による尋問調書には、フィリピン（1946年7月に米国から独立）のペドロ・ロペス検事が尋問を行ったものも含まれている<sup>43</sup>。

ソ連検察陣は、来日するのが1946年4月13日と遅く、尋問を開始したのは4月22日であった。検察側が被告人に対して尋問ができるのは起訴状提出日の4月29日までで、ソ連検察陣にとって1週間程度しかなかった。その間にソ連検察陣は9人の被告の尋問を行った。しかし、ソ連検察陣の尋問調書が被告人選定に影響を及ぼすことはなかった。28人の被告は、4月17日の参与検事会議で既に決定していたからである<sup>44</sup>。ソ連検察陣の尋問調書は、ソ連検察陣による立証において用いられ、ソ連検察陣が米国検察陣の行った尋問調書を公判で使用することはなく、その逆もなかった。そこからは米ソの対抗姿勢が読み取れるとはいえ、米国が尋問人数や日数などで圧倒しており、尋問は米国検察陣の独壇場であった。

### (2) 荒木貞夫尋問調書の争点

検察側は、1946年7月9日に初めてIPS尋問調書を証拠として東京法廷に提出した。満州事変段階の立証で、エルトン・ハイダー検察官が、荒木貞夫元陸軍大臣が巢鴨刑務所での尋問で自認した事実の証拠として、荒木尋問調書の抜粋を朗読しようとする、荒木の米国人弁護人であるローレンス・マックマーナスが異議を申し立てた。この日から尋問調書をめぐる検察側と弁護側の論戦が始まった。

極東国際軍事裁判所憲章は、「公正な裁判のための手続」を第9条で定め、被告人には弁護人を依頼する権利や、検察側の証人に反対尋問をする権利を保障していた<sup>45</sup>。また、公判審理の手続は英語と日本語で行うものとされた<sup>46</sup>。これに基づき、被告人には弁護人が選任された。ほぼ同様の規定があったニュルンベルク裁判ではドイツ人弁護人だけだったのと異なり、東京裁判では日本人だけでな

【表2】被告人の尋問調書（米国検察陣）の証拠の採否 ※●は証人尋問で使用

被告人		米国検察陣の尋問		検察側 提出	弁護側 提出
		日数	尋問日（開始日～終了日）		
荒木 貞夫	陸軍軍人	21日	1946年1月18日～3月12日	受理	
板垣 征四郎	陸軍軍人	0日	開廷初日、海外から東京に身柄移送		
梅津 美治郎	陸軍軍人	7日	1946年2月27日～3月19日		
大川 周明	民間右翼	4日	1946年3月5日～3月20日		
大島 浩	陸軍軍人	22日	1946年2月1日～3月7日	受理	
岡 敬純	海軍軍人	3日	1946年3月30日～4月10日		●
賀屋 興宣	経済官僚	11日	1946年1月30日～4月2日		
木戸 幸一	宮中関係者	30日	1945年12月21日～46年3月16日		
木村 兵太郎	陸軍軍人	0日	開廷初日、海外から東京に身柄移送		
小磯 国昭	首相経験者	5日	1946年2月12日～3月22日		
佐藤 賢了	陸軍軍人	2日	1946年4月27日、4月29日	受理	受理
重光 葵	外交官	3日	1946年3月19日～4月15日		
嶋田 繁太郎	海軍軍人	16日	1946年1月16日～3月14日	受理	
白鳥 敏夫	外交官	5日	1946年3月19日～3月29日	●	
鈴木 貞一	陸軍軍人	12日	1946年2月18日～3月29日		
土肥 原賢二	陸軍軍人	5日	1946年1月11日～2月12日	受理	
東郷 茂徳	外交官	9日	1946年2月22日～4月23日	受理 ●	
東条 英機	首相経験者	51日	1946年1月14日～4月2日	受理	受理
永野 修身	海軍軍人	8日	1945年11月17日～46年4月8日	受理	
橋本 欣五郎	陸軍軍人	7日	1946年1月17日～2月18日	受理	●
畑 俊六	陸軍軍人	1日	1946年1月14日	受理	
平沼 騏一郎	首相経験者	5日	1946年1月11日～2月1日		
広田 弘毅	首相経験者	9日	1946年1月29日～3月23日		
星野 直樹	経済官僚	7日	1946年1月28日～4月1日	受理	受理
松井 石根	陸軍軍人	2日	1946年3月7日～3月8日	受理	
松岡 洋右	外交官	14日	1946年3月5日～3月29日		却下
南 次郎	陸軍軍人	4日	1946年1月22日～3月18日	受理	
武藤 章	陸軍軍人	6日	1946年4月15日～4月22日	受理 ●	

【表3】被告人の尋問調書（ソ連検察陣）の証拠の採否

被告人		ソ連検察陣の尋問		検察側提出
		日数	尋問日	
荒木 貞夫	陸軍軍人	1日	1946年 4月25日	
大島 浩	陸軍軍人	1日	1946年 4月22日	受理
鈴木 貞一	陸軍軍人	1日	1946年 4月26日	
東条 英機	首相経験者	1日	1946年 4月22日	
永野 修身	海軍軍人	1日	1946年 4月23日	
橋本 欣五郎	陸軍軍人	1日	1946年 4月24日	
平沼 騏一郎	首相経験者	2日	1946年 4月22日、24日	受理
松井 石根	陸軍軍人	2日	1946年 4月25日、26日	受理
松岡 洋右	外交官	3日	1946年 4月26日、27日、29日	

く米国人の弁護士が認められた。法廷内では、英米法を熟知し、英語で即座のやり取りができる米国人弁護士が活躍した<sup>47</sup>。検察側の立証が始まる直前の1946年6月3日時点では、4人の被告人の米国人弁護士が未定であったが、最終的には全ての被告人に米国人弁護士が最低1名は選任された<sup>48</sup>。

検察側の立証において荒木尋問調書が証拠として提出されると、マックマーナス弁護士は、まず誤訳を理由に受理しないよう要求した<sup>49</sup>。ウィリアム・ウェップ裁判長は、誤訳は言語部で処理されるとして却下した<sup>50</sup>。続いてマックマーナス弁護士は、抜粋引用が認められれば、検察側は自らに有利なように抜粋し、証拠全体から読み取れる真実とはかけ離れた話の展開を組み立てることができると異議を申し立てた<sup>51</sup>。これに対しウェップ裁判長は、弁護側も同様のことができると異議を却下し、尋問調書の抜粋を証拠として受理するのだが、併せて判事控室での決定を口にし、弁護側に「普通裁判所に於ける手続の範囲内に於きましての最善」を行ったと述べた<sup>52</sup>。

東京法廷が裁定した弁護側にとって「最善」の手続とは何か。それは、検察側に対して26人の被告（起訴前に尋問を受けていない板垣被告と木村被告を除く）から聴取した尋問調書全体のコピーを弁護側に提供するよう命じたことを指す。実際の手交の手続方法は、1946年7月16日と22日の両日、チェンバーと呼ばれる判事控室で話し合われている。16日のチェンバーでの協議では、各被告の弁護人に尋問調書のコピーを渡すのではなく、被告人全員分の尋問調書のコピーを裁判所書記局で保管し、弁護側はそこから必要な尋問調書を閲覧できることが決まった<sup>53</sup>。22日のチェンバーの協議では、木戸の米国人弁護人のウィリアム・ローガンが次のように述べ、被告人の権利として日本語に訳された尋問調書の提供を求

めた<sup>54</sup>。

裁判長、こうした尋問調書は被告人の供述なのですから、証拠規則 6 (b) (1) の例外ではなく、全く異なる扱いをすべきです。尋問調書の供述に対する関心は極めて高いのですが、そのコピーが見せられたことは一度もないのです。被告人は調書が作成された後、一度も見erる機会はなく、その調書に被告人の署名はないのです。私は、この裁判で被告人が検察側に供述した尋問調書が被告人自身に渡されることは、何よりも重要だと思います。そして、その尋問調書は被告人の理解できる言葉であるべきです。

しかし、この要求は米国人弁護士が対応すべきと却下された。せめて米国人弁護士がいない被告人の分だけでも訳してほしいという要求さえも、英語が理解できる清瀬一郎弁護士（東条被告の弁護士）がいるからと認められなかった<sup>55</sup>。従って、証拠として提出される尋問調書の抜粋部分を除き、検察側から弁護側に提供された尋問調書は英文だけということになる。1945年8月にニュルンベルクでゲーリングが求めた被疑者・被告人の権利としての「尋問調書の提供」と「翻訳」は、約1年後の東京において半分だけ実現したのである。

金内良輔（板垣被告及び大川被告の補佐弁護士）が、1947年1月に取りまとめた「尋問調書一覧表」によれば、日本語に全て訳された尋問調書があった被告は8人だけで、多くは英文のままであった<sup>56</sup>。裁判速記録や弁護側の資料を見ても、日本人弁護士がIPS尋問調書に言及した記録はないに等しい。日本人弁護士にとっては、英文の尋問調書に深く関与することが難しかったようで、その活用については専ら米国人弁護士の所管であった。

1946年7月9日と10日に法廷に提出された荒木尋問調書は、通訳・翻訳にまつわる言語問題や抜粋に関する手続が争点となったが、7月30日と31日に再び検察側から証拠として提出された荒木尋問調書では、一人の被告人が自認した事実が他の被告人に及ぶのが争点となった。ローガン弁護士は、どちらなのか裁定がないと弁護側は全部に係るものとして準備をしなくてはならないので、早急に決めてほしいと要求した<sup>57</sup>。

このことは弁護側にとって大きな問題であった。尋問調書が本人以外の他の被告人に対する証拠としても使用できる場合、弁護側の準備にかかる負担は膨大なものとなると予想されたからである。米国人弁護士が、広田弘毅尋問調書（尋問は9日間）で言及された名前を全て書きとめた文書が残されているが、調書には合計259人もの名前が登場し、言及された被告人の数は21人に及んだ<sup>58</sup>。荒木本人に対してのみ許容される証拠ならば、荒木の弁護士が荒木尋問調書全体を読み込んで対応すればよいが、他の被告人にも及ぶとなれば、全ての弁護士が、被告

人全員分の尋問調書を調べて反駁する準備をしなくてはならない。しかも英文の尋問調書は日本人弁護人の手に余るもので、その負担は米国人弁護人の肩に重くのしかかるわけである。7月31日の審理で、弁護側は他の被告人に対する使用について反対する意思を示すが、ウェブ裁判長は態度を保留した<sup>59</sup>。

### (3) 橋本欣五郎尋問調書の争点

尋問調書を他の被告人に対する証拠としても使用できるのかという争点は、検察側の立証が終盤に差し掛かるころ、元大政翼賛会常任総務・橋本欣五郎被告の尋問調書が証拠として提出された際に再燃した。ギルバート・ウールワース検察官が1947年1月20日の審理で提出した橋本尋問調書の中で、元総理大臣・小磯国昭被告について言及のあったことが問題であった。

これは、橋本の尋問を担当したヒュー・ヘルム尋問官（A）が「橋本被告（B）は小磯被告（C）が三月事件（1931年3月20日に発生した日本のクーデター未遂事件）に関与したと供述した」と証言する伝聞証拠となるが、弁護側がヘルム尋問官（A）を証人として召喚し、反対尋問しても小磯が関与した事実については明らかにならない。小磯の米国人弁護人であるアルフレッド・ブルックスは橋本被告（B）に対して反対尋問をする権利を要求した<sup>60</sup>。それに対してウェブ裁判長は返答に窮し、次のように述べた<sup>61</sup>。

あなたは実際今要求しておることは、被告人を検察側の証人として、ここに召喚しろということでありまして、それに関してわれわれは何の権限を持っておりません。しかしこれは国際法廷でありまして、私は単なる豪州の判事であります。

東京裁判で被告人は、極東国際軍事裁判所憲章第9条により、弁護側の証人として自ら証言して防禦をなす権利を有していた<sup>62</sup>。だが、検察側にとって橋本は被告人であるか証人であるか、どちらか一方であった。検察側の証人とするためには、橋本を被告人から除外するか、公判を分離して橋本・小磯の各被告の裁判を別々に行う手続を取るしかなかったであろう。しかし、憲章には、裁判所が共同して訴追された複数の被告人の公判を分離する決定ができるという規定はなかった。ウェブ裁判長は、橋本を被告人から除外することも、公判を分離することもできないことから、検察側の立証段階で橋本に対する反対尋問を認めなかったのである。これにブルックス弁護人は納得せず、敵性ある証人（hostile witness）として召喚する権利を保留するとした<sup>63</sup>。この問題について裁定が下されるのは、弁護側の反証段階に入ってからであった。

#### （4）松岡洋右尋問調書の却下

弁護側の反証は1947年2月24日に開始された。弁護側は、裁定に基づき、1946年7月31日に検察側から全被告人のIPS尋問調書を提供され<sup>64</sup>、検察側と同じ情報を持つことにより、尋問調書全体を反証で使用することができた。表2及び表3で示したように、検察側が提出した尋問調書は全て受理され、弁護側もほぼ受理されているが、開廷後間もなく死亡した日独伊三国同盟締結時の外務大臣・松岡洋右の尋問調書だけは却下されている。証拠として許容されるはずの尋問調書であるにも関わらず、なぜ松岡尋問調書だけは却下されたのだろうか。

松岡尋問調書を証拠として提出したのは、大島被告の米国人弁護人で日独伊三国同盟関係を担当したオーウェン・カニングムであった。1947年6月6日、ソ連段階の反証でカニングム弁護人は、「アジアにおいて共産主義の蔓延を防止せんとする日本の努力を強調している」として松岡尋問調書を初めて提出した<sup>65</sup>。これに対してコミンズ＝カー検事は、弁護側の反証は検察側の立証範囲内に限られることを前提に、検察側が立証で使用した被告人のIPS尋問調書に対するものに限られるべきであるとの異議を申し立てた<sup>66</sup>。改めて表2を見てみると、確かに弁護側の反証で受理されている佐藤賢了被告、東条英機被告、星野直樹被告の3人の尋問調書は、いずれも検察側の立証でも受理されているものである。カニングム弁護人は、関連性があれば証拠になるはずだと反論したが、ウェブ裁判長は関連性がないとして却下した<sup>67</sup>。

次に松岡尋問調書が提出されたのは、1947年6月12日から始まった日独伊三国同盟段階の反証においてであった。松岡は、14日間に及ぶ米国検察陣による尋問の中で、三国同盟の平和的意図を繰り返し供述していた。冒頭陳述によると、カニングム弁護人の戦略は、日本に検察側の主張する世界分割支配という目的はなく、対独伊提携による侵略戦争の実態もなかったと証明することで、そのために用いられたのが松岡の尋問調書であった。

6月12日に冒頭陳述を終えたカニングム弁護人が、松岡尋問調書を証拠として提出すると、コミンズ＝カー検事は即座に異議を申し立て、6月6日の審理と同じく検察側が立証で使用していないことを主張した<sup>68</sup>。さらに、事後に作成された被告人の自己弁護的な尋問調書を他の被告人の弁護に使用することに他ならない、として証拠からの除外を求めた<sup>69</sup>。

ところが、6月12日の審理でウェブ裁判長は、松岡が死亡して供述不能である点を重視し、例外として受理すべきではないか、との態度を示した<sup>70</sup>。松岡尋問調書に対する裁定は保留され、協議のため15分間の休憩となり、審理が再開されると、協議の結果がウェブ裁判長から次のように告げられた<sup>71</sup>。

これを聞いてください。そしてこれは私の言ったことでありまして、また私

の同僚判事二人もこれに同意しております。われわれといたしましては、被告の一名が他の被告に対して不利な証言をなした場合には、これは除外するというに決定いたしました。すなわち以上申しましたことは、検事側の質問に対して答えて。もちろんそれには他の受身の方の被告が、自分について言われたことを聞いて、そうしてそれを自認した場合を除いて。〔モニター事実なりとして認めて〕検察側はそういうふうなやり方を、われわれの方にしろと教えてくれたのでありまして、それをわれわれの方は、採用したわけですが、そうでなくてもそうしたかもしれません。

このように、被告人の尋問調書での供述が、他の被告人に不利益な証言であった場合、証拠として使用できない裁定が下され、検察側の立証段階にさかのぼって適用されることになった<sup>72</sup>。また、ウェッブ裁判長の発言にあるように、この裁定は検察側の提案によるものであった。

検察側がこうした姿勢を見せた理由は何だろうか。公判で使用する尋問調書の供述は、前述したように（1946年4月4日付の要旨報告書の指示）、①被告人に不利益な事実の自認となる供述、②他の被告人に関する証拠的価値のある供述、③捜査の手がかりとなる供述の三つに大別される。三つのうち東京法廷で検察側が立証において使用したのは、裁判速記録で確認する限り、基本的に①の「被告人に不利益な事実の自認」に相当する部分で、それを供述した本人に対して用いていた。

橋本尋問調書のように、三月事件への関与で小磯被告に不利な証言として作用した場合もあったが、それは数少ないケースであった。概して検察側の証拠は被告人にとって不利益な性質のものになるが、②の「他の被告人に関する証拠的価値のある供述」を公判審理では使用していなかった。供述した被告人の署名を欠いた尋問調書を、法廷で他の被告人に対する証言として使用することには抑制的であった。従って検察側は、他の被告人に関する不利益な証言を証拠から除外したとしても立証全体に影響はなかった、これが検察側の主な理由と考えられる。

弁護側にとっても、前述のとおり、準備にかかる膨大な負担に対応できないことから、この裁定は望ましいものだった。ところが、カニンガム弁護人は、被告人の尋問調書での供述が、他の被告に対して不利益な証言であった場合は使用不可でよいが、有利な証言の場合は使用可とすべきだと言い出した<sup>73</sup>。

松岡尋問調書について最終的な判断がなされるのは、1947年6月17日の審理においてであった。カニンガム弁護人は、証拠として受理されるか不明なのは承知の上で、と前置きをして、新たな松岡尋問調書を提出した<sup>74</sup>。それに対し、コミンズ＝カー検事は異議を申し立てた。東京法廷で判事団は、尋問調書は、他の被告人に有利でも不利でも使用できず、それが使用できるのは被告自身がその内容

を自認した場合に限る、との裁定を下した<sup>75</sup>。判事団の答えは、本人以外に使用できないものとする、であった。

この裁定を確認するために、コミンズ＝カー検事は、松岡本人に対する使用は死亡により不可能で、他の被告人に対して使用することもできないということは、結局のところ、公判で松岡尋問調書は使用できないとの解釈でよいか、という主旨の質問をした<sup>76</sup>。この問いに対し、ウェブ裁判長は、それが東京法廷の決定であって、それに関する議論はこれ以上聴かない、と打ち切った<sup>77</sup>。

##### (5) 判決まで

弁護側の反証は、1947年9月10日から各被告の個人弁護の段階に入った。同日、荒木被告は証言台に登り、宣誓を行うと、マックマーナス弁護人が荒木に宣誓口供書を渡して、それに荒木の署名があるのか、書面の中で供述された内容が正確かつ真実であるのかを尋ね、本人の同意した供述であることを確認した<sup>78</sup>。このように弁護側が各被告の個人弁護で証拠として用いたのは、IPS尋問調書ではなく主に宣誓口供書であった。宣誓口供書の朗読後、各被告は証人として検察側の反対尋問を受けることになるが、尋問調書はその際に用いられた。

表2で示したように、検察側から反対尋問で、白鳥敏夫元駐伊大使や東郷重徳元外務大臣、武藤章元陸軍省軍務局長ら3人の被告に対して使用され、彼らは尋問調書での回答と矛盾するのではないかと追及された。また、証人に対する尋問は、他の被告人の弁護人からもなされた。ブルックス弁護人は、検察側の証人として橋本被告に反対尋問を行うことはできなかったが、弁護側の証人として証言台に立った橋本被告に対して、1947年9月19日、小磯被告が三月事件に関与したとする橋本尋問調書について質問をし、その信憑性を確かめた<sup>79</sup>。

判決文は、1948年11月4日からウェブ裁判長によって朗読された。裁判所は、荒木貞夫尋問調書に基づき、「降伏の後、巣鴨拘置所における尋問中に、かれはこれが事実であったことを認めた」<sup>80</sup>、「本庄の案は、『満州問題』を解決するであろうと考えたので、かれの案に賛成したということを荒木は巣鴨拘置所における尋問中に認めた」<sup>81</sup>と判決文に記載し、事実認定をした。その他、東条英機尋問調書、畑俊六尋問調書、星野直樹尋問調書、南次郎尋問調書などが根拠として判決文の中に確認される。いずれも被告人が自認した事実として評価されたものである。また、小磯被告の三月事件関与は事実認定されているが、橋本尋問調書を判断の基礎とはしていない<sup>82</sup>。判決文では、死亡により免訴された松岡被告の名前が散見されるが、却下された尋問調書は関係していない。

## おわりに

本論文では、IPS 尋問調書を取り上げ、その役割が被告人選定にとどまっていたのかを探求した。論点を整理すると次のようになる。第一に、IPS の始動直後の検察局による尋問調書の作成と極東国際軍事裁判所憲章の起草の経緯から、捜査段階における米国検察陣の主導性が確認された。終戦前後の日本側による公文書の組織的焼却や隠匿のために、文書証拠が収集困難だった状況が、米国検察陣をして尋問調書の作成と証拠活用を重視させる要因となった。米国検察陣は、東京裁判の法的基盤である裁判所憲章を作成したが、証拠に係る規定は、尋問調書を証拠として採用可能となるように定められており、文書証拠の多くが失われた日本において、国際検察局の立証負担を軽減するのに役立った。事実、IPS は被告人の尋問調書を検察側立証で証拠として多く用い、それらは全て受理された。

第二に、尋問の手続において、宣誓も署名もない尋問調書の契機と考えられるゲーリング尋問調書の宣誓拒否に内在する意味を明らかにした。尋問において宣誓することなく供述を行う権利、換言すれば、自己に不利益な供述を強要されない権利がニュルンベルクから東京へと引き継がれた。それと同時に、署名なしの尋問手続も東京に継承されたが、それは検察側の尋問調書が被疑者・被告人に提供も翻訳もされない手続が引き継がれたことを意味した。

第三に、荒木被告、橋本被告、松岡被告の3人の尋問調書が公判に与えた影響を分析した。荒木尋問調書に対する裁定により、検察側が保有する全被告人の尋問調書が弁護側に提供・共有されることになった。その一方で、裁判所は日本語への翻訳を命じないという、被告人の権利の保障についてポジティブな面とネガティブな面が相半ばする状況が見られた。特に、被告人が理解し得る言語（日本語）の使用が公正な裁判の手続として憲章で定められていたにも関わらず、裁判所がIPS 尋問調書の翻訳を命じなかったことは、被告人の権利保障を妨げたと解することができよう。

裁判所が、この3人の尋問調書に共通して判断に苦慮したのは、他の被告に対する証言として使用できるか、という問題であった。憲章は、伝聞証拠を受理できる定めとなっている一方、公正な裁判のための手続として反対尋問の権利も認めていた。尋問調書は署名を欠いていることもあり、反対尋問は信憑性を確認するために重要な要素であった。法的経験を有する判事団であってもなかなか結論が出せず、松岡尋問調書を却下する際に、ようやく尋問調書は本人以外に使用できないものとする、との裁定が下された。判事団の論理的思考による結論というより、判事団と検察側、弁護側の思惑が一致した結果という側面が強いように思えるが、この裁定により尋問調書の許容性は限定的なものとなった。尋問調書は、本人が自認したとされる供述のみが最終的に事実認定で用いられることになった

のである。

東京裁判においてIPS尋問調書は、28人の被告人選定だけでなく、公判における検察側の立証に役立てられた。また、課題は残されるものの、弁護側が審理に先立ち検察側から証拠開示を受ける道を切り開いた。さらには、判事団にとって、伝聞証拠の採用と被告人の権利とのバランスを調整する判断が容易ではない事例となった。それは、国際軍事裁判のような特殊な裁判では、裁判所に大きな裁量権を与えるだけでは不十分で、より充実した規定と指針を持つ必要性があることを示している。

## 注

- <sup>1</sup> 粟屋憲太郎『東京裁判への道』下巻、講談社、2006年、26頁。
- <sup>2</sup> 同上、上巻、41頁。
- <sup>3</sup> 高柳賢三、末延三次編集代表『英米法辞典』有斐閣、1952年、212頁。
- <sup>4</sup> 同上。
- <sup>5</sup> Michaela Halpern, “Trends in Admissibility of Hearsay Evidence in War Crime Trials: Is Fairness Really Preserved?,” *Duke Journal of Comparative & International Law*, Vol. 29, 2018, p. 105, <https://scholarship.law.duke.edu/djcil/vol29/iss1/3>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>6</sup> *Ibid.*, pp. 106–107.
- <sup>7</sup> *Ibid.*, pp. 105–107.
- <sup>8</sup> Memo on History Outline of the Investigation Division, 26 Jul. 1946, Roy L. Morgan Papers, Box 2, 1946, [IMTFE] (IPS) Japan, Lists of government officials, Constitution, University of Virginia (UVA) Law Library, <https://imtfe.law.virginia.edu/collections/morgan/2/2/memo-history-outline-investigation-division-0>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>9</sup> NDL (国立国会図書館), Exhibit No. 43: Original Notes - Interrogation 17 Nov. 1945 of Fleet Admiral NAGANO, Osami (GHQ/SCAP Records, IPS; Entry No. 312 Documents Assembled by the IPS for Use as Exhibits before the IMTFE, 1945–47), 書誌 ID: 026913579, <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I026913579>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>10</sup> Memo on History Outline, op. cit., UVA Law Library.
- <sup>11</sup> 日暮吉延『東京裁判の国際関係—国際政治における権力と規範』木鐸社、2002年、254–255頁。
- <sup>12</sup> 同上。
- <sup>13</sup> 同上。
- <sup>14</sup> Interrogation of Witnesses and Prospective Defendants, 12 Jan. 1946, Tavenner Papers & IMTFE Official Records, Box 1, General Reports and Memoranda from January 1946, UVA Law Library, <https://imtfe.law.virginia.edu/collections/tavenner/1/3/interrogation-witnesses-and-prospective-defendants>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>15</sup> 前掲、粟屋『東京裁判への道』上巻、140頁。
- <sup>16</sup> NDL, Pros. Doc. No. 4191: Interrogations of MATSUOKA, Yosuke - 5, 6, 7, 11, 12, 13 Mar 1946, (GHQ/SCAP Records, IPS; Entry No. 329 Numerical Evidentiary Documents Assembled as Evidence by the Prosecution for Use before the IMTFE, 1945–47), 書誌 ID: 000008407163, <https://dl.ndl.go.jp/pid/12923566/1/126>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>17</sup> International Military Tribunal, Waldemar Dalenogare Neto, *The Nuremberg Pre-Trial Interrogations: Hitler's Inner Circle*, Center for Holocaust Studies, 2018, pp. 9–10.

- <sup>18</sup> General Memorandum No. 5, Subject: Trial Organization, Office of U.S. Chief of Counsel, APO 403, U.S. Army, Jackson, Robert H., 1892-1954, The Cornell University Law Library Donovan Nuremberg Trials Collection, <https://digital.library.cornell.edu/catalog/nur02045>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>19</sup> 法務大臣官房司法法制調査部『R.H.ジャクソン報告書—1945年6月から8月までのロンドンにおける軍事裁判に関する国際会議』1965年、351-352頁。
- <sup>20</sup> 同上、352-360頁。
- <sup>21</sup> 同上。
- <sup>22</sup> Interrogation of: Hermann Goering, Office of the U.S. Chief of Counsel for the Prosecution of Axis Criminality, Document Room Interrogation Summary, Amen, John Harlan, 1898-1960, The Cornell University Law Library Donovan Nuremberg Trials Collection, <https://reader.library.cornell.edu/docviewer/digital?id=nur01024#mode/lup>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>23</sup> フレッド・E・インボー、ジョン・E・リード、ジョセフ・P・バックリー（小中幸幸、渡部保夫訳）『自白—真実への尋問テクニック』ぎょうせい、1990年、306頁。
- <sup>24</sup> Interrogation of Witnesses and Prospective Defendants, op. cit., UVA Law Library.
- <sup>25</sup> Ibid.
- <sup>26</sup> Solis Horwitz, “The Tokyo Trial,” *International Conciliation*, No. 465, November 1950, p. 541.
- <sup>27</sup> 新田満夫編『極東国際軍事裁判所速記録』第2巻（1946.9.19）、雄松堂書店、1968年、171頁（以下、速記録とする）。
- <sup>28</sup> 速記録第3巻（1946.11.12）、64頁。
- <sup>29</sup> NDL, Pros. Doc. No. 4172: Interrogation of TOJO, Hideki - 4 Mar 1946, 1946.08-1946.08, (GHQ/SCAP Records, IPS; Entry No. 329 Numerical Evidentiary Documents Assembled as Evidence by the Prosecution for Use before the IMTFE, 1945-47), 書誌 ID: 000008407145, <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-1000008407145>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>30</sup> 米国立公文書館所蔵の検察局歴史ファイル（Staff Historical Files, 1950-1954, IMTFE; Unarranged Boxes, RG238, NAID: 6171492, HMS Record Entry ID: HS1-113477491, HMS/MLR Entry No. P64）に収録される「アルファベット順の尋問リスト」から集計したもの。尋問リストは、星野直樹（1945年11月19日）から岸信介（1947年1月13日）まで326人が記載され、重複・不明分を除くと315人になる。この Staff Historical Files の一部は国立国会図書館公開の「極東国際軍事裁判の準備に背景資料として使用された国際検察局の雑多な文書に含まれるリスト（Interrogations, Case Files）」と同一のもので、これと同じ資料群から主要なものを抜粋した粟屋憲太郎、吉田裕編『国際検察局（IPS）尋問調書』全52巻（日本図書センター、1993年）に収録される尋問調書の被尋問者名等と照合し、重複・不明分を除いた。
- <sup>31</sup> 表1の在籍法務官数（米国検察陣）は1947年9月2日の法務官リスト（NDL, International Prosecution Section – Historical, GHQ/SCAP Records, IPS; Entry No. 315 IPS Staff Historical Files Relating to Cases Tried before the IMTFE, 1945-48, 書誌 ID: 026831908, <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-1026831908>. Accessed 28 Sep. 2025）より集計。尋問人数は、『IPS尋問調書』全52巻に収録される尋問調書のうち、日付のあるもの抜粋して集計した。日付なしや未収録の尋問調書があることから「人以上」としている。
- <sup>32</sup> 一日あたりの尋問人数は、『国際検察局（IPS）尋問調書』全52巻に収録される尋問調書のうち、日付のあるものを抜粋して集計して求め、2月は尋問日数21日で尋問人数124人（約6人/日）、3月は尋問日数26日で尋問人数261人（約10人/日）となる。
- <sup>33</sup> 前掲、粟屋『東京裁判への道』下巻、38-39頁。
- <sup>34</sup> Solis Horwitz, “The Tokyo Trial,” p. 464.

- <sup>35</sup> Briefing of Interrogations, Tavenner Papers & IMTFE Official Records, Box 2, General Reports and Memoranda from April 1946, University of Virginia Law Library, <https://imtfelaw.virginia.edu/collections/tavenner/2/1/briefing-interrogations>. Accessed 28 Sep. 2025.
- <sup>36</sup> Ibid.
- <sup>37</sup> 法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集』第1巻、1963年、65-68頁。
- <sup>38</sup> 前掲、『R.H.ジャクソン報告書』はしがき、11頁。
- <sup>39</sup> 同上。
- <sup>40</sup> 前掲、粟屋『東京裁判への道』上巻、49頁。
- <sup>41</sup> 奥原敏雄「国際軍事裁判一条例及び訴訟における手続上の諸問題」『比較法制研究』第33号、2010年、8頁。
- <sup>42</sup> 表2と表3の尋問日は、前掲の米国立公文書館所蔵の検察局歴史ファイル（Staff Historical Files, 1950-1954）に収録される「ケース番号順の尋問リスト」と『国際検察局（IPS）尋問調書』全52巻に収録される尋問調書から作成した。検察側と弁護側の証拠の採否については、『極東国際軍事裁判所速記録』全10巻から作成。
- <sup>43</sup> エルトン・ハイダー尋問官が巣鴨刑務所で行った武藤被告の尋問（1946年4月16日、17日、20日、22日）に、ロベス検事が同席して尋問を行った記録がある。
- <sup>44</sup> 前掲、粟屋『東京裁判への道』下巻、43頁。
- <sup>45</sup> 前掲、『戦争犯罪裁判関係法令集』第1巻、61-64頁。
- <sup>46</sup> 同上。
- <sup>47</sup> 東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』青木書店、1989年、23頁。
- <sup>48</sup> 東京大学社会科学研究所所蔵『極東国際軍事裁判記録：弁護関係資料』第1巻、弁護団・弁護活動1、軍事裁判弁護人一覧表（1946.6.3）、軍事裁判日本弁護人会、請求記号（極東裁判6：1）。
- <sup>49</sup> 速記録第1巻（1946.7.9）、321頁。
- <sup>50</sup> 同上。
- <sup>51</sup> 速記録第1巻（1946.7.9）、321-322頁。
- <sup>52</sup> 速記録第1巻（1946.7.9）、322頁。カナを平仮名とし、旧字体を新字体に変え、句読点を読みやすくした（以下、同じ）。
- <sup>53</sup> NDL, Proceedings in Conference Room 1946/07/16, No.286, (文書名：朝日新聞社旧蔵極東国際軍事裁判記録：英文資料III) (Proceedings in Chambers) (ボックス番号：135；フォルダー番号：5), 書誌ID: 028997319, pp. 8-12.
- <sup>54</sup> NDL, Proceedings in Chambers 1946/07/22, 書誌ID: 028997326, pp. 13-14.
- <sup>55</sup> Ibid., pp. 16-18.
- <sup>56</sup> 東京大学社会科学研究所所蔵『極東国際軍事裁判記録：目録・索引』第16巻、書証関係3、尋問調書一覧表（1947.1）、請求記号（極東裁判1：16）。
- <sup>57</sup> 速記録第1巻（1946.7.31）、442頁。
- <sup>58</sup> 前掲の『極東国際軍事裁判記録』第1巻に収録される「Names referred to in the interrogation of Mr. Hirota」を基に集計した。
- <sup>59</sup> 速記録第1巻（1946.7.31）、442頁。
- <sup>60</sup> 速記録第4巻（1947.1.20）、195頁。
- <sup>61</sup> 同上。
- <sup>62</sup> 前掲、『戦争犯罪裁判関係法令集』第1巻、63-64頁。
- <sup>63</sup> JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref. A08071320100、A級極東国際軍事裁判速記録（英文）・昭和22.1.16～昭和22.1.20（第15305～15719頁）、15707頁。
- <sup>64</sup> 速記録第2巻（1946.9.19）、171頁。

- <sup>65</sup> 速記録第5巻（1947.6.6）、638頁。
- <sup>66</sup> 同上。
- <sup>67</sup> 同上。
- <sup>68</sup> 速記録第5巻（1947.6.12）、723頁。
- <sup>69</sup> 同上。
- <sup>70</sup> 同上。
- <sup>71</sup> 同上、723-724頁。
- <sup>72</sup> 同上、724頁。
- <sup>73</sup> 同上。
- <sup>74</sup> 速記録第6巻（1947.6.17）、14頁。
- <sup>75</sup> 同上。
- <sup>76</sup> 同上。
- <sup>77</sup> 同上。
- <sup>78</sup> 速記録第6巻（1947.9.10）、549頁。
- <sup>79</sup> 速記録第6巻（1947.9.19）、662頁。
- <sup>80</sup> 速記録第10巻、判決速記録、689頁。
- <sup>81</sup> 同上、691頁。
- <sup>82</sup> 同上、603頁。

## 独立論文

# 気候変動問題をめぐるレジーム間の調整

沖村 理史

広島市立大学広島平和研究所教授

## はじめに

温室効果ガスの人為的な排出増加が大気の温室効果を高め、大気温度や海面温度を上昇させ、気候が変動している。気候変動問題は、その影響に注目すると、大気温度の上昇と降水量や降水パターンの変化により、生態系や農業への悪影響や、水資源の変化、気象災害の増加や深刻化が懸念されており、さらに海面温度の上昇による海の生態系の変化や海面上昇による沿岸域の浸水被害や水没など、多様な分野に悪影響を与える。これらの悪影響により、従来の生活環境が変化し、住み慣れた地域からの移動を余儀なくされる人は今後増加すると見込まれている。また、気候変動問題の原因に注目すると、二酸化炭素を排出する化石燃料に関連するエネルギー問題や、温室効果ガスであるフロン類、農業や鉱工業に起因するメタンガスの排出抑制問題など、こちらも多様な分野に関連する。

このように、気候変動問題は必然的に多様な分野と関連するため、気候変動レジームも数多くのレジームと関連することになる。2025年7月23日には、国際司法裁判所が気候変動に関する国家の義務についての勧告的意見を公表した。この勧告的意見では、国連憲章、国連気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定、国連海洋法条約、オゾン層条約（ウィーン条約、モントリオール議定書）、生物多様性条約、砂漠化対処条約も全会一致で最も直接的に関連する適用法だとしている<sup>1</sup>。このように複数のレジームが存在する場合、特定の政策をめぐるレジーム間の重複が生じることになるが、それらの重複レジームは対立関係にあるのだろうか、あるいは補完関係にあるのだろうか。さらには、レジーム間の調整はどのように行われているのだろうか。本論文は、この問題意識に基づき、様々なレジームが存在し、関連し合っている気候変動問題を事例に、気候変動ガバナンスの現状と、国際レジームの制度間関係について考察する。

## 1. 先行研究

### (1) パリ協定以前のレジーム・コンプレックス論

気候変動問題においては、国連気候変動枠組条約が先進国の努力目標として、

2000年までに1990年レベルで温室効果ガスの排出安定化を目指す（国連気候変動枠組条約第4条2(a)）と定めて以降、国による温室効果ガスの排出目標設定が中心となって、気候変動緩和策が進んできた。2008-12年の第一約束期間中の先進国の国別目標を義務化した京都議定書が2005年に発効したことにより、気候変動緩和策はますます国別目標が中心となって進められる体制となった。しかし、2009年に開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で、京都議定書の後継体制が決まらず、会議が決裂したことにより、国別目標の位置づけが大きく変わることになった。

COP15での決裂が、先進国と途上国の対立が主たる要因であったことから、別の枠組での議論も注目されるようになった。先進国の枠組であるG7/8は、2005年のグレンイーグルズサミットで主要議題として気候変動問題を取り上げて以降、たびたび気候変動や再生可能エネルギーの問題を議論してきた。気候変動問題に積極的な地方自治体は、C40などのネットワークを形成し、独自の行動計画の立案を進めた。さらに、民間団体も分野別に取り組みを進めている。

国際レジーム論の系譜を整理した山田高敬は、政府間主義に基づく従来の方法ではないガバナンス手法としてのプライベート・レジームに加え、複数のレジーム要素を緩やかに連関させる複合的な制度による対応を、国際レジーム概念の進化と捉えている<sup>2</sup>。後者の複数のレジームが併存している状態（レジーム・コンプレックスなど）におけるレジームの理論研究も数多く行われており、なかでも、コヘインとヴィクターによる気候変動問題のレジーム・コンプレックスに関する研究は、その契機と言えよう<sup>3</sup>。

気候変動に関する国際制度を検討したコヘインとヴィクターは、統合された気候変動レジームはなく、複数の制度が併存するレジーム・コンプレックスと呼ばれる状況が存在すると指摘した。レジーム・コンプレックスとは、特定のやや狭い範囲のレジームが複数連系しており、しかも全体の構造として総合的な構造やヒエラルキーが存在しない状況を意味する<sup>4</sup>。コヘインとヴィクターによるこの論文が執筆されたのは、ポスト京都議定書の方向性を決定することができず、交渉が決裂に終わった2009年のCOP15の直後であり、京都議定書のように各国の排出量を国際的に規制するレジームを形成するのが難しいと判断された時期であった。コヘインとヴィクターはその状況下で、気候変動問題に関しては多様なレジームが形成されており、レジーム・コンプレックスが既に現存しているとした。この気候変動問題のレジーム・コンプレックスは制度が緩やかに連結されたシステムで、多くの要素はリンクされ補完しているが、明確なヒエラルキーやコアはないとしている<sup>5</sup>。その上で、気候変動問題の特性として、協力をまとめ上げることが容易でないことや政治面での課題から、単一の制度的な対応は、機能させる上でも維持する上でも難しいとし、他方、レジーム・コンプレックスは京

都議定書のような統合された規制的システムの欠点を補う点で利点があるとした。そして、国連気候変動枠組条約はアンブレラの役割を果たし、法制度の設定、情報の提供、交渉の場といった重要な機能を果たすフレームワークを提供することになるとしている。

このように、レジーム・コンプレックスに関する先行研究では、気候変動問題に関する多様な主体が気候変動対策を実施する制度や組織を検討対象としている。その上で、1つの中核要素を擁する包括的かつ階層的なルールに基づいて統合された制度と、中核的な要素をまったく持たない高度に断片化された制度を両極とする連続体上の中間にレジーム・コンプレックスは位置づけられる、とされる<sup>6</sup>。つまり、気候変動問題における多様な制度は、断片化せずに存在していることになる。

アボットは、コヘインとヴィクターが示したレジーム・コンプレックスの議論をより精緻化している<sup>7</sup>。気候変動に関するレジーム・コンプレックスには、多様なレジームが併存しているが、アボットはトランスナショナルな気候変動ガバナンスで機能している組織を、国、企業、市民社会組織の三者の観点から分類・整理し、国、企業、あるいは市民社会組織の二者が中心の組織のみならず、二者あるいは三者が協力して構成している組織も存在していることを指摘した。これらの組織がレジーム・コンプレックスを構成しているかという点については、国連気候変動枠組条約の下できわめて弱い入れ子状態や重複（オーバーラップ）はみられるものの、ヒエラルキーは存在しておらず、コヘインとヴィクターがいう制度が緩やかに連結された状況にあるという評価に当てはまるとしている。ただし、各組織はルール形成のみならず、資金、プロジェクト実施、市場の運用、情報提供など多様な活動をしており、それらの活動は様々なアクターを巻き込み、多様な問題構造を抱えているので、レジーム・コンプレックス論が考える以上の多様性を有しているとする。そのため、分断化や多中心化が進む中で、そのコストを最小化するうえでオーケストレーションの重要性を提起している。

この二論文はパリ協定ができる以前の国際状況に基づき議論を進めているため、レジーム・コンプレックスの中におけるパリ協定の位置づけは、改めて検討する必要がある。また、気候変動問題における多様化するガバナンス全体のとらえ方に焦点が置かれており、具体的な個別の事例分析は行っていない。そのため、近年はレジーム・コンプレックスの考え方を修正した議論が行われている。

## (2) パリ協定成立後のレジーム・コンプレックス論

アボットとファウデは、レジーム・コンプレックスは国家間の公的な制度に焦点を当てており、他の形の制度を取りこぼしていることが課題だとして、非政府主体も関与する公式、非公式の制度まで焦点を拡大するハイブリッド制度コンプ

レックスの議論の必要性を唱えている<sup>8</sup>。ハイブリッド制度コンプレックスでは、レジーム・コンプレックスと異なり、構成する制度が多様なので、権威の重複を主張する可能性が少なく、非公式の階層性が生じる可能性もあるとしている。気候変動問題においては、国連気候変動枠組条約の他に、公的な国際制度、開発銀行、アメリカ主導の“クラブ”、G7/8、G20、トランス政府ネットワーク、地方自治体間のネットワーク、私的なトランスナショナル規制機関、自主的に行動を宣言した企業、市民社会、官民ネットワーク、など多くの種類がコンプレックスの中に入っており、レジーム・コンプレックスやトランスナショナルなレジーム・コンプレックスを超えた状況にあると評価している<sup>9</sup>。

また、アボットとファウデは、ハイブリッド制度コンプレックスにおける制度間の調整についても検討している。利点としては、各制度が自らが最も適した問題の側面に対処するという機能分化と、非公式な階層構造によって、調整を促進し、比較的強い実質的な整合性を生むことをあげている。また課題としては、場合によっては、ハイブリッド制度コンプレックス内の複数の制度の間で重複や対立を増幅し、秩序や整合性をもたらさない可能性があることも指摘している。その上で、調整に当たっては、1) 新たな制度の創設者が既存制度と整合するよう制度形態や設計を選択する補完性を目的とした制度設計、2) 制度の管理者が時間の経過とともに他制度のガバナンス活動に自らの活動を調整する分散型適応、3) 主体または制度が意図的に他の制度の創設、設計、または行動に影響を与える戦略的秩序付けの三つのメカニズムがあるとしている<sup>10</sup>。

先行研究では、企業、市民社会組織などが実践しているトランスナショナルなレジームを含めた制度間関係を検討することにより、トランスナショナルな気候変動ガバナンス<sup>11</sup>やプライベート・ガバナンス<sup>12</sup>を分析している。これらの先行研究が検討対象としているトランスナショナルなレジームは、現在、アメリカのトランプ政権を含む脱炭素政策への反動が進む国際情勢と、再生可能エネルギー普及に当たっての様々な課題に直面している各国の情勢により、試練を迎えている。そのため、民間部門のトランスナショナルなレジームの変化の原因は、レジームの重複に加えて、国際情勢や国内情勢に基づくことも考えられ、レジームごとに丹念に検討する必要がある。そこでこれらの民間部門のトランスナショナルなレジームとその変化については、今後分析対象にすることとし、本論文では政府が中心的な役割を担っている国際レジームの制度間関係を事例として取り上げることとしたい。具体的には、締約国会議での国際的な議論を通じて、国連気候変動枠組条約とオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下、モントリオール議定書と略記）の間で調整が行われたハイドロフルオロカーボン（HFC）規制問題、および国連気候変動枠組条約の取り組みを支援する形で議論が進んでいる国連での持続可能な開発目標（SDGs）に関連した議論に注目して、

制度間関係の実践を整理することにしたい。

## 2. HFC 規制に関する国際条約間の調整

### (1) フロン類規制の背景

HFC を含むフロン類は人工化合物で、冷媒、洗浄剤、発泡剤、消火剤などに用いられている。フロン類は、無毒、無臭、不燃であるため、様々な用途で用いられ、その結果大気中に排出されてきた。しかし、1974年にフロン類が成層圏のオゾン層を破壊することが発表され<sup>13</sup>、その結果人間にとって有害な紫外線が地表に届く可能性がより増えることが指摘されると、国際的な対策の必要性が叫ばれるようになった。これを受けて、1985年にオゾン層保護のためのウィーン条約（以下、ウィーン条約と略記）が採択され、1987年にモントリオール議定書が採択された。モントリオール議定書では、フロン類のうち当時広範に用いられていたクロロフルオロカーボン（CFC）が規制された。さらに、1992年のモントリオール議定書コペンハーゲン改正で、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）が規制対象に加えられた。HCFCは冷媒として普及していたCFCを代替する物質なので、第一世代の代替フロンとも言えるが、日本では、CFCとHCFCをまとめて特定フロンとしている。

特定フロンであるCFCとHCFCは、オゾン層破壊物質であると同時に、強力な温室効果ガスでもあるので、モントリオール議定書による両物質の規制は、気候変動対策にもなる。そのため、ウィーン条約とモントリオール議定書からなるオゾン層保護レジームと国連気候変動枠組条約および1997年に成立した京都議定書からなる気候変動レジームが重複することとなった<sup>14</sup>。

ウィーン条約はその名の通りオゾン層保護を目的としている。国連気候変動枠組条約成立の5年前にウィーン条約の下で成立したモントリオール議定書では、オゾン層破壊物質としてのCFC規制が、国連気候変動枠組条約と同じ年に成立したモントリオール議定書コペンハーゲン改正では、CFCの代替物質でオゾン層破壊物質であるHCFC規制が、それぞれ開始された。そのため、CFCもHCFCも温室効果ガスでありながら、モントリオール議定書の下で規制が行われた。このような条約の成立過程から、国連気候変動枠組条約の第4条では、気候変動の緩和策の対象となる温室効果ガスは、モントリオール議定書によって規制されているものを除く、という但し書きが加えられている。

冷媒として用いられたCFCとHCFCがともに規制対象となったため、第二世代の代替物質として開発されたのがHFCである。HFCはオゾン層破壊物質ではないが、温室効果ガスであるため、どのように規制するのかが課題となったが、1997年に成立した京都議定書の交渉の最終盤で規制物質に加えられ、先進国に対

して数値目標が設定された。モントリオール議定書はオゾン層破壊物質に対する規制を定めてきたため、HCFCの代替物質ではあるがオゾン層を破壊しない温室効果ガスであるHFCの規制は、オゾン層保護レジームではなく気候変動レジームの下で規制が行われることになったのである。京都議定書が採択された後、モントリオール議定書締約国会合では、HFCに関する情報を国連気候変動枠組条約事務局に提供するほか、国連気候変動枠組条約の下にある組織や気候変動に関する政府間パネル（IPCC）との協力を継続するという決定を行った<sup>15</sup>。これにより、京都議定書成立後も、両条約の事務局は、HFCに関連する情報の交換を継続することとなった。

モントリオール議定書と京都議定書では、規制のあり方が異なっている。第一に、モントリオール議定書では対象物質の生産量と消費量を規制するのに対し、京都議定書では対象物質の排出量を規制している。そのため、冷媒として用いられているHFCが利用されている機材から漏出しなければ、京都議定書が規制の対象としている排出量はゼロとなり、生産と消費は拡大することが可能になる。しかし、実際には冷媒として用いられているHFCは永遠に機材に閉じ込められていることは不可能であり、HFCの生産と消費が野放しにされていけば、将来のHFCの漏出を招くことになり、環境に大きな悪影響を与えることになる。第二に、モントリオール議定書では対象物質ごとに削減する方式であるが、京都議定書では二酸化炭素やHFCを含む温室効果ガス6種類を、各ガスの地球温暖化係数を勘案して総計し、各国の温室効果ガス全体の排出量を削減する方式をとったため、HFC以外の規制物質の削減が進めば、HFCの排出量は削減せず、場合によっては増加することも規定上許されることとなった。第三に、モントリオール議定書では、先進国にも途上国にも数値目標が設定されたが<sup>16</sup>、京都議定書で温室効果ガスの排出目標が設定されたのは附属書Bに記載された先進国のみであり、途上国には排出目標も、生産・消費目標も何ら設定されなかった<sup>17</sup>。このように、京都議定書の下でのHFC規制には様々な課題が存在した。

## (2) 両レジームでの対応

2009年に開催されたモントリオール議定書第21回締約国会合では、HFCの生産と消費を規制するためにモントリオール議定書改正の提案がアメリカ・カナダ・メキシコの共同提案と<sup>18</sup>、ミクロネシアから出され<sup>19</sup>、HFC規制の議論が始まった。その背景としては、HFCが冷媒として生産されるほか、第一世代の代替フロンであるHCFC-22の生産の副産物としてHFC-23が発生することがあげられる<sup>20</sup>。改正モントリオール議定書の下で、先進国では、HCFCの生産は2020年に全廃することとなっていたが、途上国で規制が始まるのは2013年からで、全廃時期は2030年となっていたため、この時期、途上国ではCFCの代替品としての

HCFC 生産が拡大していた。さらに、モントリオール議定書で規制の対象となったのは、冷媒などの分散型用途のみであり、フライパンのテフロン加工などフッ素樹脂の原材料用途として生産される HCFC-22 は規制の対象外となっていた。そのため、途上国では分散型用途としても原材料用途としても HCFC-22 の生産が増えており、それに伴う副産物である HFC-23 の発生量も増加していた<sup>21</sup>。その上、京都議定書で導入されたクリーン開発メカニズムの下で、HCFC-22 の生成過程で生じる HFC-23 を破壊する事業から、経済的価値を生む大量の削減クレジットが生まれる可能性が生じた。これによりモントリオール議定書のもとで規制猶予期間を与えられた途上国が HCFC-22 を不必要に増産し、増産分の HFC-23 を破壊することで生じるクレジットから利益を得るインセンティブが生じる可能性が、京都議定書の交渉過程で指摘されるようになった<sup>22</sup>。2004年に開催された国連気候変動枠組条約第10回締約国会議では、この問題について科学技術に関する補助機関で検討することを決定した<sup>23</sup>。しかし、HFC-23破壊に関するクリーン開発メカニズム事業のあり方について、気候変動レジームの国際交渉ではすぐに結論が出ず、2013年の補助機関会合まで議論が続くこととなった<sup>24</sup>。このような背景の下、HFC を気候変動レジームではなく、オゾン層保護レジームの下で規制する動きが高まり、2009年のモントリオール議定書改正提案が生まれたのであった。

しかし、オゾン層保護レジームの国際交渉において、HFC 規制による新たな義務を負うことに反対する途上国は、オゾン層破壊物質ではない HFC をオゾン層保護のためのモントリオール議定書で議論することに反対した。そのため、2009年のモントリオール議定書第21回締約国会合では、提案されたモントリオール議定書改正についての合意は得られなかった。そのため、実質的に HFC を指す高い地球温暖化係数を持つオゾン層破壊物質に関する宣言が、日本、アメリカ、島嶼国など39カ国によってまとめられた。その内容は、高い地球温暖化係数を持つオゾン層破壊物質の使用を制限するために適切な措置をとることを求めたものであった<sup>25</sup>。HFC 規制に対する交渉がようやく進み始めたのは、2012年に開催されたモントリオール議定書第33回作業部会で合意された、HFC に関するディスカッショングループの設置以降であった<sup>26</sup>。

これに対し、気候変動問題に対応する京都議定書の第一約束期間は2012年までであり、2013年以降の第二約束期間での HFC 規制は、2012年に開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議で京都議定書ドーハ改正という形でようやく合意され、数値目標を設定された欧州など一部の先進国では、2013年から2020年の第二約束期間の間も7種類の温室効果ガスの1つとして、HFC は規制の対象となった<sup>27</sup>。しかし、ドーハ改正はすぐに発効しなかったため<sup>28</sup>、2013年以降国連気候変動枠組条約下の HFC 規制は実質的に野放しになった。そのため、2013年に開催された国連気候変動枠組条約第19回締約国会議でも、HFC 対策をどの

ように進めるかが課題の一つとなった。EUは、HFCがCFCやHCFCの代替物質として開発・生産されてきた経緯、およびHCFC-22の副産物としてのHFC-23の排出が増えていることから、オゾン層破壊効果を持たないHFCについても、モントリオール議定書の下でHFCの生産と消費の規制を行うよう、モントリオール議定書に要請しようと主張した<sup>29</sup>。しかし、インドとサウジアラビアは、HFCは国連気候変動枠組条約の規制対象だと主張し、合意はまとまらなかった。

2014年10月にボンで開催された国連気候変動枠組条約の作業部会合では、二酸化炭素以外の温室効果ガスの対応に関して、専門家を招いた会合が行われた。この会合には、国内でフロン類の対策を進めている国が自国の対策を紹介したり、産業界が自らの取り組みを紹介したりするなどの意見交換がなされた。なかでも注目されたのが、モントリオール議定書の事務局の参加である。事務局からは3名が参加し、モントリオール議定書下でのHFCの議論の状況、代替品に関する技術経済アセスメントパネルの報告書、モントリオール議定書の多国間基金について報告した。両条約の事務局は、両条約に関連する事項についてはそれぞれの会合に参加するなど協力関係にあり、専門家会合を通じて協力関係はより深まった、と国連気候変動枠組条約の事務局は評価している<sup>30</sup>。

HFCの議論がモントリオール議定書の国際交渉で大きく進展したのは、2015年にドバイで開催されたモントリオール議定書第27回締約国会合である。この会合では、2009年から出され続けてきたHFC規制を導入するモントリオール議定書改正提案を含め、議定書改正に係る具体的な内容を議論するため、コンタクトグループを設置することを柱とした決定（ドバイ・パスウェイ）が採択された<sup>31</sup>。この背景には、2012年に再選されたオバマ大統領の下で、アメリカが中国とインドに対して行ったHFC対策に関する二国間対話があげられる。この二国間対話の結果、中国は2013年に6月に、インドは2014年9月に、モントリオール議定書の下でHFC対策を実施することに合意した<sup>32</sup>。さらに、中国とは2013年9月のG20の際にモントリオール議定書の交渉の場でコンタクトグループを作ることに合意した。中国よりも消極的立場であったインドは、アメリカからの圧力を受けて、2015年半ばにHFC対策の実施に同意した<sup>33</sup>。

ドバイ・パスウェイが合意されたモントリオール議定書第27回締約国会合の1ヵ月後に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会合では、パリ協定が採択された。パリ協定では、京都議定書のような国別のHFC排出目標は設定されず、HFCを含む温室効果ガスの排出目標は、各国がそれぞれ決定することとされた<sup>34</sup>。他方、モントリオール議定書の下での交渉では、2016年4月のモントリオール議定書第37回作業部会で、国連環境計画オゾン事務局が、モントリオール議定書下でHFC対策を進めることに関して法的な問題点はないとするメモを提示することで、反対していた途上国の懸念に対応した<sup>35</sup>。また、モントリオール

ル議定書では地域の技術協力ネットワークや多国間基金が整備されており、HFC対策に向けた途上国の資金需要や技術に対応できる仕組みが整っており、国連気候変動枠組条約の下で行う対策に比べ、費用効果的に対策を実施できることも指摘された<sup>36</sup>。この結果、2016年にルワンダの首都であるキガリで開催されたモントリオール議定書第28回締約国会合でHFCの生産と消費を段階的に削減するモントリオール議定書キガリ改正が採択された<sup>37</sup>。

このように、HFC規制に関しては、締約国会議での国際的な議論を通じて、国連気候変動枠組条約とモントリオール議定書の間で調整が行われたといえよう<sup>38</sup>。また、両条約の事務局はHFC対策に関して継続して情報交換を行い、交渉の場で各国に情報提供を行った。両レジームは階層的な関係ではなく、対等な関係にあり、締約国会議での交渉を通じてより効率的に対策が進む場として、モントリオール議定書が選ばれた。この経過から、オゾン層保護レジームが時間の経過とともに気候変動レジームのガバナンス活動に自らの活動を調整するという、アボッドとファウデの整理に基づく分散型適応の調整が行われ、HFC規制をより効率的に進めるために、オゾン層保護レジームが気候変動レジームをうまく補完する調整が行われた、と評価できよう。

### 3. 持続可能な開発目標（SDGs）

#### (1) SDGs と気候変動問題

2015年の国連総会では、加盟国の全会一致で持続可能な開発のための2030年アジェンダが採択された<sup>39</sup>。このアジェンダには、2030年までに持続可能な世界を目指す国際目標であるSDGsが含まれている。SDGsは、17分野のゴールと169のターゲット（目標）から構成されている。このうち、気候変動問題を取り上げたゴール13では、気候変動とその影響に対処するための緊急対策を講じることを目指すことになった。ゴール13のターゲットは、(1) 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する、(2) 気候変動対策を国内政策、戦略および計画に盛り込む、(3) 気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する、の3つである<sup>40</sup>。これらは、国連気候変動枠組条約やパリ協定で定められた内容と重複している。

SDGsの他の分野も気候変動問題と大きく関わっている。気候変動をもたらす温室効果ガスの排出に関連するのが、ゴール7（エネルギー）、ゴール9（インフラ）、ゴール12（持続可能な生産と消費）であり、気候変動の結果に直接・間接的に関連するのが、ゴール2（飢餓、食料安全保障）、ゴール6（水と衛生）、ゴール11（持続可能な都市と人間居住）、ゴール14（海洋生態系）、ゴール15（陸域生

態系) などである。そのため、気候変動に対応するためには、ゴール13のみならず、他のゴールやターゲットとの関連を考慮した分野横断的な視点が必要だとされる<sup>41</sup>。

## (2) 国際社会の対応

SDGsの公式なフォローアッププロセスとして設置されたのが、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)で、毎年7月に国連本部で閣僚級会議を開催している。毎年17のゴールから4つ程度を選び、進行状況を確認するとともに、30数カ国が提出した報告に基づき自発的な国家レビューを行っている。2024年に開催されたHLPFでは、ゴール1(貧困)、ゴール2(飢餓、食料安全保障)、ゴール13(気候変動)、ゴール16(平和と公正)、ゴール17(パートナーシップ)が取り上げられた。閣僚級会合でまとめられた最終文書のゴール13(気候変動)に関するパラグラフでは、国連気候変動枠組条約とパリ協定の実施に向けて気候変動の野心度を高める必要があるとしている<sup>42</sup>。その後のパラグラフでも、国連気候変動枠組条約やパリ協定の交渉に関連した内容が続いており、SDGsのフォローアップが国連気候変動枠組条約下の国際交渉と密接に関連していることは明白である。HLPFは、4年おきに首脳級に格上げした会合を行っている。2023年に開催されたSDGsサミットで採択された政治宣言では、SDGs全般の取り組みの重要性に触れた上で、気候変動問題については、国連気候変動枠組条約とパリ協定の実施に向けて気候変動の野心度を高める必要があるとし、2024年のHLPFの閣僚宣言と同様の表現がなされている<sup>43</sup>。

気候変動を扱うゴール13のみならず、他のゴールやターゲットと気候変動問題の関連性を考慮した分野横断的な視点の重要性については、国連も意識している。そのため、国連経済社会局は、SDGsとパリ協定を統合的かつ相乗的に実施することで多くの利益が得られるとし、国連気候変動枠組条約事務局およびその他のパートナーと緊密に連携し、2030年アジェンダとパリ協定の相乗(シナジー)効果を強化するための国際会議を開催している。2019年から開催されているこの会議は、2025年には第6回目となる会議を開催し<sup>44</sup>、定期的に両制度の相乗効果を高めるための取り組みを支援するとともに、2023年からは年次報告書も発表している<sup>45</sup>。2023年に発表された最初の年次報告書の中で、相乗効果とは、二つ以上の行動が相互に作用することで生じる、個々の貢献の合計を超える結果をもたらす複合的または協調的な効果を指すとし、気候変動とSDGsに関連する政策の設計・実施における相乗的なアプローチは、個別ではなく同時に課題に取り組むもので、政策全体の効果を高める相乗効果をもたらす、と定義されている<sup>46</sup>。さらに、同報告書では、IPCCの第6次評価報告書の中で、SDGsのすべてのゴールと、気候変動の緩和と適応の関係は、トレードオフを相乗効果が上回ると指摘

したこと<sup>47</sup>を引用し、気候変動と持続可能な発展の危機に同時に対処することで、ウィンウィンの相乗効果を追求することが、現在の進路を修正する唯一の方法であり、膨大な既存の証拠は、パリ協定の目標とSDGsが相互に補強し合い、一方を達成するには他方が不可欠であることを裏付けている、とした<sup>48</sup>。

もともと、SDGsを定めた国連決議では、SDGsを含む2030年アジェンダの実施に潜在的な挑戦を突きつける主要な課題に対処するため、各国が他のフォーラムで実施している取り組みを奨励し、そのプロセスにおける独立したマンデートを尊重するとしている。また、2030年アジェンダとその実施は、それらの他のプロセスやそこで採択された決定を支援し、かつそれらを損なうものではないことを意図する、とも定められている<sup>49</sup>。このように、SDGs自体は他のレジームで行われている取り組みとの抵触を避けることが当初から意識されている。さらに、SDGsに関連する会議では、国連気候変動枠組条約やパリ協定の取り組みの重要性を指摘し、両条約の履行を後押しすることに主眼が置かれており、制度間関係は相乗的な関係にあるといえる<sup>50</sup>。この事例における調整をアボットとファウデアが示したレジーム間の調整のメカニズムに当てはめて考えると、SDGsが交渉が最終盤にあったパリ協定と整合するよう制度形態や設計を選択する補完性を目的とした制度設計をおこないつつ、かつ、SDGsに基づく行動とパリ協定が目指した目的がお互いに相乗効果を与えあう戦略的秩序付けも行ったと評価できよう。

## おわりに

国連気候変動枠組条約に加え、本稿で検討したオゾン層保護レジーム（ウィーン条約とモントリオール議定書）やSDGsにみられる実践は、先行研究が示している気候変動問題に関するレジーム・コンプレックスの存在を改めて示している。このように複数のレジームが併存する状態にあるということは、重複レジームの抵触という課題が生じる可能性がある。HFC規制の問題はその典型であるが、国連気候変動枠組条約とモントリオール議定書の間では、レジーム間の調整が行われ、重複レジームの抵触という問題を回避することに成功し、気候変動の緩和策の実践に向けて、オゾン層保護レジームがうまく気候変動レジームを補完した事例であると言えよう<sup>51</sup>。また、SDGsと気候変動レジームとの関係は、相乗的である。さらに、本論文では検討できなかった気候変動に関するプライベート・レジームの多くも国連気候変動枠組条約やパリ協定を補完する、あるいは相乗的な関係にある。

しかし、必ずしも重複レジーム間で調整がうまくいくとは限らない。調整が成功したHFC問題でも、キガリ改正によって達成されたレジーム間の調整には長い時間と多くの労力が必要であった。SDGsとパリ協定の関係についても、継続

的に相乗効果をもたらすべく、毎年会議が開かれたり報告書が作成されたりするなど、多くの労力が割かれている。レジーム間の調整をめぐる諸課題を解決するための努力は、今後も継続して行われることが必要である。

謝辞 本研究は JSPS 科研費 JP22K01375 の助成を受けたものです。

## 注

- <sup>1</sup> International Court of Justice (ICJ), “Advisory Opinion: Obligations of States in Respect of Climate Change,” 23 July 2025, paras 115, 121, 124, 129.
- <sup>2</sup> 山田高敬「国際レジーム論の系譜—統合から分散へ—」西谷真規子、山田高敬編著『新時代のグローバル・ガバナンス論—制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房、2021年、89-104頁。
- <sup>3</sup> Robert O. Keohane and David G. Victor, “The Regime Complex for Climate Change,” *Perspectives on Politics*, 9-1 (2011), pp.7-23.
- <sup>4</sup> *Ibid.*, p.8.
- <sup>5</sup> *Ibid.*, p.9.
- <sup>6</sup> *Ibid.*, p.8.
- <sup>7</sup> Kenneth W. Abbott, “The transnational regime complex for climate change,” *Government and Policy: Environment and Planning C*, 30-4 (2012), pp.571-590.
- <sup>8</sup> Kenneth W. Abbott and Benjamin Faude, “Hybrid institutional complexes in global governance,” *The Review of International Organizations*, 17 (2022), pp.263-291.
- <sup>9</sup> *Ibid.*, p.267.
- <sup>10</sup> *Ibid.*, p.281.
- <sup>11</sup> 近藤悠生、山田高敬「グローバルな気候変動ガバナンスの『共律化』—石油・ガス業界の低炭素化における金融セクターの役割—」『国際政治』第214号、2025年、34-49頁。
- <sup>12</sup> 毛利聡子「脱炭素社会を目指すプライベート・ガバナンス—NGO と機関投資家との相互作用に焦点を当てて—」『国際政治』第206号、2022年、165-179頁、渡邊智明「プライベート標準とパブリック環境ガバナンスの共進化—メタ・ガバナンスとしての欧州標準化システムと EU 違法伐採規制—」『国際政治』第214号、2025年、95-111頁。
- <sup>13</sup> Mario J. Molina and Sherwood F. Rowland, “Stratospheric Sink for Chlorofluoromethans: Chlorine Atom-catalyzed Destruction of Ozone,” *Nature*, 249 (1974), pp.810-812.
- <sup>14</sup> 両レジームの重複に関する初期の分析としては、Sebastian Oberthür, “Linkages between the Montreal and Kyoto Protocols: Enhancing Synergies between Protecting the Ozone Layer and the Global Climate,” *International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics*, 1-3 (2001), pp.357-377.
- <sup>15</sup> Decision X/16 “Implementation of the Montreal Protocol in the light of the Kyoto Protocol,” UNEP/OzL.Pro.10/9, 3 December 1998.
- <sup>16</sup> ただし、数値規制のスケジュールは、先進国と途上国の間で差異を設け、途上国には規制開始時期の猶予を認めている。
- <sup>17</sup> 久保田泉、亀山康子「国際レベルにおけるフロンガスの生産・消費・排出規制に関する課題と今後の展望」『季刊環境研究』168号、2012年、72頁。
- <sup>18</sup> UNEP/OzL.Pro.21/3/Add.1, 17 September 2009.
- <sup>19</sup> UNEP/OzL.Pro.21/3, 27 August 2009.
- <sup>20</sup> オゾン層保護レジームでは、2007年のモントリオール議定書第7回締約国会合で、一部

- の国から、HCFC-22の生産の副産物としてHFC-23が発生するプロセスについて、懸念が示されている。UNEP/OzL.Conv.7/7- UNEP/OzL.Pro.17/11, 25 January 2006, para 119.
- <sup>21</sup> 花岡達也「フロン類排出抑制による地球温暖化対策3：注目必須 原材料に使われるHCFC-22の増加と副産物」『地球温暖化』2021年3月号、2021年、28-29頁。
- <sup>22</sup> HFC-23破壊クリーン開発メカニズム（CDM）事業の問題点については、松本泰子「地球環境レジーム間の政策矛盾と因果メカニズム—HFC-23破壊 CDM 事業の事例」『環境経済・政策研究』第1巻第1号、2007年、54-64頁、参照。
- <sup>23</sup> Decision 12/CP.10, “Guidance relating to the clean development mechanism,” FCCC/CP/2004/10/Add.2, 19 April 2005, para 14.
- <sup>24</sup> FCCC/SBSTA/2013/L.24/Add.1, 14 November 2013.
- <sup>25</sup> United Nation Environmental Programme Ozone Secretariat, “Handbook for the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer,” Fourteenth edition, 2020, p.835.
- <sup>26</sup> UNEP/OzL.Pro.WG.1/33/6, 16 July 2013, para 177.
- <sup>27</sup> Decision 1/CMP.8, “Amendment to the Kyoto Protocol pursuant to its Article 3, paragraph 9 (the Doha Amendment),” FCCC/KP/CMP/2012/13/Add.1, 28 February 2013.
- <sup>28</sup> 京都議定書ドーハ改正は、2020年12月31日に発効したが、この日は奇しくも、ドーハ改正が定めた第二約束期間の終了日であった。
- <sup>29</sup> 例えば、HFCの排出は引き続き国連気候変動枠組条約の対象となることを認識しつつも、モンテリオール議定書に対し、HFCの生産及び消費の全世界的な段階的削減を実施するよう要請する、という提案がなされた。FCCC/TP/2013/8/Add.2, 30 October 2013, para 25.
- <sup>30</sup> United Nations Framework Convention on Climate Change, “Methodological issues relating to fluorinated gases,” <https://unfccc.int/process-and-meetings/transparency-and-reporting/methods-for-climate-change-transparency/methodological-issues-relating-to-fluorinated-gases>, 2025年12月7日最終アクセス。
- <sup>31</sup> UNEP/OzL.Pro.27/13, 30 November 2015, para 178.
- <sup>32</sup> Shiming Yang, “Growing Apart: China and India at the Kigali Amendment to the Montreal Protocol,” *Global Environmental Politics*, 23-2 (2023), p.80.
- <sup>33</sup> Leah C. Stokes, Amanda Giang, and Noelle E. Selin, “Splitting the South: China and India’s Divergence in International Environmental Negotiations,” *Global Environmental Politics*, 16-4 (2016), pp.26-27.
- <sup>34</sup> 京都議定書の附属書Aには、規制対象となる温室効果ガスが、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>の6つのガスと明記され、ドーハ改正でさらにNF<sub>3</sub>が追加されたが、パリ協定では、温室効果ガスの具体的な対象は明記されていない。
- <sup>35</sup> UNEP Ozone Secretariat, “Briefing note on Legal Aspects in the context of HFC Management under the Montreal Protocol,” <https://ozone.unep.org/node/4045>, 4 April 2016, 2025年9月29日最終アクセス。
- <sup>36</sup> Nathan Brogford-Parnell, et al., “Phasing Down the Use of Hydrofluorocarbons (HFCs),” Contributing paper for *Seizing the Global Opportunity: Partnerships for Better Climate*, The New Climate Economy, 2015, [https://newclimateeconomy.net/sites/default/files/2023-08/Phasing-down-HFCs\\_final\\_web.pdf](https://newclimateeconomy.net/sites/default/files/2023-08/Phasing-down-HFCs_final_web.pdf), 2025年9月29日最終アクセス。
- <sup>37</sup> Decision XXVIII/2, “Decision related to the amendment phasing down Hydrofluorocarbons,” UNEP/OzL.Pro.28/12, 15 November 2016.
- <sup>38</sup> 多国間環境協定間の調整については、西村智朗「多国間環境協定と『他の国際文書』との相互連関」『国際法外交雑誌』第113巻第4号、2016年、525-543頁、参照。この論文では、条約間の調整のあり方としては、制度上の抵触の回避、制度間の協力および調整、解釈

原則の適用を通じた抵触の解決が考えられるとされている。同上、537頁。

- <sup>39</sup> United Nations General Assembly, “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development,” A/RES/70/1, 25 September 2015.
- <sup>40</sup> Ibid.
- <sup>41</sup> 小坂真理「気候変動とパリ協定—SDG13」高柳彰夫、大橋正明編『SDGsを学ぶ—国際開発・国際協力入門』法律文化社、2018年、149頁。
- <sup>42</sup> United Nations Economic and Social Council, “Ministerial declaration of the high-level segment of the 2024 session of the Economic and Social Council and the 2024 high-level political forum on sustainable development convened under the auspices of the Council on the theme ‘Reinforcing the 2030 Agenda for Sustainable Development and eradicating poverty in times of multiple crises: the effective delivery of sustainable, resilient and innovative solutions,’” E/HLS/2024/1, 1 August 2024, para 51.
- <sup>43</sup> United Nations General Assembly, “Political declaration of the high-level political forum on sustainable development convened under the auspices of the General Assembly,” A/RES/78/1, 16 October 2023, para 38(1).
- <sup>44</sup> United Nations, “Global Conference on Strengthening Synergies between the Paris Agreement on Climate Change and the 2030 Agenda for Sustainable Development: Conference Summary,” [https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/25236un\\_bookletsynergies\\_v2.pdf](https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/25236un_bookletsynergies_v2.pdf), 2019, 2025年9月29日最終アクセス。
- <sup>45</sup> United Nations, “Harnessing Climate and SDG Synergy: Quantifying the Benefits,” Third Global Report on Climate and SDGs Synergies, [https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2025\\_un\\_synergy\\_solutions\\_covers.pdf](https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2025_un_synergy_solutions_covers.pdf), 2025, 2025年9月29日最終アクセス。
- <sup>46</sup> United Nations, “Synergy Solutions for a World in Crisis: Tackling Climate and SDG Action Together,” [https://sdgs.un.org/sites/default/files/2023-09/UN%20Climate%20SDG%20Synergies%20Report-091223B\\_1.pdf](https://sdgs.un.org/sites/default/files/2023-09/UN%20Climate%20SDG%20Synergies%20Report-091223B_1.pdf), 2023, p.18, 2025年9月29日最終アクセス。
- <sup>47</sup> Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC), “Climate Change 2023: Synthesis Report.” Contribution of Working Groups I, II and III to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change, 2023, p.109.
- <sup>48</sup> United Nations, “Synergy Solutions for a World in Crisis,” op.cit., pp.2-5.
- <sup>49</sup> United Nations General Assembly, “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development,” A/RES/70/1, 25 September 2015, para 58.
- <sup>50</sup> 同様な事例として、海洋プラスチックごみを事例として、SDGsとバーゼル条約の連携促進を検討した研究としては、高尾珠樹「地球環境問題協議枠組み間の連携促進にSDGsがもたらす効果—海洋プラスチックごみ問題に関する協議を事例に」『国際政治』第208号、2023年、92-107頁。
- <sup>51</sup> 国際司法裁判所の勧告的意見では、オゾン層条約の締約国に課せられた義務は、国連気候変動条約で定められた義務を補完するものである、としている。ICJ, op.cit., para 324.

## 書評

Cynthia E. Smith

*Designing Peace: Building a Better Future Now*

New York: Cooper Hewitt, Smithsonian Design Museum, c2022

真木 利江

広島女学院大学人間生活学部教授

本稿はクーパー・ヒューイット・スミソニアン・デザイン博物館（以下、クーパー・ヒューイット博物館）のシンシア・スミスによってまとめられ、同博物館から出版された『平和のためのデザイン：よりよい未来の構築』（*Designing Peace: Building a Better Future Now*）について扱う。この書籍は、2022年6月10日から2023年8月6日まで、同博物館で同じタイトルで開催された展覧会のカタログで、同博物館の公式ホームページでは、デジタル展覧会が一部の内容を除いて2025年9月現在も公開されている<sup>1</sup>。

この著作では平和への貢献を企図する都市、建築、グラフィック、アプリ、ゲーム、アート、イベント、会議体など多様なデザインの取り組みが扱われている。冒頭のシンシア・スミスによる「今、未来をデザインする」（pp.12-23）という論考で、平和の定義、取り組みの広がりや奥行き、展覧会と書籍の意義・構成について紹介があり、全体で41の事例とインタビュー1件を含む15の論考が5つの章に区分して収められている。章のタイトルは平和のためにデザインに何ができるかが問いの形で示され、事例と関連する論考が収められている。少し羅列的になるが、まずは章ごとに扱われるテーマ・問いと具体的な事例を概観したい。

第1章「デザインはいかにして人道的な平和と安全保障を支えるか？」には、9つの事例と5つの論考が収められている。ここでは、軍事力や制度的な枠組みを背景とする国家間の安全保障でなく、デザインによって可能性が開かれる人道的（人間的）な平和と安全保障の可能性が扱われている。つまり、対立や分断を生みがちな立場や経験の違いを超えて理解や対話を促すための取り組みで、時間や場所の共有による相互理解や、人々の共感力に訴えるデザインが紹介されている。「スタートブロック・エルゼンハーヘン」（pp.44-47、オランダ）は、難民と地元の人々の間の対話を促すように設計が継続的に検討されている集合住宅プロジェクトの一つで、環境改善の活動チームに参加することで、家賃が減額される仕組みをもつ若者向けの540戸の大規模集合住宅である。10-15戸単位で住宅がまとめられ、路地空間のように設計された共用空間で活動が行われることで、立場の違う若者がともに過ごす時間と場所を提供している。また、グラフィック・ノ

ベル「ダリーの冒険」(pp.38-39、チュニジア)は、若者が実際に過激派に勧誘された体験と対応の様を描き出す。テロリスト戦闘員を最も多く送り出した国であったチュニジアで、原因究明と勧誘に対する意識向上を目指して若者たちへのインタビューが実施され、デザインチームにより作品化された。ワークショップ等も展開され、体験に対する共感を手がかりとした取り組みとなっている。

つづく第2章「デザインは紛争の根本原因にどう対処できるか?」では、実際に存在する深刻な分断や潜在的な紛争の火種に対する取り組みと、人々の平和への内省を促す試み等、11の事例と2つの論考が収められている。前者の例として、国際サッカー連盟 FIFA に加盟できない国や地域、少数民族等によって構成されるサッカーの国際団体である「独立サッカー連盟 CONIFA」(pp.84-85、全世界)の活動が挙げられる。選手が国際的な舞台で地域や民族の代表として活躍し、地域・民族間の架け橋となる大使としての役割も果たす、政治的な中立を保持した国際的なスポーツの場が提供されている。後者の例として、日本の建築家、石上純也による「平和の家」(pp.108-109、デンマーク)が挙げられる。港に浮かぶ雲のような建築作品で、海の干満、さざなみや潮風の変化、光の反射など、うつろう自然への感覚を開き、平和への内省を促すシンボリックな作品だ。

第3章「デザインはいかにして創造的な対立に関与できるか?」では、5つの事例と3つの論考が扱われている。前向きな変化を引き起こすための建設的な批判や警鐘、不公正の糾弾をめぐるデザインで、挑発的で刺激的な表現をとまうものもある。たとえば「マップス(弾丸ラグシリーズ)」(pp.130-131、コロンビア、グアテマラ等)は、戦場で回収された使用済みの葉莖を編み込んだラグで、葉莖に刻まれた製造元と国のコードにより、紛争に非公式に武器提供している主体や利権争いの現実を糾弾する作品だ。別の事例として、砂時計をモチーフに作成された「絶滅のシンボル」(pp.138-139、全世界)は、絶滅種が加速度的に増えている現状へ警鐘を鳴らすシンボルで、簡潔なメッセージが文化的背景を問わずに展開可能である点が特徴として指摘されている。

第4章「平和と正義の探求においてデザインはどのように真実と尊厳を包摂できるか?」には5つの事例、インタビュー1件を含む4つの論考が収められている。ここでは、これまで隠蔽され忘却されてきた不公正な歴史にどう光を当てるか、また現在も疎外され虐げられている人々の声をどのように社会に反映させるか、その方法を模索する取り組みが扱われている。不公正な歴史への対応としては訴追・賠償・真実究明委員会など制度的な取り組みが必要とされる一方で、適切な追悼や記念も求められる。「先祖の庭」(pp.144-145、アメリカ合衆国)はかつて奴隷貿易の拠点だった港町チャールストンに所在する国際アフリカ系アメリカ人博物館に設けられた港を望む庭で、潮の干満により奴隷船と遺体のモチーフが水面から現れるランドスケープデザインとなっている。「ザ・クロニック」

(pp.160-193、全世界)は、アフリカの人々によるアフリカ全域に関する季刊の大版新聞で、オンラインでも発行されている。外部からの眼差しが偏見や独断を含み、アフリカがどのような場所であるかが単純化されがちであることに對し、エッセイ、インタビュー、批判・告発、物語、写真、漫画、イラストなど多様な表現を通して、アフリカの政治・文化・社会の現実と複雑さや可能性を描き出す紙面が提供されている。この章では女性の声を取りあげる活動も報告されている。

最後に第5章「デザインは不安定な状態から平和への移行をいかに促進できるか?」では、政治的・経済的・軍事的に不安定な紛争後の地域の人々や、難民となり安住の地を探す人々が、日常生活へ移行できるようサポートするデザインとして、11の事例と1つの論考が収められている。「ブルー：国連平和維持活動の建築」(pp.182-185、マリ、リベリア)では、平和維持部隊が使用する建築を部隊が去った後も継続して使用できるよう、建設初期から地元の人々が必要とする水・食料・電気等の提供場所として、また教育や文化の場として拠点化する提案で、他地域での活動にも展開できるケーススタディとして検討された。難民の移動については、直感的に情報が把握できるスマホアプリ、移動ルート沿いのわかりやすいサインのある支援拠点、書籍を格納し勉強机にもなる移動式ボックス家具など多様なデザインが紹介されている。

5つの問いに振り分けられた41の事例は、それぞれ2または4頁で冒頭にタイトルと設計者・デザインチーム、関係団体、実施場所・実施年等の概要が記され、説明文に写真やドローイング、イラスト、模式図等が付された統一的な形式でまとめられている。気になる図版やタイトルを手がかりに拾い読みすることも、問題意識を入口に事例を読み進めることもできる構成となっている。また、各章に収められた論考は、専門の活動家や研究者による報告や試論で、関心のあるデザインや問いを手がかりに、理論的な構えに触れることができる。建築を専門とする評者にとっては、建築による平和祈念・慰霊・警鐘のあり方を暴力の3つの形態に對應させて論じる建築家マイケル・マーフィによる試論「平和の建築」(pp.26-33)が関心を引いた。

さて、著者のシンシア・スミスはデザイン分野では『世界を変えるデザインものづくりには夢がある』(*Design for the Other 90%*)の編著者として知られている。この著作も同じくクーパー・ヒューイット博物館で行われた2007年の同名の展覧会を書籍化したもので、いわゆる「ソーシャルデザイン」と呼ばれる分野の取り組みが扱われている。現代のソーシャルデザインは、2000年代に入ってから、デザインスタジオの活発化や出版、展覧会等により、世界的なムーブメントとなっている。本稿では最後に、現在、デザインの実践と教育の基礎となっているモダン・デザインとソーシャルデザインの関係を整理した上で、本書の位置づけと意義を示しておきたい。

モダン・デザインは、産業革命以降、新しい材料と技術の活用、伝統的な様式やものづくりとの決別、劣悪な都市・居住環境など社会的課題の解決を目指したもので、社会的な志向が強い性格を持つ。19世紀の紆余曲折をへて、モダン・デザインの考え方や教育体系は1920-30年代に完成されたとされる。しかし、それとほぼ時期を同じくして、並行して取り組まれていた生産と販売の試行の中から、新しい商品によって以前の商品を古くさく見せる陳腐化のデザインなど、消費を喚起するデザイン手法が発明され、徐々にものづくりの世界は大量消費と大量生産のサイクルに飲み込まれていく。第二次世界大戦後、世界に拡大する経済本位の社会のあり方やものづくりの歪みに対して、1960年代後半には、公害問題、環境問題、ベトナム戦争などを背景として、各分野から異議申し立てが展開されるようになる。デザイン分野でも1970年代にかけて『宇宙船地球号操縦マニュアル』『生きのびるためのデザイン』等、いかにデザイナーが狭い視野でデザインを考え、本質的には意味のないデザインに心血を注いでいるか等を指摘する著作群が出版された。1980年代・1990年代の先進的な取り組みを経て、2000年代以降にはソーシャルデザインが大きな潮流となっている。こうした経緯からソーシャルデザインは、コマーシャルデザインの対語として使われることもある。

平和のためのデザインは社会のためのデザインでもあり、この著作で扱われるデザインのほとんどまたは全てがソーシャルデザインのカテゴリーにも含まれるだろう。しかし、＜平和＞という切り口で多様なデザイン実践を体系的にまとめる本格的な試みは、本書が初めてのものと思われる。また、前著『世界を変えるデザイン』で紹介されたソーシャルデザインの多くが基本的に困難や貧しさに対して、直接・間接に食料・水・保健・住居・エネルギー等の分野での「改善」を提案するデザインであるのに対して、本書ではより多様で複雑な問題へのアプローチが示されているように思われる。こうした構成が可能となった背景には、これまでの実践の蓄積とともに、平和学が培ってきた理論的枠組みが示唆を与えているのかもしれない。そして＜平和のためにデザインにできること＞の可能性が示された本書は、複雑な現代社会にあって、世界的な問題を一度に解決できるような大きな変革でないとしても、よりよい社会へ向かうデザインの実践が世界中で重ねられていること、そうした取り組みが世界中に開かれていることを教えてくれる。

## 注

<sup>1</sup> Cooper Hewitt, Smithsonian Design Museum, “Designing Peace,” <https://exhibitions.cooperhewitt.org/designing-peace/>, (last visited on November 11, 2025).

## 参考文献

- 山崎亮『ソーシャルデザイン・アトラス：社会が輝くプロジェクトとヒント』鹿島出版会、2012年。
- シンシア・スミス編著、北村陽子訳『世界を変えるデザイン：ものづくりには夢がある』英治出版、2009年。

## 紀要『広島平和研究』（第14号）投稿の募集について

『広島平和研究』編集委員会では、2027年3月に発行予定の『広島平和研究』第14号に掲載する原稿を募集いたします。

募集する原稿は、特集論文、独立論文、研究ノートです。特集論文は、「揺れる国際秩序」に関連するテーマについて、また独立論文と研究ノートは、「平和」に関するものであれば、自由に設定していただいて構いません。原稿は「投稿規程」に従って執筆、投稿してください。

投稿をご検討の方は、可能な限り2026年8月20日までに事前連絡をお願いいたします。投稿の締め切りは、2026年9月15日です。

事前連絡、投稿原稿は電子メールで広島平和研究所紀要編集委員会に送付してください。

E-mail: [journal-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp](mailto:journal-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp)

## Call for Papers: Hiroshima Peace Research Journal, Vol.14

We invite articles for the *Hiroshima Peace Research Journal*, Vol. 14, scheduled to be published in March 2027. Those who are interested in contributing should indicate the category appropriate to their submission from among: “Special Feature,” “Research Article,” and “Research Note.”

The theme for this special feature is “International Order in Turbulence.” Research articles and research notes should be related to “peace.”

If you are considering submitting an article, please contact us in advance by August 20th, 2026.

Please follow the “Submission Guidelines” on our website when preparing your submission. The deadline is September 15th, 2026.

Prior contact and submissions should be made via e-mail to the address of the HPI Editorial Committee below:

E-mail: [journal-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp](mailto:journal-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp)

## 『広島平和研究』 投稿規程

広島市立大学広島平和研究所の紀要『広島平和研究』の執筆に際しては、本投稿規程によるものとする。投稿された論文は匿名の査読者による査読に付される。

### 1. 使用言語

- (1) すべての投稿原稿は日本語または英語で執筆されたオリジナルの未公開のものであり、他誌において発表済み、または投稿中であってはならない。
- (2) 邦文原稿の場合には、提出時に英文表記による表題と執筆者名を別記すること。

### 2. 原稿と文字数

- (1) 原稿は、原則として Microsoft Word で作成すること。
- (2) 特集論文、独立論文は、邦文16,000～25,000文字、英文10,000～15,000ワードとする。
- (3) 研究ノートは、邦文14,000～20,000文字、英文8,500～12,000ワードとする。
- (4) 書評（招待原稿のみ）は、邦文4,000～5,000文字、英文2,500～3,000ワードとする。
- (5) 注、および図表等は制限字数内に含めること。
- (6) 邦文原稿内での半角英数字は1/2文字としてカウントする。(A=「文字数（スペースを含めない）」、B=「全角+半角カタカナ」とした場合、「A+B」÷2で換算する)
- (7) 論文要旨及びキーワードは、制限字数にはカウントしない。

### 3. 原稿の書式

- (1) 邦文原稿の書式はA4横書き、36字×36行とすること。英文原稿の場合は、英語の投稿規程を参照すること。
- (2) 審査の都合上、投稿原稿には執筆者の氏名を掲載しないこと。投稿原稿とは別に、氏名、投稿原稿のタイトルとカテゴリー（特集論文・独立論文・研究ノートのいずれか）、所属と職名、Eメールアドレス、住所を記した文書を別ファイルとしてメールに添付して提出すること。

### 4. 文章、および章、節、項

- (1) 邦文原稿の文章は、新字体、新仮名づかいによるものとする。また、本文と注における句読点は点（、）と丸（。）とし、原則としてコンマ（,）ピリオド（.）は用いない。
- (2) 各見出しの数字は、以下のように統一する。なお、「はじめに」と「おわりに」には数字を振らない。

（例）

はじめに

1. ○○○○

(1) △△△

(a) ◇◇◇◇

(b) ◇◇◇◇

(2) △△△

2. ○○○○

### 3. ○○○○

おわりに

## 5. 注と図表

- (1) 注は原則として論文末に一括すること。
- (2) 注番号は本文の該当箇所の右上付きに1、2、3のように通し番号で入れること。末尾の注の一覧にも1、2、3の番号を付すこと。
- (3) 注における参照文献の示し方は、原則として、著者、書名、発行所、発行年（もしくは著者、論文タイトル、掲載誌、巻・号、発行年月）、頁数とすること。
- (4) 図表、写真等には、通し番号を付し、本文中に挿入位置を明示して提出すること。

## 6. 論文要旨、キーワード

- (1) 邦文原稿・英文原稿ともに、執筆者の責任において要旨を作成し提出すること。邦文原稿の場合は400字程度、英文原稿の場合は250ワード程度とし、論文・研究ノートの冒頭に掲載すること。
- (2) 論文・研究ノートにはキーワードを3～5語抽出し、要旨の後に掲載すること。

## 7. ウェブ上での公開とその許諾

『広島平和研究』は、編集委員会が認める手段でウェブ上に公開される。原稿の提出をもって、投稿原稿がウェブ上に公開されることに関して執筆者が許諾したものとする。

## 8. 著作権に係る許諾

投稿原稿に掲載する画像・写真・図表等で著作権に係る許諾が必要なものについては、執筆者の責任において許諾を得ること。許諾は、ウェブ上での公開を含めて得ること。

## 9. 校正

校正は三校までとする。筆者校正は二校までとし、原則として字句の訂正程度に留めるものとする。

## 10. 提出先

投稿原稿は電子メールで、journal-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp に送付すること。

(2025年12月18日教授会承認。2026年1月18日施行)

## Hiroshima Peace Research Journal Submission Guidelines

This guideline details the format and the style for manuscript submissions to ensure consistency and clarity in editing and publication. Manuscript citations should follow the Chicago Manual of Style. All papers are subject to anonymous peer review.

### 1. Language

All manuscripts must be written in English or Japanese and must be original works that have not been previously published or submitted elsewhere.

### 2. Manuscript and the Length

- (1) Manuscripts should be prepared using Microsoft Word.
- (2) Article length should be between 10,000 and 15,000 words, including notes, statistics, photographs, etc.
- (3) Research notes should be between 8,500 and 12,000 words, including notes, statistics, photographs, etc.
- (4) Book reviews are by invitation only and should be between 2,500 and 3,000 words.
- (5) Abstract and keywords are excluded from the word count.

### 3. Manuscript Format

- (1) The manuscript should be submitted digitally and should use a double-spaced 12-point font and A4 page formatting.
- (2) To facilitate the blind review process, your name should not appear on any page of the submitted manuscript. Please submit a separate cover sheet that includes your name, article title, category of the article (Special Feature, Research Article or Research Note), position, institution, e-mail address and a mailing address.

### 4. Numbering of Sections

The Introduction and Conclusion sections should not be numbered. Headings and sub-headings should be numbered according to the following system: Major headings: 1.2.3; First sub-headings:

- (1) (2) (3); Second sub-headings: (a) (b) (c).

[Example]

Introduction

1. XXX

(1) AAA

(a) BBB

(b) BBB

(2) AAA

2. XXX

3. XXX

Conclusion

### 5. Notes, Tables, Figures, etc.

- (1) Notes should be numbered sequentially throughout the text and inserted at the end of the text, rather than at the bottom of each page.
- (2) Notes should be indicated in the text by superscript figures and collected at the end of the article in numerical order.

(3) Notes should follow this basic format:

Book: Author's given name or initial(s), author's family name, title of book [italic] (city of publication: publisher, year of publication), page numbers.

Journal article: Author's given name or initial(s), author's family name, "title of article," name of journal [italic], volume number (year of publication): page numbers.

Chapter in book: Author's given name or initial(s), author's family name, "title of article," in title of book [italic] editor(s) of book (city of publication: publisher, year of publication), page numbers.

(4) Tables, figures, images, etc. should be numbered and have brief titles. Indicate locations in the text to insert tables and figures. Submit tables, figures and images on separate sheets.

(5) A list of references in alphabetical order should be provided at the end of the article with family names appearing first.

### **6. Abstract and Keywords of Article**

(1) The manuscript must be accompanied by an abstract (approximately 250 words).

(2) Provide 3 to 5 keywords. These should appear immediately after the abstract.

### **7. Online Publication and Author's Consent**

Hiroshima Peace Research Journal will be made publicly available online through methods approved by the Editorial Committee. Submission of a manuscript shall be regarded as the author's consent to its online publication.

### **8. Copyright Permissions**

Authors must obtain permission from the copyright holder before including any third-party materials—such as images, photographs, or figures—in their manuscript. They bear full responsibility for securing such permissions. Such permission must allow for both print and online publication.

### **9. Proofreading**

Proofreading should be limited to three rounds. The authors are permitted to proofread only up to second proofreading, and as a general rule, no additional corrections are allowed except for typographical errors and omissions.

### **10. Submission**

Submission should be made via e-mail to: [journal-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp](mailto:journal-peace@m.hiroshima-cu.ac.jp)

(Approved by the Research Staff Meeting on December 18th, 2025 and in effect from January 18th, 2026)

## 『広島平和研究』掲載原稿に係る審査規程

### 第1条 目的

『広島平和研究』に投稿される原稿に関する審査の公平性及び透明性を確保し、並びに査読手続を明確にするため、この規程を定める。

### 第2条 原稿の種類と審査対象

- (1) この規程に基づく審査の対象は、「論文」、「研究ノート」、「書評」に該当する原稿とする。
- (2) 「巻頭言」、「活動報告」及びその他原稿については、この規程に基づく審査の対象としないものの、編集委員会の裁量により編集上の修正を行うことができる。

### 第3条 審査及び掲載

- (1) 前条第1項に掲げる審査は、原則として、2名の匿名査読者による査読により行い、その結果に基づき、編集委員会が原稿の掲載の可否を決定する。
- (2) 査読者による査読の依頼に際しては、以下の点を考慮した上で査読者を選定する。  
なお、外部査読者については、依頼条件を満たす場合には謝金を支払うこととする。
  - (a) 当該分野の専門乃至その分野に近い人を査読者候補とする。
  - (b) 原則として1名は学内から、他の1名は学外から選定する。
  - (c) 投稿者を指導した経験のある者は、原則として除外する。
- (3) 査読手続のための評価方法（評価シートの書式を含む）については別途編集委員会にて定める。

### 第4条 編集委員会による依頼原稿の審査

編集委員会が依頼する原稿については、査読者による査読を省略することができる。

### 第5条 改正

この規程の改正については、編集委員会が発議し、教授会による承認により決定する。

### 附則

この規程は、教授会の承認を得た日から起算して1箇月を経過した時点から施行する。なお、同規程が施行されるまでの期間は、これまでの編集において確立された慣行に則った査読手続を適用する。

(2016年9月29日教授会承認。同年10月29日施行)

## **Regulations for the Evaluation of Manuscripts Submitted for Publication in Hiroshima Peace Research Journal**

### **Article 1. Objectives**

This Regulation provides for the purpose of ensuring fairness and transparency in evaluating the articles submitted to the Hiroshima Peace Research Journal (HPRJ), as well as to clarify the peer review procedures.

### **Article 2. Article Types and Areas of Evaluation**

- (1) Types of articles to be evaluated based on the Regulation shall be “research paper”, “research note” and “book review.”
- (2) “Foreword”, “activity report” and other types of manuscripts are not subject to review based on the Regulation, but they can be edited at the discretion of the HPI Editorial Committee.

### **Article 3. Evaluation and Publication**

- (1) When carrying out evaluations mentioned in paragraph 1 of the preceding Article, the submitted articles are normally peer-reviewed by two anonymous reviewers, and the Editorial Committee shall decide if the articles should be accepted in accordance with the peer review results.
- (2) Upon request of peer review, reviewers shall be selected in consideration of the following criteria:
  - (a) Experts in the concerned field and/or reviewers whose area of expertise is close to the field.
  - (b) As a general rule, one reviewer will be selected from Hiroshima City University, and the other from outside the University.
  - (c) In principle, those who have supervised the author shall be excluded.

It is to be noted that an honorarium will be paid to the external reviewers on condition that the request is satisfactorily completed.

- (3) The Editorial Committee shall decide the evaluation method for the peer review procedures including the form of the evaluation sheet.

### **Article 4. Exemption from Evaluation**

Articles that the HPI Editorial Committee request to submit shall not be subject to peer review by reviewers.

### **Article 5. Amendments**

Amendments of this Regulation shall be proposed by the Editorial Committee and be approved by the HPI Research Staff Meeting (RSM).

Supplementary Rule: This Regulation is deemed to be in effect from the time that has elapsed one month from the date of the approval of the RSM. It should be noted that the peer review procedures in line with the established practice in the editing shall be applied until the Regulation enters into force.

(Approved by the Research Staff Meeting on the 29 September 2016 and in effect from 29 October 2016)

## 編集後記

『広島平和研究』第13号をお届けします。本号は大芝亮広島平和研究所長・特任教授の退職記念号となりました。大芝先生ご自身による広島での7年間を振り返るエッセーと永井均先生の献辞から、大芝先生の数多くの研究業績と社会貢献、広い問題関心、そして穏やかで気さくなお人柄が伝わったのではないのでしょうか。

エッセーでも書かれていましたが、大芝先生の平和研での大きなお仕事のひとつに、広島市立大学デジタルアーカイブの構築があります。本紀要が刊行されるころには、一般公開されている予定です。これまでに『広島平和研究』で発表された論文もここに含まれておりますので、ぜひご活用ください。

今回も充実した論稿を掲載することができました。巻頭の「平和研究の窓」は、大芝先生と親交の深い佐々木卓也先生にご寄稿いただきました。そして今号は特集論文のテーマを「戦後80年を超えて」とし、戦後日本の平和教育と東京裁判に関する論文を掲載しました。加えて、気候変動とガバナンスに関する独立論文、平和に関する博物館展示に関する書評を掲載しています。平和に関する多様な議論のあり方を示すような幅広いテーマを扱う号となりました。

次号の特集論文のテーマは「揺れる国際秩序」です。その他、平和に関する独立論文および研究ノートも募集します。次号から新しく紀要編集委員会専用のメールアドレスを使用しますので、投稿規程をご覧ください。

(竹本真希子)

### 広島平和研究 第13号 Hiroshima Peace Research Journal, Vol. 13

2026年3月10日 発行

発行：広島市立大学広島平和研究所

所長 大芝 亮

〒731-3194

広島市安佐南区大塚東3-4-1

TEL 082-830-1811

FAX 082-830-1812

編集：広島平和研究所 紀要編集委員会

竹本真希子、沖村理史、孫賢鎮、

森上翔太

Visit HPI's website at <https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/publications/journal/>